

第五十回 参議院日韓条約等特別委員会會議録第八号

昭和四十年十二月二日(木曜日)
午前十時三十三分開会

委員の異動

十二月二日

辞任

八田 一朗君

補欠選任

山本茂一郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

寺尾 豊君

大谷藤之助君

久保 勘一君

草葉 隆國君

長谷川 仁君

松野 孝一君

亀田 得治君

藤田 進君

森 元治郎君

二宮 文造君

委員

井川 伊平君

植木 光教君

梶原 茂嘉君

木内 四郎君

黒木 利克君

近藤英一郎君

笹森 順造君

杉原 荒太君

園田 清充君

田村 賢作君

中村喜四郎君

日高 広為君

廣瀬 久忠君

柳田桃太郎君

國務大臣

内閣総理大臣

法務大臣

外務大臣

大蔵大臣

文部大臣

厚生大臣

農林大臣

通商産業大臣

労働大臣

國務大臣

政府委員

内閣官房長官

内閣法制局長官

防衛庁防衛局長

防衛庁教育局長

法務政務次官

法務省民事局長

法務省刑事局長

法務省刑事局長

山本茂一郎君

和田 鶴一君

伊藤 顯道君

稲葉 誠一君

岡田 宗司君

小林 武君

佐多 忠隆君

中村 英男君

羽生 三七君

横川 正市君

渡辺 勘吉君

黒柳 明君

鈴木 一弘君

曾根 益君

岩間 正男君

市川 房枝君

佐藤 肇作君

石井光次郎君

権名悦三郎君

福田 越夫君

中村 梅吉君

鈴木 善幸君

坂田 英一君

三木 武夫君

小平 久雄君

松野 頼三君

橋本登美三郎君

高辻 正巳君

島田 豊君

安戸 基男君

山本 利壽君

新谷 正夫君

津田 實君

事務局側

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

入木 正男君

後宮 虎郎君

安川 壯君

西山 昭君

藤崎 萬里君

安嶋 彌君

今村 謙君

大口 駿一君

丹羽雅次郎君

石田 朗君

高島 節男君

有馬 元治君

増本 甲吉君

結城司郎次君

坂入長太郎君

渡辺 猛君

宮出 秀雄君

本日の会議に付した案件

○日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条一の漁業に関する水域の設定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第

二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(寺尾豊君) ただいまから日韓条約等特別委員会を開会いたします。

まず委員の異動について御報告いたします。昨日、高橋雄之助君、本日、八田一朗君が委員を辞任され、その補欠として八田一朗君、山本茂一郎君が選任されました。

○委員長(寺尾豊君) 日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めるの件、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条一の漁業に関する水域の設定に関する法律案、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案

以上四案件を一括して議題とし、質疑を行ないます。稲葉誠一君。

○稲葉誠一君 総理に端的にお伺いするわけですが、日韓条約がアジア外交の第一歩である、これは総理がたびたび言われていることですが、それに関連することをあつと最初にお聞きするわけですが、本日、伝えるところによりますと、例のアジア開発銀行の本店が日本ではなくてマニラにきまつた、こういうふうなことが伝えられておるわけですが、これは私も当然日本に本店が

来るところ考えておたわけですが、どこに原因があつてさうな事になつたのかというようなことを含めて、一つの全体の感想なり、あるいはこのことに関連をしてアジア外交に一つの欠陥があつたのではないか。その反省なり、あるいは将来の対策、展望、これらのことについて最初にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(佐藤榮作君) これは新聞の報道だけではなく、私もわれわれの期待に反した事態が起ったと、かように思っております。ただいままで私どもが考えておるのは、経済的協力あるいは技術的協力、それはいわゆる工業先進国として日本が果たすべき役割りではないか、そういう意味

で開闢途上にある東南アジア諸国も必ず日本の立場を理解してくれることだと、かように実は思っていたのでございます。ただいま御指摘になりますように、各方面で日本に必ず来るだろう、か

るだろう、日本もまたそういう意味で努力しますと、財界方面、各方面にも申したいましただけに、たいへんな事態が起きた、かように思っております。その後、大蔵あるいは外務等におきまして申しておりますように、本店が東京に来ないからこれについて却却あるいはこの問題に冷淡な扱い方をする、さようなことはもちろんするつもりはございません。したがって、この開発途上の国にはそれぞれの民族的ないろいろの意見が出てくるから、そういう点をさらにわれわれが十分理解して、そうしてともどもに協力態勢をつくること、いうことでなければならぬ、かように私も反省しておるような次第でございます。

○稲葉誠一君　その問題は、いずれ予算委員会その他の場で十分論議されることだと思ひますので、日韓会談の問題、日韓条約の問題に入つてまいりたいと思ひます。

そこで、私がお聞きしたいしておりまして非常に疑問に思いますのは、日本と韓国の間で完全に合意が成立したと、こういうのかどうか。完全に合意が成立したのだ、こう承ってよろしいわけですか。

○国務大臣(佐藤榮作君) これは何度も申し上げておりますように、完全に意見が一致したから調印を終えた、かように私どもも思っております。

○稻葉誠一君 それは聞くのもやばな質問なわけですがね。そうすると、完全に合意が成立したなら、解釈の食い違いがあるはずはないわけですから、解釈の食い違いというものはあるのですか、ないのですか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 解釈の食い違い、これはやはりそれぞれの人によりまして説明のしかたが違つたり、あるいは技術上の問題があつたり、あるいは重点を置いての説明をしたり——国内に重点を置くとやはりポイントがそうなる。必ずしも答弁のポイントがそれぞれが合つてゐるとは思いませんから、そういうところからただ単に表現上の相違だけでなしにポイントが狂つてゐるのじゃないか、こういうふうな疑問が出てくると、私はか

ように思います。

○稲葉詠一君 私は、完全な合意をしておれば、解釈の相違なんてあり得ようはずがないわけですね。(「そんなことはないよ」と呼ぶ者あり) そんなことはないと言つたつて、それはあたりまえじゃないですか。そういう問題を論議しておるのと、そういう問題だけで論議して蒸し返しになり、それから、話を先に進めますけれども、そうしますから、国内向けの発言というものはあり得るのだと、しかし、それは完全な合意とは離れたものだ、越えたものだ、ということとは当然認められるわけでしょう。

○国務大臣(佐藤榮作君) 李東元外務大臣がワシントンで記者会見をして、そして話をしまして、その中に条約の——これは新聞の報道そのものから、会見したのはこのとおりであるかどうすから、会見したのはこのとおりであるかどうすから、やや私はそのほうの確実性についてまで責任

を持ちませんが、新聞の報ずるところは、こゝろを言つておるのですね。「条約の解釈の上で食い違ひがあるのも事実だが、それはこまかい点で、原則的には問題はない。このような食い違ひは通常的外交ルートで解決できると思う。」これが李東元外務大臣の言つておることです。ちよいどいま伝えられたばかりであります。私ども、権名君あたり外務当局も全然食い違ひがないとは申しておおりませんです。また、それらの食い違ひについて一解決の方法はあるのかと言われれば、外務当局は十分解決の方法はありますとしばしば答えております。具体的に問題が起これば外交ルートで交渉しますと、かように申しておりますし、原則的には両者において食い違ひがない。これは新聞の報道でありますから、私が取り上げるのはいかにかかという御批判は別といたしまして、ただいま申し上げるように、率直にそういうように思ひます。

○稲葉誠一君　いま総理があつた李東元氏の新聞発表ですか、取り上げられましたのですが、さうすると、それを私も引用しますが、解釈の食い違ひの問題じゃなくて、その中でラスク長官と会つ

○国務大臣(佐藤榮作君) これはまあ李東元がそういう話をしたというのが報道されております。また、これに対してラスク長官がいかに答へなうか、これは別です。また、日本政府がそういう申し出があつたらどうするか、こういうこともこれはまた別でございます。ただいままでそういう問題はございません。しかし、ただいま私が非常に心配をしておりますのは、三国で集まりますと、純然たる経済上の問題にいたしましたしても、いろいろ誤解を受けるだろう。とにかく誤解を受けるようなことは慎まなければならぬ、かように私は思つております。

○稲葉某一君　その「誤解を受ける」というのは、何を誤解するのでしょうか。別に日本とアメリカかと韓国が集まって話をしたって悪いことはないのじゃないのですか。だれも誤解しないのじゃないのですか。何を誤解するのでしょうか。

○國務大臣(佐藤榮作君)　ただいま稲葉さんが言われるように、これは日本とアメリカと韓国が一緒になったからといって、ちつとも差しつかえなない。純然たる経済上の問題を話し合うことは、それはまた目的がはっきりできてくる。しかし、いま言われておりますのは、何もないその問題にしても、日韓条約自身が軍事的背景があるのだ、か

より誤解を与えておる、不安を与えておる、そういうことを避けなければならぬ、かように私は申し上げておるのであります。

○稲葉誠一君 いまの問題はあとで入りたいと思うのです。

そこでぼくは、だから「必要によつては」という前提があるわけですね。ですけども、いまの段階でそういうことをするということもなかなか言い得ないというところならば、これはあとの話として出てくると思いますが、そこでもう一つ問題といえますか、日本の韓国との間でまだ国会に提出されていない追加の合意議事録があるという話が出てくるわけですね。これは御存じじやないですか。あのね、参議院承認直後に追加議事録を発表すると金東炸というのですか、これがソウルで話しているのです。こういふような国会に出てない追加議事録があるのじやないですか。私はあると聞いているのです。ただね、あると聞いているけれども、それをいま発表することが日本のいふような問題について差しさわりのあるもので、だからそれを発表するのは待つてほしいといううなことになるのだというところも聞いているわけですね。そういううな事情ならば私は了承しないわけではな。経済上の問題で何かあるのじやないですか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 稲葉君のいまのお尋ねにつきまして、私実情をつまびらかにしておりませんので、事務局からお答えさせていただきます。

○政府委員(後宮虎郎君) お答え申し上げます。私もその情報を新聞のあれを見まして、どういふことかわかりませんので、実は先方のほうに何を意味しているのかいま照会している段階でございまして、私の承知する限りといえますが、あるいは了解する限りでは、おそらくたまたまは経済協力に関する実施細目の問題、それから安全操業に關する民間協定の問題、それから例の海底電線の分割及び料金の支払い問題等、協定の中でいろいろ予想されている今後合意しなくちゃいけないことがあるわけでございます、そのことを言及し

ているのじやないかと思うのでございしますが、詳細はまだ先方に問い合わせるところでございします。

○稲葉誠一君 あることはあるでしょう。

○政府委員(後宮虎郎君) これからつくる段階でございします。

○稲葉誠一君 それから、批准のときに基本条約は英文がありまされども、それ以外のものも英文がもうすでにできていて、それを韓国に行くときに持っていくのだといううな説が自民党の党内情報というものに出ていますね。これは英文のものはほかのものもできていくわけではな。○国務大臣(椎名悦三郎君) ほかのものについては英文はできていません。

○稲葉誠一君 そうすると、基本条約はまあ別ですが、それ以外のものは英文のものをつくらないのですか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) つくる必要は必ずしもなかつたもんですから、つくりませんでした。

○稲葉誠一君 いまはつくつてないというあなたのお話ですからわかりましたが、そうすると、批准のときに基本条約以外のものは英文は持つていきませんか。それは断言できますか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 持つていく英文ができていまして、ですから持つてまいりません。

○稲葉誠一君 いや、できてないことを聞いているのじやないですよ。まだ日にちがあるでしよう。それまでにつくつて持つていくのかというところを聞いているのですけれども、それは重要な問題でもありませんから、別のことに進みますが、そうすると問題は、基本条約が、これは総理でも外務大臣でも、この中で法律的にどうしなくても必要なもの、法律的にどうしなくてもなければならぬというものは、この基本条約の中でどれなんでしょうか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 法律的に必要であるかどうかというお話であります、とにかく法律

的にしても、あるいは法律のなものでないにしても、とにかく必要なものを基本条約にまとめた、こういうわけでありまして、どうも御質問の要旨がよくわかりません。

○稲葉誠一君 これは条約局長が答えているではないですか。基本条約は法律には必ずしも必要でないものが含まれているんじゃないですか、これは答えていたじやないですか、この前。私はそういう意味に聞いているんですよ。だから、法律的な問題と政治的な問題と別個の問題だと思ふ、私は分けて考えなければいけないと思ひますが、書いてあるから必要だという意味じやなくて、法律的には特になじやならないというものではないわけですよ、これは。その点をぼくは明確にしたい、こう思つて聞いているわけですよ。この前条約局長ははつきり答えているのです。法律的には必ずしも必要なものではないのだと、こう言っているわけですよ。答えてください、その点。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 条約局長に答えて……

○政府委員(藤崎萬里君) 基本関係条約の各条項がすべて絶対的になくちゃならないものかということに對しては、それは法律上、純法律的には申せませんとお答えしたことがございます。つまり、外交関係の開闢といううなことも、条約の形で合意しないで實際やつても差しつかえのないことである。それから、いろいろな協定の締結のため交渉を開始するといふうなことも中にあるわけでございますが、これを、そういう合意をわざわざしないですぐ交渉を開始してもよろしい、それから、ほかの確証事項といふのは、これは確認でございますから、当然なくちゃならないというものではない、そういう意味でお答えしたわけでございます。

○稲葉誠一君 それは条約局長の言うのは正しいわけですよ。基本条約といふのは法律上にはなくともいいようなものです。

そこで別の問題に入りますが、これは総理ね、ちよつと恐縮ですけども、大学の試験みたいで

恐縮なんですけれども、国家といふのは何と何と何で構成はできているものでしょうか。(笑聲) いや、それは大事なんです。大事なんです聞いているわけ、そこから入らないと話にならないわけだ。大事なんです。法律的な国家の構成要件、どちらでもいいですよ。(そんなのは法制局長官で答えるんだよとつぶやきあり)

○政府委員(高辻正巳君) 国家といふものを最も簡単に……

○稲葉誠一君 要点だけでいいですよ。

○政府委員(高辻正巳君) 定義をいたしますと、要点だけを申し上げます、社会に統治組織ができたもの、それがすなわち国家であると思ひます。

○稲葉誠一君 そんなことを聞いているんじゃないですか。構成要件は何と何かと聞いているのです。主権と領土と国民でしよう。これがなければ国家は成立しないわけでしょう。そんなのをぼくの口から言わせようといふのがおかしいですよ、これは。一つ一つ押えていかないとだめなんです。

○政府委員(高辻正巳君) そこで私は念を押しまして、最も簡単に申し上げれば、と申し上げましたが、社会に統治組織ができたものと申し上げました。その社会といふのをさらに分析すれば、お話をうなことに思ひます。

○稲葉誠一君 それなら初めからそう言つてください。時間がかつてしまふじやないよ。

それじやお聞きしますけれども、ぼくは根本問題で明確になつていないところがたくさんあるんですよ、この日韓には。一九四八年八月十五日に大韓民国ができた。いいですか、その領土は一体どこだったのですか。それから始めないと、あらゆる問題、管轄権でも法的地位でもわからないですよ、この問題は。領土はどこだったのかと聞いている。

ものは国連決議に書いてあるとおりのものだというふうに考えております。と申しますことは、大韓民国政府の有効な支配及び統治権の、管轄権の及ぶ範囲は南鮮の部分である、そういうことでございます。

○稲葉誠一君 そんなこと聞いてないですよ。一九四八年八月十五日に大韓民国ができたというのだから、そのときの領土はどうだったかと、こう聞いているのです。何も国連決議のことを聞いているのじゃないですよ。質問の意味と答えと違いますよ。意識的に答えをはぐらかしているわけですよ。だめですよ、それでは。一番大事なところですよ、これ。これが基本じゃないですか、日韓の基本条約の。(「必要ないよ」と呼ぶ者あり)必要ないじゃないですよ。一番大事なところですよ、これ。あなたも答えにくいのですよ。繰り返しているが、全然この問題が出てないですよ。ほぐがいますまでと同じ質問をしたら答えなくてもいいですよ。そうじゃないですよ。違う質問をしているのですから答えてくださいよ。

○政府委員(藤崎萬里君) 大韓民国ができた当時の管轄権の及ぶ範囲は三十八度線以南であつたわけでございます。

○種葉誠一君 それは日本の領土だったのじゃないのですか。平和条約が効力を発生するまで日本の領土だったのでしょうか。日本の領土じゃないですか、それは、あなた。

○政府委員(藤崎萬里君) 日本としては、平和条約が発効するまでは日本の領土であるというたてまえをとっておりました。しかし、平和条約が発効したときに朝鮮の独立を承認し、この承認した時期は平和条約発効時でございますが、しかし、朝鮮の独立という事実は一九四八年八月十五日に起こったものであるということは、前から申し上げておりますように、併合条約もそのときに失効して、したがって、一九四八年八月十五日以後は朝鮮は日本の領土ではなくなつたわけであります。

○稲葉誠一君　どうも問題に対して意識的にはく

らかしておりますね。なぜはぐらかしているかといえは、ぼくはわかるのです、その気持ちにはわかるのですよ。それじゃ、大韓民国が八月十五日にできたといふことは、国際法違反だといふことを日本は主張していたのじゃないですか。そうでしょう。久保田代表がそういう主張をしてみましたね。だから、それに引っかけられるといけなからというので、あなたは用心をして百九十五のⅢへみな持っていくちゃうのです。そんなことをぼくは聞いているのじゃないですよ。だから、日本の領土に大韓民国ができたといふことになるのですよ。変な話なんですよ。国民はどうなったのですか、それじゃ、国民はどこにいたのですか。○政府委員(藤崎高里君) 平和条約で最終的な処分がきまつたわけでございますが、その時期のとり方については、平和条約の発効時に独立したのだとかいうようなことにする必要はないわけでございますまして、いかかもその例をほかにもとつて御説明申し上げましたが、委任統治が信託統治に切りかわつたのも、やはり、日本としては占領期間が長かつたために、占領期間中に連合国側でとられた措置を追認せしめられたわけでございまして、その間に何もあいまいな点はないと存じます。

のは出てきているわけなんです。そういうような一つのものができ上がっているわけですから、国際法違反だと言つて日本が主張したことは間違いないと思ふ。それじゃ、久保田代表が、大韓民国が一九四八年八月十五日にできたことは国際法違反だと主張したことがあります。これは後宮さんのほうがよく知っているのじゃないかな。

○政府委員(後宮虎郎君) お答え申し上げます。そういう主張を会談中にいたしましたことはないうと承知しております。

○稲葉誠一君 そんなことないですよ。久保田発言にちゃんとそれが入っていますよ。それで韓国、おこつたのじゃないですか。それじゃそこにこだわるというと、話があれになりますから、じゃ韓国を日本が承認をしたのは、いつどのような形でやったわけですか。これは総理でも外務大臣でも、なにですが。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 平和条約締結の際に承認をした。

○稲葉誠一君 え。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 平和条約発効の際に……

○稲葉誠一君 どっちです。

は事実上の承認の中に、どういうふうに分けるか、これを私、聞いておるわけです。これは法制局長官でも政府当局でもいいですわ。それを明確にしてもらいたいのですよ。それが非常に不明確なんですわね、出発点から。それは政府委員でもいいですよ。

○政府委員(藤崎萬里君) 日本政府としましては、占領——まだ平和条約発効前に、日韓正式交渉を始めたときに、もう事実上承認の意思の決定をいたしておたわけでございます。これを国際法の先生方が言われるいわゆる事実上の承認に相当すると見るかどうかは、これは學者に私まかせていいことじゃないかと思いますが、正式に法律上の承認にそれが切りかわったのは、日本が外交権を持つようになった平和条約発効の際である、かように考えております。

○稲葉誠一君 法律上の承認だと、それは政府当局の統一見解だと、こう承つてよろしいですか。これは外務大臣、どうですか。いま条約局長が言つたのはいいですか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 政府の統一見解でございます。

○稲葉誠一君 そろそろとあれですね、法務大臣、寝てないで、(笑)外務大臣、法務省では韓

○稻葉誠一君 そんなことを聞いているのじゃないですよ。平和条約の発効までは、朝鮮——いまの韓国の管轄権というのは日本だったのでしょ

○国務大臣(推名悦三郎君) 韓国を承認した。
○稲葉誠一君 じや国家の承認は、外務大臣、あ
なた非常に詳しいのですけれども、国家の承認は

○國務大臣(石井光次郎君) お答えします。いま

う。それから日朝鮮人も日本人だったのでしょう。そういうところに大韓民国ができるというはずがないわけですよ。国際法違反だつてはつきり

事務局でもいいですよ。一般論としてね。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 正式に書面をもつて

外務大臣がお答へしたように、平和条約発効のときからこれを……。

○稲葉誠一君 いや、法律上の承認ですよ。

主張しているじゃないですか、日本でいままです。しかし、その話をやるとほかの話ができなくなりますから。韓国ができたこと自身が国際法違反の

承認するという場合もあれば、あるいは簡単に認めようと、(笑声)おめでとぅ、これでも承認になる、いろいろあります。

○國務大臣(石井光次郎君) これは同じことだと思ひます。

○稲葉誠二君 法務省は從來そういう解釈はとつ

事実の積み重ねみたいなのです。物的基礎はどこかといえば、御案内のとおり、アメリカ軍が軍令三十三号で日本人の財産をベストして、それ

○稲葉誠一君 おめでとうの話を聞いているの
じゃなくて、(笑聲)おめでとうたって、まだ一月一
日にならないのだから、まだ早いですよ、おめで

ておらないですね。これは民事局長、民事局から
通達が出ていますね。事実上承認だという通達が出
ていますね。間違いないでしょう。それから法

を九月十一日ですかに、李承晩政府にトランスファーしているわけでしょう。移譲しているわけでしょう。そこで大韓民国政府の物的基礎という

とは。そうじゃなくて、法律上の承認と事実上の承認とがあるわけでしょう。法律上の承認の中に明示の承認もあり、黙示の承認もある、あるいは

務省の民事局長は、答弁の中で、これははっきり言っているのは、承認ではない、事実上の承認の準備段階だと、こう言っていますよ。だから、政

1. *Journal of the American Medical Association*, 1997; 277: 1033-1037.

府の見解は統一してないのじゃないですか、そこはどうか、法務省のほうは。

○政府委員(新谷正夫君) 過去いろいろお答えしたことがあると思いますが、ただいま外務大臣がおっしゃいましたように、政府の統一的な見解をいたしましては、平和条約の発効いたしましたときに韓国を承認したと、こういうふうに考えております。(いままで言われたこと、でためたことと呼ぶ者あり)

○稲葉誠一君 いままで言ったのは、法務省がそう言っていないのです。たとえば昭和三十五年六月五日の民事(四)第一五三三号——法務省民事局第五課長の回答、これは事実上承認しているというふうに言っていますね。それから民事局長、前の平賀さんは、「日本政府が韓国政府というものを正式の政府として正式に承認したことはまだならぬか」と思いますが、とにかくその準備段階にあるということがあるのではないかと思います。昭和三十八年二月五日参議院法務委員会、こう言っているわけですよ。これはばくの質問を読んでくれと話してありますから、このとおり間違いないと思うのですが、違ひのじゃないですか、ね。だから、こういうふうに日本が韓国をいつ、どのような形で承認したかということ自身が根本的に政府の中では違ひているわけですよ。(違ひない)と呼ぶ者あり) 違ひているじゃないですか。条約局長はこの前何て言いました。平和条約発効のときというより、むしろ同じ日付ではあるけれども、駐日代表部の口上書があったときに承認があったのだという意味のことを答えているじゃないですか。全く違ひのですね、その点がある。だから、根本的に日韓の問題は基本的にもあいまいもこの形で行っているわけですよ。外務大臣、いま法律上の承認だと言われましたね。法律上の承認なら平和条約は韓国当事者でないわけですよ。そうでしょう。条約局長なんかは当事国から当事国に対する一方的意思の通知だと、こう言っているわけですよ。平和条約は韓国当事者じゃありませんから、そんな通知なんかあり得ないわ

けですよ。そこで法律上の承認が行なわれるのはおかしいですよ。そう思いませんか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 先ほど申し上げたように、政府の統一見解としては平和条約発効の際であると、こう言っております。(笑)

○稲葉誠一君 だから、承認というものは、ある国からある国に対する意思表示でしょう。それが平和条約のときに当事者でない韓国に与えられたくないじゃないですか、こう言っているのですよ。(事実上の承認だ)と呼ぶ者あり) いや法律上の承認だと言っているのだから……

○国務大臣(椎名悦三郎君) お前の国を承認するといふ、いわゆる明示の承認と、それからいろいろ事実上の行為によって行なうところの黙示の承認、こういった二色あるわけですよ。すなわち、黙示の承認というものがあつた、こう解釈しております。

○稲葉誠一君 当事者じゃないのですよ、韓国は。だから、それに対して意思行為がありつこないじゃないですかと言っているのですよ。まあしかし、いいでしょう、その問題は、ここで押し問答していてもはかのことのできなくなつちやいますから、あれですが、それが基本的に考えられてくるわけですね。

じゃ、もう一つお聞きしますけれども、大韓帝国と、今度できたというか、いま条約結ばうとして大韓民国、これはどういう関係になるのですか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) これは関係はございません。

○稲葉誠一君 いままで政府がそういう答弁をしていましたか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 関係はございませんが、そういう答弁をかつてやっておったかどうかということは、私いま記憶しておりませんので、調べて申し上げます。

○稲葉誠一君 あのね、逆なことをいままで言っていたんじゃないですか。それを私聞いていたわけですよ。大韓帝国と大韓民国が関係がないな

ら、前の法律が、平和条約で、無効だとか何とかという問題はならないのじゃないですか。おかしいでしょう。そんなことを言うこと自身がおかしいんですよ。基本条約二条ですか、そんなことを言うこと自身がおかしいんですよ。理論的にそうじゃないですか。(そうじゃないでしょう)と呼ぶ者あり) うるさい外野席席。(笑)

ほくはさらに、時間の関係で進めますが、平和条約の発効のときに政府は一体何と答弁しているのですか。西村条約局長は、昭和二十六年十月二十日ですが、こういうふうに答弁していますよ。「日本政府としては、第二条(四)の規定によつて朝鮮の独立を承認する」と、「すなわちかつて存在した独立国であつた朝鮮が、独立を回復した事実を承認する」と趣旨である、こうははっきり言っているんですよ。この答弁と、いま全然関係がないという答弁と違ひのじゃないですか。これは重要な問題ですよ。

○政府委員(藤崎萬里君) ただいま外務大臣が答弁されたのは、大韓帝国という国家と大韓民国とは、直接的に継承する関係にないという趣旨で言われたものと思います。朝鮮という地域が、かつて独立国であり、朝鮮人が国家を形成しておつたという歴史的な、社会的な事実で、同じところに大韓民国ができた。これはそれを関連があるとすれば関連があるわけですが、法的な連関はないわけでありまして。

○稲葉誠一君 重要なところですよ、よく考えてください。いいかげんなことを言わないで。これは法的地位の問題、請求権全部関係してくることじゃないですか。いいですか、そのあとで西村条約局長また言っています。いま言つたように、「かつて存在した独立国であつた朝鮮」、これは何ですか、朝鮮という地名じゃないでしょう、大韓帝国じゃないですか。大韓帝国の独立を回復した事実を承認するのだと、はっきり言っているわけですよ。平和条約のときに、したがつてその後

の答弁でこう言っています。「第二条(四)の結果、

在日朝鮮人諸君は、当然大韓民国政府によつて代表されておる韓国の国籍を取得、回復するものと考へておる次第であります。もしかりに在日朝鮮人諸君の一部に、大韓民国政府を正統政府として認めないという立場をとる人があるとするならば、それはいわゆる朝鮮内部における国内問題でありまして、云々と、こう言っているわけですよ。在日朝鮮人全部大韓民国政府によつて代表される韓国の国籍を取得するのだと、こう言っているんですよ、はつきり。前のものを回復するのだからそういう議論になつてくるのですよ。そういうふうになつて答弁しているのじゃないですか。これがその当時の日本の政府の態度だったのじゃないですか。そのことと、あなた法的に關係ないということとは違ひのですね。それを明らかにしなければいけません。この外務省の見解をまづ確かめなければならぬ、大事なところですよ。なぜこういう見解が出てきたかというところは、よくはわかりません。それはあとであれしますが、いまのところをもつとはつきりしてくだい。

○政府委員(藤崎萬里君) 西村条約局長も朝鮮という字を使つておられるのは、それだけの意味があるのをごいまして、その趣旨は、私が先ほど申し上げたことと変わりないと思ひます。

○稲葉誠一君 そうすると、在日朝鮮人は当然大韓民国政府によつて代表されておる韓国の国籍を取得するのだ、回復するのだと、こういう西村条約局長が言っていることをあなた認めるのですか、それならまた話は別ですよ。この答弁よく研究してください、大事な問題ですよ。

○政府委員(藤崎萬里君) 私がいま申し上げましたのは、その大韓帝国とかいふものと、大韓民国というその国家との継承関係のことをごいします。国籍の問題については、私直接の担当でございます。その中で、答弁を差し控へたいと思ひます。

○稲葉誠一君 それじゃ法務大臣、あなたのことろですね、国籍の管轄は。平和条約に、なぜ在日朝鮮人の国籍の問題に入らなかつたのですか。これは大事なところなんですよ。これ、石井さん、

あなた非常によく勉強されておられるのでお尋ねするわけですがね。大事なところなんです。石井さんから答えてください。

○国務大臣(石井光次郎君)　ちょっともう一ぺん……。

○**福永誠一** 君 成立したですね、平和条約のときに、日本から朝鮮が分裂したというか、独立したでしょう。当然朝鮮人の国籍問題というものが入るはずなのですがね。入らなかったのはどういうわけなのですか、こう言っているのです。

○国務大臣(石井光次郎君) それは、その当時において北と南の、朝鮮人の中にもいまのような状態に分かれておる形があったものでございますから、そこへはつきりとしたものを出すことができなかったわけであると思っております。

○福業誠一君　そうなつてくると外務省ですね。条約局長が平和条約のときに言っていることと違ふのじゃないですか。平和条約のときにもうそういう形で前のものが存在して独立を回復したのだ。したがつて、「在日朝鮮人諸君は、当然大韓

得、回復するものと考えておる次第であります。』と、こゝはつきり言っているのですよ。全然違ふでしよう。そうなれば、在日朝鮮人は全部韓国民なんだから、そういう意味で国籍のことを規定し

なくてもよかったのだということなら、これはまた筋が通るのですよ。そうじゃないですか、どうもはつきりしませんですな。そういう考え方だったのですか。回復するのだと、だから全部大韓民国国民だったという考え方だったのですか、政府

はその当時……。

○國務大臣(石井光次郎君) ただいま私の申しましたような考え方もあったために、非常に不安定でございましたから、はつきりしたことが言えない情勢があつたということで、そこへ何も書かない

○稲葉誠一君　そりすると法務大臣の言われるこ
あつたと思います。

とは、西村条約局長が答弁したことで違ひのですか、同じなんですか。

○国務大臣(石井光次郎君) 見方の相違だけだと思ひます。

○稲葉誠一君 見方の相違ではないですね。日韓

の第一次友好条約の草案は、日本から出したものは、在日朝鮮人は全部大韓民国政府の国民であるという草案を第一次友好条約と言っていましたからね。日本から出しているのじゃないのですか。その事実はどうですか。これは外務省、知っている

でしょう。後宮さん初めからタッチしているのだから、わかつているのじゃないですか。

○政府委員（後宮虎郎君） 交渉の経緯から申しますと、むしろそういう考え方は韓国側にこそあります。得るはずなのでございまして、すなわち、ここに

いる在日朝鮮人は全部韓国人であるという考え方は、これは先方はそういう立場をとりたいという希望は、韓国側にこそあつたわけでございますが、日本側では、この今度の基本条約三条でも、明らかにありますように、そういう立場をとつてお

らないものでございますから、日本側から出す提案にそれが入っていたということはあり得ないわけがあります。向こうから出したのがあったかどうかは、ちょっと記憶がないわけがあります。

その点は、理論的に言えば後宮さ

○稲葉誠一君

んの言々とおりなんですよ。だけれども、そうではないということが言われておるから、ぼくは確めて聞いておるわけなんです。そうすると、どうもはつきりしないのです。平和条約のときに国籍条項規定しなかったと、それは西村条約局

長の言を惜りれば、国籍を回復して、あらゆる者が大韓民国国民だということなんで書かなかったというふうにとれるわけですね。そうではないというところ、そうすると、西村条約局長が平和条約のときに言っているこの基本的な問題を、そのまま

踏襲するわけですか。〔局長の答弁というのは、
たためなのか、質問者がる言っているように、
この西村条約局長の答弁というものについてまず
答えてみる、進まぬじゃないか、前に〕と呼ぶ者

○政府委員(藤崎萬里君) 西村条約局長の当時の答弁については、なお詳細に検討して、どういう趣旨でそういうことを申したか、お答えいたしたくないと思いますが、しかし、筋は、先ほど来申し上げ

げておりますように、大韓民国が大韓帝国を法的に継承するという関係のものではない。これははっきりいたしておるわけでございます。国籍の問題についての考え方は、これは法務省の当局からお答えするのが筋だろうと思っております。

○政府委員(新谷正夫君) 国籍の問題でございますが、御承知のように、人がいかなる国籍を取得するかということは、その人の属する国との関係の問題でございます。したがって、平和条約が発効いたしました際に、在日朝鮮人がいかなる

国籍を取得するかということを、日本政府として断定はできなかったわけでございます。（西村局長は断定しているじゃないか」と呼ぶ者あり）ただ、西村条約局長がそうおっしゃいましたのは、おそらく、大韓民国を承認することになりました

し、大韓民国の国民になるであらう、また朝鮮が一つの国家に統一されることが望ましいという考えがあつたので、そこで大韓民国国民になるであらうという趣旨で言われたのじゃないかと思いますが、私どもとしましては、日本政府として、在

日朝鮮人がすべて韓国人であるという断定はできません。

○稲葉誠一君 よく内容を検討してくれませんか。いま民事局長が言うのと違うと思うんです。

しかし、時間の関係がありますから、ほかに進み

この基本条約第三条によりますと、「朝鮮にある」云々と、こうあるわけですね。三条ですか、というんだが、北鮮も含めてということであれ
ば、この条約の適用地域は朝鮮全域であるとい
うます。

ふりに言えるんじゃないですか、その点はどうですか。第三条ですね。

○國務大臣(権名悦三郎君) 基本条約第三条は、朝鮮の一部に朝鮮人の大部分が居住してゐる、こ

れに對して有効な支配、管轄權を及ぼし得る政府ができた、こゝういふその政府をそのまま第三条で引用いたしました、そして條約の相手方である大韓民國政府とはこゝういふものであるといふことをそこに確認をしておる、こゝういふ性質のもので

ございます。したがって、その当時は三十八度線以南ということになっておると考えております。その後、朝鮮事変を経て、休戦ライン以南ということになっておるわけであります。

どね。ほくの手元に、政府で出した想定問答集があるんですよ。こんなものを用意しちゃおかしいかもわからないけれどもね。その基本条約の部分の29問というのがある。「29問「朝鮮にある……」とあるが、北鮮も含めてということであれば、こ

の条約の適用地域は朝鮮全域であるといえるのではないか。」「これは問題だ、問いね。これの答えが、「第三条は、韓国政府が国連決議の内容と一致するものであることを確認しているにすぎない。基本条約はもとより、属地的に適用される条約ではない。」

ないであつて、その適用範囲が問題となること
はない。」答えね。そこで注があるのですよね。
(注)と書いてある。注がおもしろいですがね、
これは。「第四八国会において第三条は適用範囲
を定めたものであるとの趣旨の答弁——例四〇・

二・二四衆外委の外相答弁——外相って権名さんですね、あなたが「が行なわれたことがあるが、これは避けることとしたい」、こう書いてある。書いてあるのですね。それで、あなたはいままでずっと、これは第三条は条約の適用範囲だ、

こういう答弁をしてまいりましたね。一べんじゃないですよ。四十年の三月二十六日——じゃない。いまのが二月二十四日です。その後、三月十九日に衆議院の戸叶さん、三月二十九日に参議院で羽生さん、三月二十六日では藤田氏も同じように

うなことを言っています、ちよつと法制局、こつちの聞いていることをね——そうすると、その適用範囲だということ、じゃこれは誤りだったのですか。あなたは最初のときは、穂積さんから聞

かれたときは、二回も三回も念を押して、それは違ふのだらうと言われても、いや、違ひません、そうですと、こう言っているのですよ。まあ読んでみましょか。読むのも時間がかかるからあれですがね。まあ時間があつたなら、もったいないのですかね。三回も四回も答えているのですね。むしろ、違ひのじゃないかと言われても、そうです、こう答えているのですね。条約の適用範囲を規定する目的をもつて書かれたものでありますと、あなたが言っているのですね。そして種々さんが、そうではないに云々というのじゃないかと言つたら、条約の適用範囲、すなわち云々の範囲であります、こう言っているのですよ。それからあとも全部そうです。第三条が条約の適用範囲だという規定のしかたは、あなたが答弁したのは、これは間違ひだつたのですか。間違ひだか訂正するのですか。あるいは、間違ひではないというのですか。どうもはつきりしないのですね。なぜ避けることとするのですか。これは、ここがよくわからないのですよ。間違ひなら間違ひ。あなたは、基本的性格をきめたのだと、こうあとから變つてきたのでしょ。なぜそういうふうに変つたのかね。前が間違ひだつたのかどうか。

○國務大臣(権名悦三郎君) 第三条の目的です。ね。第三条をそこへ書きおろした目的、それは明らかに百九十五号の決議にあらわれておるとおり、これは政府であるというのを言おうとしてゐる。だから、大韓民国の政府の性格を確定するといふ目的のもとに書かれた第三条である。しかし、その第三条の中に、それから明らかなごとく、實際支配力を及ぼす範囲、管轄権の及ぶ範囲といふものは、その当時においては三十八度以南、それから朝鮮事変後は休戦ライン以南といふことになるわけでありまして、でありますから、三条が管轄権の範囲を定めたその条項であるといふふうに言つたのは、これは私は訂正しておるはずで、第三条はあくまで百九十五号に言われておるとおりの政權である、政府であるという、政府

の性格を確定したにすぎない。ただ、その内容から、管轄権の及ぶ範囲はどこであるかといふことは自然に出てくる。だから、必要な場合には第三条の内容に照して、そして請求権の問題でもきまつてくるわけなんです。でありますから、三条そのものの目的は、確定をしたものだ、政府の性格を。しかし、その内容からは、實際に及ぶ管轄権といふものはどこからどこまでの範囲であるかといふことは出てくる。必要に応じてはその管轄権の範囲をこれによつてきめるといふことがで、さういふことでございまして、正確に言うところ、そこで第三条の目的は、管轄権をきめたものだといふのはちよつと言ひ過ぎでございまして、これは訂正する。私は訂正しております。

○稲葉誠一君 いや、管轄権といふのは、その国の管轄権でしよ。適用範囲といふのは、条約の適用範囲なんですよ。条約の適用範囲といふことは、その大韓民国の管轄権といふことは、觀念的には違ひなわけですよ。その適用範囲といふようなことを訂正しているといふけれども、あなたは三回も、四回も同じ答弁をされているんですよ。なぜ訂正するようになったか、その経過があるんじゃないですか。適用範囲といふ説明をする、何か特別にぐあいが悪いことがあるんですか。その適用範囲が變つたとか、適用範囲が延長されるんじゃないかといふことで、ぐあいが悪いことでもあるんですか。どういふわけで、じゃ、あなた間違ひした答弁したんですか。

○國務大臣(権名悦三郎君) 日韓条約にうたり内容としては、必ずしも大韓民国の領土はどこからどこまでであるといふことを言ひ必要はない。ないです。それとまざることをちよつと困る、こゝういふことであります。そこで、その管轄権の及ぶ範囲、こゝういふようにはつきりとしたものが第三条から出てくる。それで第三条そのものの目的は、韓国政府といふのはこゝういふものであるといふことを言ひおろしたにすぎない。しかしその中から、内容から、現実に管轄権の及ぶ範囲はこゝういふことであるといふことで、こゝういふようにはつき

りと了解を与えないとまぎれていかぬ、こゝういふ考えで訂正をいたしました次第でございまして。
○稲葉誠一君 これは總理、北との關係で、大韓民国と国交回復すれば北を承認するわけにいかないとか、分離國家、二つをやることはいけなかつたか言われましたね。ですけれども、この条約から考えると、政治論は別ですよ。法律論には北のほうは關係してないですから、法律論には北を承認しても、たとへば外交關係を持つてもかまわないんじゃないですか。政治論じゃないですよ、法律的な問題ですよ。
○國務大臣(佐藤榮作君) いま政治論、法律的にはさういふことじゃないかと言われますが……。
○稲葉誠一君 政治論は別です。
○國務大臣(佐藤榮作君) 法律的にといつても、これは私はあまり法律詳しくないんですが、しかし、何にも結んでないから、さういふ意味ではできるんじゃないか、非常な通俗的にさういふことは言えるかと思ひますが、これはしかし、ただいま同一民族、この朝鮮半島の一國家だ、こゝういふ考え方でスタートしている、この法律論といふのは、實際に合わない議論である、こゝういふことには、かように私は思ひます。
○稲葉誠一君 いままでいろいろ議論してきましたけれども、本論に入りたいと思ひわけですが、朝鮮戦争ですね。これは戦争になるのかならぬのか、ちよつとはつきりしないんですけれども、あの朝鮮戦争、俗にいう戦争、あれを日本の政府としては、国連の關係にあるいは日本の憲法との關係で、こゝういふ性格のものである、こゝういふふうに考えられておられますか。戦争ですか、あれ、どういふふうに考えられるのですか。
○國務大臣(佐藤榮作君) 朝鮮動乱といふことばを使つたり、朝鮮事変といふことばを使つたり、また南北戦争といふことばを使つたりしてありますが、なかなかに國際法的に見まして、これがいわゆる法律的な戦争になるかどうか、これは私になかなか疑問があるんじゃないかと、かように思ひます。いずれにしても、こゝになまぐさい事態が起

きたことは、これははつきりしている。戦争だから日本が介入しない、動乱だから介入する、そんなものじゃない。これだけは誤解のないように願つておきます。なかなか定義するのはむずかしいんじゃないでしょうか。私にもよくわからないんですが……。

○稲葉誠一君 これはアメリカでは、國際警察力の行動だ、こゝういふふうにトルーマンなんかは宣言していただつた。元來、国連が出ていく場合には、戦争といふことはあり得ないといふ考え方をとつてゐるんじゃないですか。侵略行動に対する排撃なんだから、国連が行動する場合には戦争じゃないんだ、こゝういふ考え方をとつてゐるんじゃないですか。

○政府委員(高辻正巳君) 國連憲章の基本的な精神としては、国連が行動する場合は、お説のように國際社會におけるその秩序の維持といふことが、平和の維持、安全の擁護といふことです。さういふものために武力を使うといふことがあつたわけですが、これは國連憲章上、戦争であるといふことではないかといふことは別にしないで、思ひますけれども、基本的な理念としては、やはり一國対少なくとも一國の抗争である、戦争ではないと思つておるうちに私は思ひます。

○稲葉誠一君 さうすると、朝鮮戦争か、動乱か事変かは別として、それは日本國の憲法九條の關係でいふと、どれに当たるのですか、当たらないのですか。

○政府委員(高辻正巳君) お答え申し上げますが、憲法九條は、御存じのように、日本國が武力を行使する……。

○稲葉誠一君 文字です、文字の解釈として、日本國が武力を行使してゐるわけじゃないのですから、朝鮮戦争が日本と關係ないといふことはわかつてゐる。日本の憲法でいふと、どれに当た

○政府委員(高辻正巳君) したがって、いまそこまで申し上げるわけですが、さういふわけでございまして、日本國が武力の行使をするといふこ

とになりますと、いかなる活動に介在をして、そういうことがなされますにしても、あるいは一國対一國の關係において生ずる場合にしまして、同じように憲法九条のやはり問題が出てくる。そこには日本國が國權の意思といふことが、國の意思作用として國力の行使をするといふことになれば、やはり憲法九条の問題を不問に付するわけにいかないといふのが私どもの考えでございます。

○稲葉誠一君 そすると、文字の解釈としては、憲法九条といふところの「武力による威嚇又は武力の行使」、こういうことに該当すると、こういうことになるのですか。

○政府委員(高辻正巳君) 場合を限定して申し上げないと、大事な問題でございますので、念のため私の了解が正しいかどうかを伺わしていただきたいのですが、いまおっしゃっておる趣旨は、朝鮮における國連の活動に対して日本國が参加する場合といふことを前提としてのお話でございますか。

○稲葉誠一君 まだそこまでいいない、抽象論。

○政府委員(高辻正巳君) 抽象論として申し上げれば、実は先ほど申し上げたことに尽きますが、日本國が武力の行使をするといふことに該当するかどうか、それは日本國が一方に立ち、他方が單なる他方の國であるという場合であらうと、あるいは國連の活動の場面に於いてそれが實現する場合であらうと、同じように、日本國憲法の九条といふのは、日本が武力を行使する場合に当たるか当たらないかといふのが、いずれにしまして問題にならないを得ない、こう考えます。

○稲葉誠一君 基本条約に入りますが、基本条約の四條であつておる國連憲章の原則ですか、これは何をさすわけですか。

○國務大臣(椎名悦三郎君) 國連憲章の原則といひますと、第二條であります。

○稲葉誠一君 第二條を——一項から七項までありますね。これをひとつ恐縮ですけれども、あなたでなくてけっこうです、政府委員でいいのです

が、読んで説明してくれませんか。それを一応説明聞きましよう。そのあとでまた質問しましよう。全部読んでください。いままで全部読んでないから……

○政府委員(藤崎萬里君) 第二條、「この機構及びその加盟國は、第一條に掲げる目的を達成するに當つては、次の原則に従つて行動しなければならぬ。1 この機構は、そのすべての加盟國の主權平等の原則に基礎を置いてゐる。2 すべての加盟國は、加盟國の地位から生ずる權利及び利益を加盟國のすべてに保障するために、この憲章に従つて負つてゐる義務を誠実に履行しなければならない。3 すべての加盟國は、その國際紛争を平和的手段によつて國際の平和及び安全並びに正義を危くしないように解決しなければならぬ。4 すべての加盟國は、その國際關係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる國の領土保全又は政治的獨立に対するものも、また、國際連合の目的と兩立しない他のいかなる方法によつてものほまなければならぬ。5 すべての加盟國は、國際連合がこの憲章に従つてゐるいかなる行動についても國際連合にあらゆる援助を与へ、且つ、國際連合の防止行動又は強制行動の對象となつてゐるいかなる國に対しても援助の供与を模まなければならない。6 この機構は、國際連合加盟國でない國が、國際の平和及び安全の維持に必要な限り、これらの原則に従つて行動することを確保しなければならない。7 この憲章のいかなる規定も、本質上いづれかの國の國內管轄權内にある事項に干渉する權限を國際連合に与へるものではない。また、その事項をこの憲章に基く解決に付託することを加盟國に要求するものでもない。但し、この原則は、第七章に基く強制措置の適用を妨げるものではない。」

これが全文でございますが、これで……

○稲葉誠一君 いいです、あと聞きましよう。

そうすると、七項のただし書きでいう「強制措置の適用を妨げるものではない」と、こういうこととに日韓兩國が同意してゐるわけですね。その強制措置といふのは何ですか、國連憲章でいう強制措置といふのは何に該当してゐるのですか。四十一條、四十二條、いろいろありますね、それは何と何ですか。

○政府委員(藤崎萬里君) 四十一條、四十二條のどちらも強制的に行なわれる場合には、強制措置といふふうに觀念してよろしいかと思ひます。

○稲葉誠一君 いや、内容ですよ。

○政府委員(藤崎萬里君) 四十一條、四十二條を讀み上げましようか。

○稲葉誠一君 讀み上げないで、内容を説明してください。四十一條は非軍事的措置でしよ。四十二條は軍事的な手段を列挙したてゐる。四十二條は軍事的な手段でございませう。

○稲葉誠一君 そすると、四十一條、四十二條の、四十一條は非軍事的強制措置、四十二條は軍事的措置、これに対して日韓兩國は協力をするといふことに、協力するといふことが論理の飛躍ならば、それを、その原則を守るといふことになるのじゃないですか、理論的には。論理の發展はさういふふうになるのじゃないですか。守り方は別ですよ。守り方の内容は別として、國連憲章二條といふものの原則を守るといふことですから、二條の中には強制措置の適用を妨げないのですから、強制措置といふものは非軍事的もあり、軍事的もあると、こうなつてくれば、それを日韓兩國が指針とすると、こういうことになつてきて、軍事的措置も日韓兩國が原則として指針とすることになつてくるのじゃないですか、これは総理いかがですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 条約局長に説明いたさせます。

○政府委員(藤崎萬里君) 第二條は原則に關する規定でございまして、ここからすぐ具体的な義務が出てくるというふうには一般に理解されておられません。したがつて、この間もちよつと話が出ましたけれども、たとえば朝鮮動亂に対して國連がああいう決定をいたしましたとしても、すべての國が軍隊を派遣して協力しなければ憲章違反になるかといふと、それは思はれておらないわけでございます。また、オーストリアという中立國も現に國連の加盟國でございます。したがつてこの憲章自体、規定の中にも明らかでございます。筋といたしましては、加盟國としては特別協定を結んだ場合には、その特別協定に従つて協力すればよろしいわけでございます。それぞれのできることをすればよろしいといふのが、この現在の憲章の規定の義務としては、それでよろしいということになると思ひます。

○稲葉誠一君 あなたのは、前は三十九條の話をしてゐるので、三十九條は朝鮮動亂かも知れぬけれども、これは勧告ですから、拘束力ないので。四十一條、四十二條は拘束力が出てくるんじゃないですか。そこで問題となつてくるのは、それじゃ強制措置、非軍事的な強制措置は、日本の憲法との關係で、それはあれですか、全面的に日本としてはやれるんですか、非軍事的措置……

○政府委員(高辻正巳君) 憲法九條は、御承知のとおり武力中心の規定でございまして、憲法九條が直ちにその問題に關連があるようには考えません。しかし、憲法の精神といふものは、平和といふものが基本になつておりますから、その辺からくる政治的な判斷といふものは、やはりいろいろ考へなければならぬものがあるかと思ひますが、法律上の問題としては、憲法九條を中心とする憲法の条章からは、直接には出てまいらないと思ひます。

○稲葉誠一君 そすると、非軍事的措置は、憲法とは直接關係がない。朝鮮動亂のときに、これは占領中だつたことにもよりますけれども、日本がいわゆる勞務の提供といふか、鉄道、船舶、非常に朝鮮へ参加したわけ、これはこの前、後宮さん認めたわけですが、そのおかげで朝鮮動亂が、それはあつて食ひとめることができたのだといふことを、これは当時の駐日大使のロバート・マーフィーであります、はつきり言つていますね。ですから、朝鮮動亂のときに具体的

に、どういふような労務の提供を日本で国連軍に
対してやったわけですか、これははっきりしてい
るわけですよ、前にわかっているわけですから。
同時にそのことは、占領中ではないまでも、でき
るのかできないのかというのを聞いていますので
す。いまの法制局長官の答弁だと、占領中ではな
いまでも、政治的判断は別として、憲法的には
できるのだと、こういうことですね。

○政府委員(後宮虎郎君) まず朝鮮動乱中の事実
の問題についてお答え申し上げます、さきの国
会でたしか先生から、マーフィの著書を引いて、
この問題御指摘がございましたので、その後、当
時の関係官庁等を通じて、そのときの事実を確か
めておりましたのですが、現在までのところはつ
きりいたしておりましたのは、船員につきまし
ては、当時の司令部からこちらの政府の正式のル
ートへ御要求がございまして、約二千名ばかりが
乗っておったという事実はわかりました。鉄道等
につきましては、当時の朝鮮鉄道関係者等に廣
く当たったのでございますが、個人的に司令部に
呼ばれて、いろいろ向こうの情報を聞いたとい
うようなケースはございまして、当時たてまえと
しては日本人は外へ、外国へ出られないことにな
っておりましたので、船員以外の者につきまし
ては、この国外に、当時の朝鮮半島に出まして、
この鉄道その他の米軍協力事務に当たったとい
うケースはわからなかった次第でございます。

○稲葉誠一君 そすると、この安保条約の地位
協定によって、在日米軍に労務の提供があるん
ですか、これ。そういう形でベトナムなり、ある
いは今後起きるかも知れないどつかのあれに、在
日米軍に労務を提供するという形で参加すること
はあり得るわけですか、これはどういふふうにな
るのですか、憲法上。憲法上じゃなくてもいいで
すけれども、どちらでもいいですがね。

○政府委員(安川壯吉君) お答え申し上げます。地
位協定にございます労務の提供につきましては、
一般論でございまして、これは日本国の援
助を得て充足することになっております。

これは、日本政府の機関が労務者の雇用主にな
る。いわゆる間接雇用の形式をとるということが
この立法の趣旨でございまして、それが直ちに日
本政府が、米軍から労務の提供の要請があった場
合に、あらゆる場合に提供の義務に、日本政府と
してその義務に應じなければならないという趣旨
ではございません。

○稲葉誠一君 話が何かはぐらかされているよう
ですけれども、それじゃ軍事的でなく強制措置、
強制措置は兵力と便益と援助があるわけではし
や。三つありますでね。総理、大事なところで
すがね。そうするとこの便益と援助、これは当然
あれでしょう、国連軍に対して日本は与えること
になっているわけでしょう。強制措置の中の軍事
的措置の便益と援助、これは日本としても国連軍
に対して与えるわけでしょう。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 私からお答え申し上げ
ます。
米軍以外の国連軍に対して、吉田・アチソン交
換公文によって規定されておりますが、結局い
ろんな関係規定がございまして、補給だけとい
うふうに限定されておるわけでございます。それ
から米軍のほうは、日米安保条約における米軍と同
じような立場で律せられる、こういうことになり
ます。

○稲葉誠一君 便益と援助は別として、兵力の提
供で、これは強制措置で、いまの日韓のあれ
で引用しておる国連憲章二条の中の、強制措置の
中の軍事的措置のまた兵力の提供、これはあれで
すか、国連に対して日本が兵力を提供すること
は、憲法との関係でどういふふうになるのです
か。憲法違反ではないという説がありますね。そ
の説のほうは相当強いのですか。

○政府委員(高辻正巳君) ただいまの問題は、現
実の政治面、具体的な問題として実はあらわれ
たことがあつてないわけでございます。したがつ
て政府当局として、そういうものを決定し、場合
によって閣議の了解等によって、それをどうする
かというふうなことに当面したことがないことを

まず最初に申し上げますが、したがって、純粋の
学理的な問題あるいはアカデミックな議論として
どうかということになろうかと思ひますが、そ
ういふ面では、いまだ国会で申し上げたこと
とは、国際社会というものが現在発展の段階にあ
ると思ひますが、これがやはり理想的な、究極の
理想社会ができて、全世界の国家が国際社会とい
うものをつくる。そうしてその国際社会において
内部の秩序の維持あるいは安全の維持等のため
に、兵力をその国際社会が行使をするという場合
に、兵力を各国が出す、その場合に日本の憲法と
の関係はどういふかという点、純粋の学理的な問
題として申し上げた点は、そういう理想社会の場
合には、兵力をそこに供与することは、必ずしも
憲法に違反するとは言えないだろうということを
申し上げたことがございます。

○稲葉誠一君 強制措置というのは公の警察行動
なんだと、だからそれに参加するのは当然だと、
しかも憲法違反にならないという説が相当ありま
すですね、日本の中に。これは名前をいえば、横
田喜三郎さんはそのいう意見ですね。いまの最高
裁判所の長官が、最高裁判所長官になってからの
意見ではないけれども、横田さんは、兵力を提供
しても、国際警察行動だから、憲法違反でも何で
もないと、こう言っておられます。だからぼくは
特にお聞きしたのだけれども、話が抽象論になっ
てきたので、もとに戻しまして日韓の問題に戻り
ます。

総理、日韓の共同防衛、韓国と共同防衛になる
ということ、こういうことは全然考えられないの
ですか。日韓が共同防衛するということは全然考
えられませんか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 今回の日韓の条約は、
(稲葉誠一君「離れて離れて」と呼ぶ)これは離
れて、日韓で防衛条約を結ぶかどうか、そういう
問題になると、これはただいまここで簡単に回答
をするようなものではない、かように思ひます。
理論的には日韓とは違ふのだ、日韓条約とは違
ふのだ、それ以外にいまのような防衛条約を結べ
ば、これはまた別ですよ。けれども、それを結ぶ

か結ばないかということは、これは議論がある。
日米安保条約みたいなものじゃないのですから、
だからこれは内容にもよるでしょう。これはたい
へんな問題だと、かように思ひます。ちよつとこ
でお尋ねをいただきました、すぐお答えする
というわけにいかない。これが憲法違反でないよ
うな形のものなら、これは考えられぬことはい
ないでしょうと、抽象的にお答えする以外にござい
ませんけれども、私は、憲法というものがはつきり
しておりましたから、その憲法を守る、こういう
立場でございまして、憲法違反のようなことは
しないというふうに御了承いただきたい。

○稲葉誠一君 憲法違反しないのは、これはあた
りまえなんです、そんなことをするなんと言つたら
たいへんなことになるのですよ。ぼくはなぜお聞
きするかというと、ことしの三月二十七日、衆議
院の外務委員会でお泉防衛庁長官がこう答えて
いるのですよ。これは大出氏の質問ですが、「相互
に韓国と共同防衛に立つ、そういうことは、日本
に攻撃が加えられればそれはまたその当時の情勢
によっておのずから考えなければならぬ問題でも
ありましようが」、共同防衛というものはこの基本
条約では考えてない、こう言っているのですね。
いいですか、相互に韓国と共同防衛に立つと、こ
ういふことは、日本に攻撃が加えられれば、その
当時の情勢によっておのずから考えなければなら
ない問題だと、こう言っているのですよ。言つて
いるのですよ、これ。ぼくの貸してあげてもいい
のですけれども、ごらんください。これははつき
りあなた、日韓の共同防衛条約というものを場合
によっては結ぶことがあり得るのだと、こういう
ことを認めているのじゃないですか。——いや、
これはごらんになって検討していただいてけつこ
うですよ。ただばつと言われたので、私のほうが
取り違えているかも知れませんが、これを
読みくださつて、あるいは検討してくださつて
けつこうです。これは大事なところですから。

○国務大臣(佐藤榮作君) 先ほどお答えしたよう
に私は考えておりますが、多くの場合にこの憲

法、この条章は、私は非常に厳格なものだ、かように思っておりますので、これを厳格に解釈して、その私の考え方からすれば、いまの小泉君の答弁なるものは、意見発表なるものは、多分に疑問を持します。私自身はそういう条約も考えておらないということをこの機会に申し上げておきます。

○稲葉誠一君 だから私は念を押して、これは防衛大臣が答えていることですから、私が引用したのは間違っているといけませんから、この議事録を検討願って、そして答弁を願いたいということを書いてあるわけです。それでないと、かえってほくはいけないと、こう思うわけです。これはよくは議事引き延ばしではないと思うのです。非常に重要なところなんです。そういうふうにはこれは相互に韓国と共同防衛に立つと、こういうことは、日本に攻撃が加えられれば考えられるのだと言っているのですから、そうとれるのですから、だれが見ても、これは小泉さんという人は非常に正直な人で、よくは非常に正直な人だと思ふのだ。だからつい本音が出たのかもわからないですよ。——いや、ちょっと待ってください。法制局長官に聞いているのじゃないのだから。あなたに言くと、あちこちぐるぐる回っちゃって、話にも戻らなくなる。時間ばかりかかっちゃってしょうがない。これは根本問題ですからよくは総理にお尋ねしているのです。だから、日韓の共同防衛はあり得るということも言っているのですから、（総理は考えてない）と呼ぶ者あり）いや、考えてないと言ったって、あなたのことの防衛大臣がはっきり言っていることですからね。どこからこういう考え方が出てきたのですか。あらゆる場合のことに対処して、防衛庁としては当然いろんな対策を立てて、方針を立てておる。こうなつてくれば日韓は共同防衛することもあるんだと、その場合どうするんだということをはくは考えておるんだと、こう思うのです。だからこそこういう答弁が出てきた、こう思うわけですよ。（防衛庁長官、防衛庁長官）と呼ぶ者あり

り）やかましいな、ほんとに。そういうふうな思ふわけですよ。ですから、これを取り消すなら取り消す、あなたの責任において取り消すなら取り消す、それならよくはまた話は別だと思ふ。それにはあなた内容をよく検討していただきたいと、内容を検討しないで取り消すと言った、いや読んでみたら違ふんだというんではいけませんからね。あなたはこれを総理としての責任において、日韓の共同防衛があるという意味にとれるような答弁をしている、これは取り消すんだと、こう言うなら、それでいいですよ。また話が別になると思ふけれども。

○国務大臣（佐藤榮作君） 先ほど来お答えしておるのは、私が最高責任者としての総理としてお答えしておるのでございますが、ただいまその速記を十分目を通して、どうも度々言われていますが、ただいまのことばだけでも日韓相互防衛、「相互」ということばがあるのはたいへん私は気がかりなこと、ただいまのもののは読むまでもなく誤解されているんじゃないだろうか、かように私は思っています。憲法の条章から申して、韓国が日本を保護してくれ、あるいは守ってくれる、それだけの問題だと別に憲法にどうこうという問題はないと思ひますけれども、「相互」ということばが二字入つておれば、あえてそれを詳細に読む必要もないんじゃないか、かように私は思ひます。

○稲葉誠一君 そうすると、韓国が日本を守ると言うことは、これはあれですか、総理はあり得るというのですか。あり得るの。

○国務大臣（佐藤榮作君） いや、そこまで飛躍してもらうと困りますが、そういう議論はあるでしょうと、議論ですよ。だけど、それならば憲法上の問題はないでしょうと、こう言ったのでございまして、政治上のそういう問題があると、かように私答えているわけじゃありませんから、ひとつ飛躍しないで……。

○稲葉誠一君 議論が飛躍しているのか、答弁が飛躍しているのか、これは議論はあると思ふんですが、私はこの答弁見たときに、日本に攻撃が加えられたときには、いろんな場合のことを考えているはずですね、防衛庁としては。だから、そういう韓国との間で共同防衛ができるんだということの研究しておいて、前提としてこういう答弁が出てきたとしたら考えられないわけですよ。だから私はお尋ねしておるんですが、これは私はもしそれが違ふと言ふんなら、これははっきり取り消すなら取り消していただきたい。違ふならいなければ、そのままだということになるでしょう。そのままだと、ほくらのほうは追及するし、取り消しになつたとしても、また追及することはします。ことばじりをとらえるつもりはございません、これは。

○国務大臣（佐藤榮作君） 私は先ほど来私が最高の責任者としてはっきりした私の所信を申し上げておりますが、ただいまこれと矛盾するような考へ方は許されないのだと、かように御了承いただきたいと思ひます。

○稲葉誠一君 そうすると、理論的には日本を韓国が守ってくれるということは考えられる、そういう議論はある、議論はあるというのでしょ。そういうふうな断定しておるというのじゃないです。議論はある。だけど、日本が韓国を守るということはあり得ない、こういうことですね。——わかりました。

じゃ、話別にしますが、自衛隊の海外派兵ができませんと、こう総理いつも言われますね。そのときに憲法と自衛隊法の規定に従つてできないんだと、こう言われるわけですね。よくはそれがふに落ちないのです。なぜ二つの法律をあげるのか。憲法でできないことなら——法制局長もつとろしに行つてくだされ……そこで心配なら、まあそれはいいでしょうね。それはあなたの方の内部の問題だから、内政干渉だからよくはやめなすけれども、憲法でできないことなら自衛隊法でできるわけないのだから、それから自衛隊法を引っぱつてくることはおかしいのです。なぜ二つの法律を引っぱつてくるのか。憲法ではできるのだけれども、自衛隊法は日本の国土を守ることになつて

おるから自衛隊法があるからできないのだと、こりううようにとれるのですよ、とり方によつては。なぜ二つの法律をあなたはあげられるのか。

○国務大臣（佐藤榮作君） 憲法の説明だけしておればこれでよい、それはそれとおります。が同時に、日本の自衛隊の行動を規律している自衛隊法でも、それははっきりできないということにしておりまして、そういうことを申し上げる。これなら具体的なものになつて、憲法は一般的な国民との約束であり、また政治の姿勢である。しかし、具体的な自衛隊法というものはある、この自衛隊の具体的な法律でも、そういうことはやらないとはつききまつております。これで御安心でしょう、こりううことです。

○稲葉誠一君 そこじゃ問題がはつきりしないのですがね。ということは海外派兵というのはいく何かということ、これが明確になつておらないと議論を幾らしたって同じなんです。これはさうですね。だから総理のお考えになつておる海外派兵は何かと、こりううふうにお尋ねしたいのです。あなたが考えになつておる海外派兵というのはいく何か。これが海外派兵だと、これが海外派兵に入らないということになつてくれば議論が變つてきますから、あなたのお考えの海外派兵とは一体何か。まず海外とは何か、派兵とは何か、そこから始まつてくるわけですね。それでなくちゃ明確にならない。

○国務大臣（佐藤榮作君） 海外は日本以外ということですから、その自衛隊の所屬の職員その他が一切外国に行けないのかということ、そういうことではない。だから問題は、やはり組織部隊、それに武力行使の場合、こりううことはできない、これははっきりしておる、かように私は思つております。

○稲葉誠一君 海外は日本の地外だということ、海外というのは海の外だということですから、沖繩はどうかということがなかなか問題があるのです。ことに防衛、安保の關係や何かで……しかし、それはいまこで論議いたしません、話

があれになりますから。ほくが問題になりますのは、それじゃ自衛権の行使の場合に、一体それが海外派兵とどういう関係になるかということが問題になってくると思ふのです。そこで、いままでの政府の解釈では、日本がやられた場合に座して死を待つよりも、その根元をたたくという形で外国をたたくのだ、これも自衛権だと、こう言うのでしよう。そうすると、そういう場合に出ていくのは、これは海外派兵になるのですか、ならないのですか——いやそういうふうに言っていますよ。

○国務大臣(佐藤榮作君) いろいろお尋ねになっておられますのは純法律論のようでございます。政治論的に私どもがいまやらないことは、もう稲葉君も百も承知だと思ひます。かように思ひますので、純法律論、そういうことではない議論あるいは質問を展開されていらつしやいますから、法制局長官に答へさせていただきます。

○国務大臣(松野頼三君) 当参議院でたしか鳩山内閣のときに議論がなされて、稲葉議員が仰せのやうな質疑が行なわれたと私は記憶しますが、そのときの相手の攻撃する基地を抑制する、たたくというときのお話であります。そのときには海外派兵とか、どうやってたたくかという議論は行なつておりません。そこまでは自衛権だという話で、それが、兵隊をそこへ常駐してたたくとか、どうしてたたくとか、たたく方法までは議論されたいことはございません。

○稲葉誠一君 それはどうやってたたくまでは議論されていなくて、そういう点も自衛権の範囲だということになれば、当然それは海外派兵ということにならないということになるのじゃないですか——まあいいでしよう。海外派兵ではあるけれども、自衛権だから違法性がない、そういう形になるわけですから、それは論理がはつきりしています。

そこで、問題となつてまいりますのは、自衛権というもののよつて保護されるものは一体何かということですね。保護法益は一体何かということ

になると思ふのです。これはどうなんですか。○政府委員(高辻正巳君) きわめて抽象的なお問いでございしますが、せんじ詰めれば、一国の国民の生存と安全を保持しようということだと思ひます。

○稲葉誠一君 そうすると、いわゆる経済的な権益、こういうふうなものも自衛権の保護される客体になることはあるわけですか。経済的な権益というか、日本人の持つてゐる所有権とか、いろいろありますね、財産権とか。そういうふうなもの、自衛権によつて保護されるべき法益になることはあり得るのですか。

○政府委員(高辻正巳君) 日本国民の経済に対する関係はどうかということでございますが、一体先に、先ほども申し上げたように、一国の国民の生存と安全ということを申しましたが、安全というものは、むろん広い概念でございますが、しかし、それに対して自衛権の行使というものは、御承知のとおり——詳しく言うことははかりませんが、きわめて厳密なる要件と申しますか、そういうものがございします。他に手段がないときというやうな、差し迫つた必要があるときというやうなことがございします。その行使の面からいって、単純なる経済面だけのことであれば、これはおそれなく自衛権が発動されるということはないと思ひます。ただし、一国の内部で、一国の国民の財産権の収奪が、敵の、といひますか、外国の部隊の行為によつて起こるというやうなときは、これはもう、おのずから別でございしますが、単純なる経済的な場面において、武力の行使としての自衛権が発動されるというところは、私はないといひたいのではないかと思ひます。

○稲葉誠一君 そうすると、韓国にある日本人の経済権益が侵害される危険におかされる、こういうふうな場合に、自衛権として、出るということはある得ないのですか、憲法上。そういう場合は自衛権ではないのですか。それをほつきりしておいてもらいたいと思ふのです。これは、政治論は別として、一応、法律論はもう

この程度にして、あとはほかの問題に入りますけれども、韓国にある日本の経済権益が侵害されるなりなんなりをされた場合に、自衛権の発動として、それを守るために行くことができるかどうかということですね。

○政府委員(高辻正巳君) 外国における日本国民の財産が危殆に瀕するということ、一国の部隊が、その外国におもむいて自衛権の名において武力を行使するということはおそらくは、自衛権の——おそろくはと言つて、またあれですが、自衛権の行使の条件から申しましても、自衛権が発動する余地はそこにはないということを申し上げます。

○稲葉誠一君 では、いままで日本がやつてきた戦争というのは、全部自衛だ、自衛だと言つてきて、自衛ではないということになりますね。まあ、しかし、それをここで議論しても始まりませんから、そこで問題を、法律論ばかりやつていまして、返るわけですが、総理は、日韓会議——少なくとも予備会議が、GHQのあつせんによつて始まつたということは認められるわけですか。

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいまの経過等について、これは国民の皆さんからも誤解を受けては困りますから、正確に事務局から御説明をいたします。

○政府委員(後宮虎郎君) お答え申し上げます。最初の予備会議が、御承知のとおり、まだ占領期間中に行なわれまして、そのときは、たしかに井口前駐米大使が当時次官でございまして、井口次官がこちらの首席代表、向こうが梁當時の駐米大使でございまして、そのときは、会談自身も司令部の中の外交の中で行なわれまして、外交部のオブザーバーが参列しておつたという状況でございします。したがつて、占領中に行なわれまして交渉については、アメリカのあつせんによつて行なわれたということは事実であります。

○稲葉誠一君 それすらいままであまり認めてお

らなかつたのだと、こう思ふのですが、これは覚え書きが出て、それで始めたのですから、これは占領中ですから当然ですがね。そこで、その後においてもアメリカが中に入つて、そして何といひますか、仲介の労といひますか、決裂したものを引き合はせよう、再開せよと努力をしたことはあるのじゃないですか、具体的に。たとえばクランク国連軍司令官が李承晩を招いて、吉田首相と会つたときがありましたね。それはそうじゃないのですか。

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいま、李承晩大統領と吉田総理とが会つた、それには多分にGHQ、占領軍が努力したといひますか、あつせんしたというやうな事実はある。当時のことなら、私もやや記憶しているやうな次第でございます。

○稲葉誠一君 それはGHQですか。日本が独立してからじゃないですか。

○政府委員(安川壯君) 私の記憶が正しければ、正確な年度は覚えておりませんが、これは日本が独立回復後に、たしかマーフィ大使とクランク司令官が李承晩を日本に呼びまして、当時の吉田総理と会談させようとしたことは事実であつたと思ひます。しかし、私の記憶では、そのときに李承晩が参りました、アメリカ大使館で、吉田総理を招いて、そこで会談しようとしたのでございしますけれども、たしかその瞬間になつて、吉田総理は、おれはいやだと言つて行かれましたと記憶しております。

○稲葉誠一君 いやそれは、吉田さんは初めいやだと言つて行かなかつたのでしよ。総理が言つたのは違ひだ。あなたはGHQのあつせんと言つたけれども、そのときはGHQはないわけですか。独立回復してから後ですよ、これはいま言つたとおり間違ひないでしよ。独立回復した後でしよ。

○政府委員(安川壯君) 私がいま申し上げたやうに、占領後にそういうケースがあつたことは事実だと思ひます。ただ、総理がおつしやいましたのは、あるいは別のケースで占領中にお会いになつ

たことがあるかどうか、私は記憶しておりませんが、その点はさらに調べてみたいと思います。

○稲葉誠一君 いや、だめだ、いかげんなことを言っちゃ。吉田首相が断わって、会われなかったのですか。会っているのじゃないですか。一たん断わったけれども、あとで会ったのじゃないですか。占領中じゃないです、独立してから後です。

○政府委員(安川壯君) それでありますから、私最初、私の記憶が正しければということをお願いしますが、私が記憶しておりますのは、アメリカ大使館の食堂に呼ばれたのを、吉田総理がお断わりになったという事実はあると記憶しております。その後にお会いになったかどうかということについては、私の記憶にはございませんので、その点は、さらに調べてお答えいたします。

○国務大臣(佐藤榮作君) いまの安川君の言っているのと私の覚えとは、ちょっと違っておりますので、ただいまそういう点をもっと正確に取り調べてお話をしましょう。これは、吉田さんと李承晩大統領との、何といいますが、座談的なものもあとに残っておりますので、そういうことを記憶しておりますから、そのときがいつであったか、もっとよく詳しく必要があれば取り調べることになります。

○稲葉誠一君 それは昭和二十八年の一月の五日か、六日ですね。六日でしたかね。写真まであるんですよ。クラーク大將のところで会っているわけですよ。そこでそれが、だから第一次会談が決裂して、李ラインを設けて、そうして決裂してだめになったのでしょ。それでクラーク・ラインを設けた。クラーク国連軍司令官が東京にいて、そして李大統領を呼んで吉田さんと呼んだ。吉田さんは断わった。いま言った、最初はいやだと言ったとでクラーク国連軍司令官に会って話が始まって、会わしたというわけでしょう。そのときにロバート・マフィア大使が立ち会っているわけですよ、アメリカの。そのロバート・マフィア

が一体何と言っているかということ、これはぼくは一番大事だと思う。これは日韓会談というものの本質というものをよくあらわしていると思う。

ロバート・マフィア駐日大使が言っているのは、これは軍人あがりの外交官といっています。私が李に対して彼自身の国の態度をやわらげさせることに失敗したあと、マーク・クラークと私は、この韓国の大統領と日本の首相とを東京で会合するより取り計らうことにきめた。いいですか、ここからですね、というのは、彼ら両国——日本と韓国——間の秩序正しい関係こそ戦争の遂行にとって緊急に必要なことである、こう言っている。その立ち会ったロバート・マフィア大使が言っていることは、日韓が秩序正しい関係に入ることこそ戦争の遂行にとって緊急に必要なこと、これをその勢をとったんだとはっきり言っている。これが日韓会談の出発点じゃないですか。予備会談は、これはあつせんはG H Qのあつせんはいいですが、占領政策だから、独立したあとにおいてもなおかつアメリカのあつせんはこういふふう

に日本と韓国が正しい関係に入ることが朝鮮戦争の遂行に必要なこと、緊急に必要なことだから、この見方じゃないですか。アメリカの見方かもしれないですね。いや、それはアメリカの見方であつて日本はそうじゃないと言いかもしれませんけれども、少なくともアメリカは日本と韓国が国交を正常化することが朝鮮戦争にとって緊急に必要なこととはっきり認めているわけですよ。これは事実です。これはもうそこから日韓会談は出発しているわけですからね。この事実はぼくはやはり認めなくちゃいけないと思う。そうでなければクラーク国連軍司令官が両方を呼んでこんなことをやらせるわけがない。ですから、これはもうはっきりしているのだ。アメリカの戦略的要請に従って日韓会談が進行してきたこと、これはぼくはずっと筋をたどれば出てくるのです。アチソンがどうとかかんと出てまいります。これはここで

きりと日韓会談というものがそういうことから始まったんだと、こういうことの一つの努力の中で進行していったということがはっきり言える、この思ひのですね。はつきり言っていますよ、これはロバート・マフィアは、(それは自主的判斷だ)と呼ぶ者あり自主的判斷は別として、アメリカは少なくともこういふふうに出ておる。アメリカのねらいはそこであつたということがはっきりしている。それに日韓両国が従つていったというところは、それは言えると思う。「従う」と言ったかどうかはこれは判斷の違ひだとしても、アメリカの判斷はここにあつたことは間違いない。(一昔前だ)と呼ぶ者あり一昔前か、二昔前かは別として、その後の問題としてあるのですよ、いろいろな。だから、朝鮮戦争が終わつたあとにおいて、なおかつアメリカはそのねらいのもとに日本と韓国の正常化をはかつてきたわけじゃないですか。そのことを私はお聞きしているわけですよ。総理は、違ひなら違ひと、あるいはまた、意見があるなら意見があるとおっしゃっていただければ、私はそれは意見としてお聞きいたしますがね。それははつきりしているのですよ、その点は。

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいまマフィアの著書を引用しているいろいろお話しで、マフィアがどう考へたかというところはそれに書いてあると思ひます。当時の日本の政府がどう考へたかというところはどこにも出てない、かように私は思ひます。当時の模様があるいは日本が協力したかどうか、これはまた別なことだ。ただいままでお

る日韓の条約というものは、それは全然別に両国の善隣友好、これを樹立する、そうしてその平和的な関係で条約・協定を結んでいるというところであります。過去においていろいろないきさつは、ただいま稲葉君がお読みになったことは、これはそのとおりかもしれせん。私はそれをいってどうこうとは言ひません。(「明快」と呼ぶ者あり、笑声)

○稲葉誠一君 しかし、それはその当時だけの問題ではないわけですね。ぼくは、じゃあ、日本がアメリカの圧力に屈したかどうかということ、これは日本としての判斷の問題としても、韓国がアメリカに泣きついて、そして日韓会談の推進をやつてきたということは事実ですね。これは後宮さんが四十年十月二十九日にはつきり言つておられます。議事録はあれですが、読んでみましょ。これは後宮さんが非常にリアルに、正直に言われておると思うのですがね。あまりほめてはいけません。こう言つておるのです。これは請求權の問題に関連して、対日請求權の問題、これはまた大きな問題なんです。これだけやれば根本的な大きな問題ですよ。これだけやれば根本的な問題が出てくるのです。これだけやれば根本的な問題が出てくるのです。いろいろあつた、相互放棄の問題があつた中で、「韓国側がアメリカ側に泣きつきまして、結局あのアメリカの解釈というものが出たわけでありまして」、こう言つておる。これは実にリアルなんです。韓国がアメリカに泣きついたというんです。実にリアルにそのときの状況をあらわしておると思ひます。だから、対韓請求權の放棄の問題のときも韓国がアメリカに泣きついたと言つておるわけですからね。それだけではないのです。ほかに一ぱいそういう事実が出てくるんじゃないですか。(「日本のことじゃない」と呼ぶ者あり)日本のたとえは太平洋が国連總會の歸りにたまたまラスクのところに行つて会つて、ラスクから日韓会談の早期妥結を要望されておられます。そのとき、それは答えていますけれども、早期妥結を要望されただけでなくて、なおかつ、そのときに日本のあの請求權の解釈は積み上げ方式をやつてきたけれども、だめだから、経済協力に切りかへるんだということをわざわざラスクにまあ御報告か御申告か知らないけれども、あるいは聞かれたから答えたのか知らぬけれども、言つておるわけですね。こんなことはアメリカに關係のないことですよ。全く關係のないことをわざわざ国連總會の歸りにラスクのところへ寄つてそんなことを報告する必要はないわけだと思ひけれども、そんなことまでやつておる

アメリカの圧力に屈したかどうかということ、これは日本としての判斷の問題としても、韓国がアメリカに泣きついて、そして日韓会談の推進をやつてきたということは事実ですね。これは後宮さんが四十年十月二十九日にはつきり言つておられます。議事録はあれですが、読んでみましょ。これは後宮さんが非常にリアルに、正直に言われておると思うのですがね。あまりほめてはいけません。こう言つておるのです。これは請求權の問題に関連して、対日請求權の問題、これはまた大きな問題なんです。これだけやれば根本的な大きな問題ですよ。これだけやれば根本的な問題が出てくるのです。これだけやれば根本的な問題が出てくるのです。いろいろあつた、相互放棄の問題があつた中で、「韓国側がアメリカ側に泣きつきまして、結局あのアメリカの解釈というものが出たわけでありまして」、こう言つておる。これは実にリアルなんです。韓国がアメリカに泣きついたというんです。実にリアルにそのときの状況をあらわしておると思ひます。だから、対韓請求權の放棄の問題のときも韓国がアメリカに泣きついたと言つておるわけですからね。それだけではないのです。ほかに一ぱいそういう事実が出てくるんじゃないですか。(「日本のことじゃない」と呼ぶ者あり)日本のたとえは太平洋が国連總會の歸りにたまたまラスクのところに行つて会つて、ラスクから日韓会談の早期妥結を要望されておられます。そのとき、それは答えていますけれども、早期妥結を要望されただけでなくて、なおかつ、そのときに日本のあの請求權の解釈は積み上げ方式をやつてきたけれども、だめだから、経済協力に切りかへるんだということをわざわざラスクにまあ御報告か御申告か知らないけれども、あるいは聞かれたから答えたのか知らぬけれども、言つておるわけですね。こんなことはアメリカに關係のないことですよ。全く關係のないことをわざわざ国連總會の歸りにラスクのところへ寄つてそんなことを報告する必要はないわけだと思ひけれども、そんなことまでやつておる

わけです。それでは、アメリカと韓国との間の協定がありますね、あるいは米韓の共同声明というものがあったとさん出ております。その中ではつきり

日韓会談の妥結を要望するとうたつておりますね、米韓の間では、日本とアメリカとの間のいろいろな声明の中では、日韓の妥結は言っていないけれども、米韓の共同声明はいつも言っておりますよ。これは事実ですね。もちろんそんなことは関係ないことじゃないですか、日本と韓国のできごとなんだから。アメリカがなぜそんな日韓を共同声明に出してくる必要があるかということですね。そんなことはないわけですから、米韓の

こういう声明というよりな形を通じて日本に對していろいろ力を加えてくる、實際にプレスしてきて、實際の演出者はアメリカだったということがその中からものはつきり言えるんじゃないか。それはばくは言えると思いますけどね。そこでお聞きするの、いま後宮さんが言った、韓国がアメリカに泣きついたと、こう言いましたね。どういふふうに泣きついたか、ちよつとそこを説明してください。

○政府委員（後宮虎郎君） 私も、どういふふうに訴えたかその内容までは……

○稲葉誠一君 訴えたんじゃない、泣きついたということをあなたは言っているんだ。

○政府委員(後宮虎郎君)　ただサンフランシスコ条約の草案ができます前の事前の打ち合わせの

際には、いわゆる軍令第三十三号に関する規定といふものは全然入っていなかったんでございまして、

てむしむ。相互放棄になるのかと、かといふやうな話し合いがアメリカ側とあったと記憶しており

財産問題は全部相互の、日韓双方の話し合いにフ

りましたので、あとで日韓間で全然、お互い平等、フリーの立場で交渉できるものだと思ってお

りましたところが、サンフランシスコ条約調印の直前になってあの軍令三十三号に関する項目が

当時駐米大使でありました梁大使がそういろいろふりに動いたということは公知の事実になっていたわけでございます。

○稲葉誠一君 いや、それはどこに泣きついたって、泣くのは自由ですよ。そこまでとめるわけにはいきませんけれどもね。だけれども、あなたなかがリアルに泣きついたということを言っておることは、言ってしまった、しまったと思つたのかもわからぬけれども、とにかくそういうことを言っておることは具体的にやはり実によくあらわしてゐると思うのですね。(文学的表現だと呼ぶ者あり) 文学的表現かもしれないませんがね。

それではもう一つ聞くのは、三十九年一月二十九日のラスク・朴の共同声明、三十九年十月三日のバンディ・李の共同声明、四十年五月十八日の米韓共同声明、三つありますね。この三つを資料として出していただいて、それで、アメリカと韓国が日本に対して日韓会談の早期妥結を要望してゐるところをね、資料は資料として出していただいで、そのところをひとつ説明してくれませんか。全部それに入つておるでしょう。

○政府委員(後宮虎郎君) 御指摘のとおり、そういう各声明には、たしか日韓会談の早期妥結を希

望する旨の言及があったように記憶しておりますが、資料はさっそく印刷いたしまして配付いたし

○稲葉誠一君 総理ね、韓国が日本に対して日韓

「はい、はい、貴國の立場としては、

けれども、アメリカと韓国が共同声明を何回も出して、日韓の妥協を要望するといふのはおかしい。

ですよ、筋が。アメリカとしてですね、内政干渉
だ、日本に対する。あなたはおかしくないと思う

○国務大臣（佐藤栄作君） おかしくない。
のですか。おかしいと思うのですか。

○稲葉誠一君 おかしくない。じゃ、おかしくない理由をひとつ説明してくれませんか。

四年長い交渉をしておると、それはすいぶん気をもんでいと思います、国際的にですね。これは、ひとりアメリカだけではない。今回の交渉が

愛結したといつて、祝辭を述べておる国々は、全部、どうして隣の国同士が仲よくできないのか、こういうことであつたらうと思います。ましてアメリカは、日米安保条約を結んでおるし、また韓国とも特別の關係を持つておる。こういう点から見て、これは仲よくしてくれたらいい、こういうことを思ふのはこれは自然だ。これはもう今回の条約が締結されて、みんな喜んでゐる。まだ全部がまだ済まないのだといひましても、私どものと

ころへ来る人は、たいへん待つて居てした。かういふことを言つておりますが、しばしば言いますように、共產主義の国はこれにちつとも喜んでおられない。いままでそのとおりなんです。で、私は、その日韓の善隣友好關係を樹立する、これは、この自由主義陣營では、国が近かろうが遠かろうが、たとえばドイツなども非常なこれに関心を示しておる。アメリカ自身私は関心を示すのは当然だと、かように私は思つております。

○**稲葉誠一**君 日韓会談が妥結して協定へ署名で
もしてね、それからね、それからそういう意向を

表明するなら、これは私はまた別たところ居るのです。その途中の中で、何回も何回も出てくるわ

日韓会谈妥結を要望するのか。それなら、日本と

の妥結を要望すると言つてもよさそうなものです。論理としては、それは絶対でないでしょう。

絶対にはいですが、日本とアメリカの共同声明では、アメリカと韓国の間だけあるのですよね。これは

れはどういうわけなんですか、これは。どうい
うわけなんですかね、それ。

○国務大臣(佐藤榮作君) 米韓の共同声明は—
米韓は、まあどういふ事情にあるか、この米韓の

共同声明に載っている。日米では、ただいま稲葉君が言われるとおり、これには触れておらない。

メリカの内政干渉だと言われた。その内政干渉というの、あるいは私どもが威力を感じたとか、あるいは韓国もそういうことでそれに従ったと

か、この二つの事実が、この日報条約なりであるに
その他の協定に出てくれば、それは御批判され
て、また攻撃されて当然だと思います。私ども別
に内政干渉を受けたような気持ちでございます。
し、米國自身が関心を持ったからといって、お前
のほう関心持つのはよいけどと、こう言っている
ことこそが、あるいは内政干渉になるかも知らな
いかもしれませんが、そのアメリカにも私どもは内政干渉い
たしませんけれども、アメリカが干渉……関心を
持つといふこと、これまでも御自由……

うに私思いますが、この条約自身が、アメリカが特別な指示をしたとか、そういうことででき上がったんじゃないか、こう言つて、これが内政干渉だと御批判になるのは、それも、事実そんなことはありませんと、私はきつぱりお答えいたしますが、この条約、あるいは協定等を御審議願つて、いままのような内政干渉の事実があるとか、そういうような点を指摘されれば、そういうことで

自身が私どもに、この日韓の問題に、関心を寄せ

てゐるといふことは、これは程に当然のことである。関心を寄せられたつて、それがけしからぬと言うべきでない。これは米澤聞での共司吉明こそそれが

載っていると、こう言われた場合に、それはどう

私はつまびらかにいたさないわけであります。

○稲葉誠一君　だけれど、総理はね、日韓会談の

始まりは予備会談ですね、予備会談がGHQの
あつせんで覚書が出ているわけです。これは十月

九日付ですかね、覚書が出ていますね。あとでその覚書を出してもらいたいと思うのですが。だから

ら日韓の出発点がアメリカのあっせんというか、
覚書だから、むしろ指示ですね。指令とは違うか

もわからぬけれども、事実上の指令ですね。指令と覚書の性格は別として、占領中ですから、占領

始まったということは事実なんです。これは総理も認められるわけです。それで、日本が独立を回復した後においても、決裂をすればアメリカの国連軍司令官は、韓国と日本の総理を両方呼んで、そこで会わせて、そして話をさせて、しかもその話のしかたは、両国が緊密にすることが、親密度を増すことが、朝鮮戦争の遂行に緊要な課題なんだと言っているわけなんですからね。これは出発点自身がアメリカの仲介……干渉以外の何ものでもないじゃないですか。そう考えざるを得ないじゃないですか。ぼくはそういうふうに思います。だれでも日本人はそういうふうにはぼくは思うと思う。すなおに解釈すればそういうふうには思いますよ、それは。そのことがいいとか悪いとか言っているのではない。判断を言っているのじゃない。事実はそうだとぼくは思いますね。

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいま言われるように、そのことがいいとか悪いとか言っているのじゃないと、こいうことで、最初の始まりは占領当時だと、こう言われた。そのとおり私どもはそれは否定しておりません。だから、そのとおりでございます。また、占領後におきまして、とにかく兩國間の關係が、過去の不幸な歴史を思い出したり、あるいはまたいろいろな問題がありまうから、なかなか兩國國民がほんとうに解け合ふという平穩な状態を分難國家という問題ではないのです。そこらにいろいろな問題がある。これはやっぱり自由結婚というわけにいかなくて、だれかあつせんしないとなかなかうまくいかないじゃないか。とにかくこれは分難國家であるという、そういうところから見ても、これは兩國の關係をいつまでもほらつておいてはこれはいかぬというところは、だれが見ても考えることですね。ただ、それがいま御指摘になり、材料として提供される、軍事的な意図でやられたかどうか。当時軍事的な意図をアメリカが持ったとしても、今日私どもが結んだ条約並びに協定が軍事的な意図ありやいなや、これが実は問題なんです。過去の十四年前は、それはどんなことがあつ

たか知らない。しかしながら、今日はいま平和的な条約であり、それはまた諸協定も兩國間で解決をしなければならぬことばかりだ、こいうふうには御理解いただければ、いま言われるような軍事的なものではない。起こったその当初は特別な意図があつたかも知れない。しかし、それとはもう關係なしに条約ができています。かように私は御理解いただきたいと思う。

○稲葉誠一君 そすると、総理の言われることを整理すると、まあ占領中だからGHQのあつせんで始まったことは認める、占領後においても、アメリカのあつせんがあつて進展したことは認める、しかもそれはいわゆる戦争遂行ということに關係をして、アメリカとしてはそういう意図を持つたかも知れない、だけれども、いまになつてはそれはまた別問題なんだと、そういう意味ですね。「飛躍している」と呼ぶ者あり。飛躍している……。飛躍してはいないですよ。それは。ぼくはそう思うのですよ。

○國務大臣(佐藤榮作君) いま引き合いに出されている、マーフィーさんが書いておられるこれは、マーフィーさんはそういうふうに考えたろうけれども、アメリカ政府自身はどういうふうに考えているか、これは別だと思ひますが、マーフィーがアメリカを代表している著書、これを御引用になりますから、これがいいとか悪いとか私は申しませんし、また、どういふ意図があつたとかないとかこは言わないんだ、どういふ意図があるろうと、今日そういうことは別に、日韓の條約ができ、また諸協定を結んでおるんだと、諸協定並びに日韓條約等を十分御審議をいただいて、ただいまのような軍事的なつながりがいまなおある、あるいはいまなおアメリカのあつせんというものが尾を引いているかどうか、そうしていただきたいと、かように私は申し上げておるのです。私どもは、どこまでも平和的な善隣友好の樹立をしておる。本来からいふなら、分難國家なんだから、もともと平穩に話し合ひで分難されれば、これはもう最初から話し合ひがついて、兩國間の關係

を規律しても非常にはつきりするだろうと。まあ最近イギリスあたりの旧植民地といわれるものが独立しておりますが、それらのものが平穩のうちにやられておる。したがって、旧宗主國と新興獨立國との間にすべて話し合ひでうまくできております。今回の問題も、いわゆる戦争したわけじゃないんですから分難國家だ、そういう意味から見れば話し合ひがつくべきものだし、ことに隣同士だ、こいうようなことを考えますと、当然話し合ひで片づけるべきであつた。しかし、過去においてそれができておらなかった。その当時の事情をいろいろせんざくしてみると、お説のように、GHQであつせんしたり、また、その後米國もいろいろ関心を寄せて出てきておると、これはもう事実なんです。問題はただいま結んだものが、いまなおそれらの事情が尾を引いているかどうか、その辺を十分御審議をいただきたい。

○稲葉誠一君 議論はいろいろあると思うんですが、見解が違つてくると思ひますがね。そうするとアメリカはあれですか、日本と韓國が緊密に國交を回復することがアメリカにとって何かこうプラスになるのですか。そうなるのですか。どういふふうなアメリカにとってプラスがあるんでしょうか。

○國務大臣(佐藤榮作君) まあどこの國にしてもあまりけんかしていることはいいことじゃございせんから、仲よくすることはみんな希望しておるんじゃないかと思ひます。

○稲葉誠一君 どの國の話をしているんじゃないですか、私の話は、アメリカがそういうふうな異常に熱心になつておるのは、日韓で國交が回復することと一体どういふ利益がアメリカにあるのかとあなたは考へになるのか。あなたはもう一生懸命アメリカが日韓の問題で熱を示すのはあたりにまえた、こう言われるから、何も關係ないことには熱を示すわけがありませんからね。何かなければならぬわけですね。どういふふうなアメリカにとつて利益があるのだろうか、こう聞いておるわけです。

○國務大臣(佐藤榮作君) 先ほどから抽象的に私がお答えしたとおりでございます。

○稲葉誠一君 それでは別のことをお聞きをいたしましう。あなたが答弁しておる中で、これは小坂善太郎さんに対する答弁ですね。昭和四十年十月二十七日。こいういふ答弁が出ておるわけですね。「私どもはむしろいまのように大韓民國が北鮮を爆撃するということよりも、――いいですか、「大韓民國が北鮮を爆撃する」ということよりも、北鮮で最近声明いたしましたように、南北統一が共產主義によつてこれを統一するのだという、このほうが私はむしろこわいので、こうあなた答弁されておるんですね。いや、あなたです。佐藤総理大臣だからあなたです。大韓民國が北を爆撃することよりもむしろ――いいですか、それよりも南北統一が共產主義によつてこれを統一するのだというほうがこわいんだと、こいうのです。こいういふあなた答弁をされておるんですね。そうすると、共產主義によつて南北が統一されるよりもむしろ大韓民國が北を爆撃するほうが何といひますか、低いといひますか、こいういふ意味にとれるんですね、この答弁は。こいういふにはつきり答弁してらっしゃいますよ。(どういふ質問をしたのだと呼ぶ者あり) いや、それは問題ないですよ、質問はぼくが聞いたんじゃない、あなたが聞いたんだから、それは。小坂さんが質問したときに答弁しているわけですよ。こいうふうにとれるんじゃないですか、これはあなた。むしろ大韓民國が北鮮を爆撃するほうがそのことよりもいいのだという答弁になるじゃないですか。(こいういふわけじゃないだろう) と呼ぶ者あり) いや、こいういふふうにとれてくるよ、とれますよ、それは。よく読んでごらんないよ。

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいまちよつと……これは誤解を受けるんでしうが、その前に私がお答えいたしましたもので、こいうことを言つておるんですね。「井手君の本會議の質問の中に、武力北進といふことがありました。私はあまり聞かないことばで、最近こいうことばを聞か

ない、あまり聞かないことばですということでお答えいたしましたのでありますが、その武力北進について何か特別にお聞き取りのものがあれば私は教えていただきたいと思ひます。私もはむしろいまのように大韓民国が北鮮を爆撃するというよりも、北鮮で最近声明いたしましたように、南北統一が共産主義によってこれを統一するのだという、このほうが私はむしろこわいので、云々と、こう言つておる。問題は「この武力北進」ということがないんだ、こういうことばで、この表現は、事は当たらないと思ふのです、私は。だから、ただいま大韓民国が北鮮を爆撃するということを言われるけれども、私自身が武力北進ということをお聞きしておらないのだ、したがって、それにはあまり現実性がないのだ、したがって、私はあまり心配しないのだ、しかしながら、北のほうです、これは共産主義によってこれを統一するんだと、こう言われる。これが私は心配なんですよ。北のほうではつきりそのことを言つておるから、それで私が心配する、かように申しておる。

○稲葉誠一君 いまのはもちろん前の質問に対するあれが入つておるわけですね、それはもちろん答弁ですから、そこだけぼつと切り離してゐるわけではありませんが、ありませんけれども、あなたの言われている本意は、共産主義によって統一をするのだということは非常にこわいことなんだ、いいですか、それはあなたは認めておられる、こわいわけでしょう、あなたとしては。自民党の政府としてはこわい。だから、それよりもむしろそのほかのことはそれよりも低い次元でそういうこわいことよりも、むしろほかのほうのことならばいいのだと、やむを得ないのだと、そういうふうにとれるんじゃないですか。この文章を見ればとれますね、そういうふうな。だからほくは聞いているわけですね。

○國務大臣(佐藤榮作君) それでいまこれは全部読まないといかないのですが、お話しになりましたから読みますが、「私はむしろこわいので、」と、こういうことを、いままで読みましたね。その次に、「ただいま言われるような武力北進ということばはあまり耳にしておらない、かように思ひますので、この機会に、ただいまお尋ねになりました事柄、これは条約局長でいいかと思ひますが、一言私の感じました点を申し上げ、南から北を攻めていくようなことはただいまの状態では考えられないということ、そのことを一言お答えいたしておきます。あとは条約局長からお答えいたします。だから私が申ししたのは、大韓民国が北鮮を爆撃するといふやうなことは考えられないことだと、したがって、そういうやうなことを言われなくても、それには実現性がないから私はあまり心配しておらない、北から南を攻撃するといふ、これには私は実現性があるやうに思ひから心配だ、こういうことばであります。

○稲葉誠一君 いや、北から南を攻撃することは実現性があるといふのですか。あるというならば、そのある根拠をお示し願ひたいですね。これはもう重大な問題ですよ。

○國務大臣(佐藤榮作君) 北鮮では最近声明いたしましたように、南北統一が共産主義によってこれを統一するのだといふのは私は心配だといふことばであります。北のほうではつきり言つておるのです。そのことは、言つておることは御承知だと思ひます。

○稲葉誠一君 そうすると、北のほうでそういうふうな言つておると、まあ言つておることは事実かもしれないが、ぼくは何も知りませんけれども、かりにそういうことを言つておると、それをあなたはそのまま真に受けられるわけですか。声明を真に受けて北から南へ攻めてくることがあるのだと、こわいというふうなあなたはお考えになつておられるわけですか。そしてそれがこわいところ言われるんですね。北から南へ攻めてくることあり得ると、声明とおひ。だからこわいんだと、こわいことですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) そういう声明あるいは発言をしておる、それが実現すればたいへん心配だから私はそれがこわい、かように申したのであります。

ります。これはもう声明は、全然やるのとは違ふのです。こわい言ひならば何を申しません。しかし、声明する以上それはやつぱりどこかでやろうとしてゐるのだと、かように思ひますから、私はその声明がこわい、それが実現すればこわい、そのことを申しておるのです。

○龜田得治君 ちょっと関連。稲葉君も何べんも同じことを質問されてゐて、たいへん質問者としても困ると思ひますが、ただいまも総理は、こわいという声明がある以上、北から何かをやるやうにしておるといふやうな感じを受けるのでこわい、やはりそうおっしゃるわけだ、声明の背後に別な行動といふものをさらに考へておる、だからこれはたいへん重要なことであつて、隣国の総理が隣の国に対してそういう考へ方を持つておれば、いろいろな面であつてわれわれの政策といふものがやはり変わる可能性が出てくるわけですね。そういう立場から総理にお聞きするわけですが、何かをやるやうにしておるといふのは、それは武力侵略の意味でおっしゃつてゐるんですか。北のほうは何かをやるやうにしておるといふやうに思われるといふのは、武力によつて進攻してくるという意味のことなんですよ、はつきりおっしゃつてくださいます。いや、そういうことじゃないのだといふことであらう、それじゃあ一体どういふ意味のことなのか、その辺のことをもう少しはつきりしてはしります。

○國務大臣(佐藤榮作君) 私は、ただいま言うやうに、南北統一が共産主義ではかるといふそれが、武力侵略か、あるいは思想侵略か、そういうことは私は知りません。知りませんが、とにかくこわいという声明をしてゐる。そしてそれがもし武力侵略といふ形に出ればこれはたいへんなことだ、かように私は申し上げる。声明したけれども、それは全然別なんだ、そういうことは、そういう意図はないとおっしゃるなら、これは何をか申しません、たいへんこわいことだ、心から声明を歓迎しますけれども、しかし、ただいままで公式声明として話されたことが、ただいまのやうな

南北統一をこれでやるのだ、こわい事柄が私は非常に心配なんだ、率直に申し上げまして。

○龜田得治君 非常に重要な、国際関係に影響を持つ問題ですが、総理、そのやうにあるならばいいことで、たいへん心配だといふことが、南北朝鮮の關係においての心配といふよりも、日本国総理が、国会の答弁でありますから、それがわが日本に対してのたいへん脅威であり心配だといふことであらうかと思ひます。その場合、日本にはどういふ心配を総理はされ、これに対するどういふ対策をお考えなものでしょうか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 私はしばしば申し上げましたが、私自身は共産主義を排斥してあります。わが国が共産化するとは絶対に防ぐ、かやうなことをしばしば申し上げております。だからいまのは、南北の問題、南北の問題はさらに発展してくればどうなるか、そこらに心配があるのだ、これは杞憂だとおっしゃればそれはたいへんけつこうです。杞憂として、杞人の憂いだとして私も済ますことができませんが、そういうことであつてほしい、かように私は申し上げております。

○龜田得治君 杞憂であるとは私は思つてゐないので、総理が杞憂であればけつこうだが、いま前置きをされますが、総理としては、南北朝鮮の關係が即日本に非常に心配な影響を持つ、どのやうな心配の影響を持つのですか、共産主義が、きらいという共産主義の浸透が即日本にくるといふやうな暗示でもあるし、したがって、どういふ心配かといふその認識をお伺ひしたいし、それに対しては、認識がある以上、一國の総理としては対策はあるはずですが、それをお伺ひしておきたい。

○國務大臣(佐藤榮作君) 遠い欧州のことならいざ知らず、これはアジアのことでござります。私がしばしば申し上げるやうに、私は共産主義がきらいだ、これは排斥します、日本国が共産化するとは絶対防ぎます、かように申し上げております。私は、同時に皆さん方に申し上げてゐるのは、しかし、どういふ国とも、いずれの国とも仲よくいたします。その考へ方でございます。

したがって、これには一つの条件があります。十分独立を尊重し、内政に不干渉——干渉しないという、そうしてお互いに平和共存していく、こういう考え方があってほしい。このことを私は最小限度に要望しております。これは誤解がない、この点は非常にはつきりしておる、国民もよく私の考え方を了承してくれておる、かように私は信じております。

○委員長(寺尾豊君) 午前の質疑はこの程度とし、午後は一時三十分再開いたし、稲葉誠一君の質疑を続行いたします。これにて休憩いたします。

午後零時五十七分休憩

午後一時四十五分再開

○委員長(寺尾豊君) これより特別委員会を再開いたします。

日韓基本関係条約等承認を求める案件及び関係国内法案の四案件を一括して議題とし、午前に引き続き質疑を行ないます。稲葉誠一君。

○稲葉誠一君 これから一時間の与えられた時間です。要点だけ質問してまいります。

午前中のことで言われた、北鮮で最近声明した南北統一云々というのを総理は言われましたけれども、その声明はいつのどの声明で、どの部分があるの言われるようになってくるのか、これをちょっと明らかにしていただきたいと思っております。

○政府委員(後宮虎郎君) お答え申し上げます。

御質問の発言に關しましては、最近では二回ございまして、一回目は、今年の四月十四日に、金日成首相が、インドネシアの例のバンドン十周年記念の会に呼ばれましたときに、アリアルハム社会科学院で講演をいたしました。「朝鮮民主主義人民共和国における社会主義建設と南朝鮮革命について」と、こういう題で講演を行なっております。

○稲葉誠一君 いや、その部分のどこがそれに当

たるのですか。

○政府委員(後宮虎郎君) それからもう一つは、今年十月十日に同じく金日成首相の報告がございますが、一部読み上げてみますと、「現時期われわれの当面の最大の課題は、共和国北半部における社会主義建設を促進し、われわれの革命基地を一層しっかりと固め、南朝鮮人民の革命闘争をあらゆる面から支援し、国際的勢力との連帯を引き続き強化することによって、南朝鮮をアメリカ帝國主義の従属から解放し、国の統一を実現することである。」と、こういうふうに言っております。

さらに、四月十四日の講演の場合には、「わが党の任務は、全力を尽して南朝鮮での革命勢力の成長を促し、南朝鮮人民の革命闘争を支援することである。わが祖国の統一、朝鮮革命の全国的勝利は、結局三大勢力の準備にかかっているといえる。第一に、共和国北半部で社会主義建設をよくやり、われわれの革命基地を政治的、経済的、軍事的に一層強化することであり、第二に、南朝鮮人民を政治的に目覚めさせ、固く結束させて、南朝鮮の革命勢力を強化することであり、第三に、朝鮮人民と国際革命勢力との団結を強化することである。わが党は、この三つの革命勢力を強化するために、不斷に闘っている。」と、こういうふうに述べております。

○稲葉誠一君 いまの点が総理の言うよりなところだと思ひますが、これは議論はここではやめまします、時間の関係もありますから。そこで、総理の言うように、南北統一は一共主義によつて統一するということと、非常にこわいということを言われた。そうすると、それを防ぐというためには、日本と韓国の国交が正常化しておる場合と、それから国交が正常化しておらない場合とによつて、防ぐための力のぐあいといひますか、それは変化があるのでしょうか。日韓の国交が正常化しているほうがあなたの言われる共産主義による統一を防ぐほうにプラスになるのでしょうか。

○國務大臣(佐藤榮作君) これは、それぞれの立場でそれぞれの議論をなさるだろうと、かように思います。私のほうは、ただいま長く国交を正常化しないでおくことは困る。もう長くなつておる。そこで、国連等でも、国際常識というか、国際通念というか、そういう方向で解決することが望ましいと、こういういわゆる七十二カ国が承認している。こういうところでこれをすなおに日韓の国交を正常化すると、こういう処置をとつたわけでありまして。また、もう一つは、かねてから申し上げておりますように、同一民族同一国家、これは一つの理想だと。その行き方として、まあイデオロギー論争等もあるが、結局これについては国連方式による統一というのが望ましいのだと、かように考えるものから、いわゆる国連方式というものもこれを取り入れた。そこで、南北が統一されるべきだと、かように私は思っております。

○稲葉誠一君 私の質問は答えに——正面から答えていないのかもわかりませんが、日韓の国交が正常化している場合と正常化していない場合とを比べてみて、国交を正常化しているほうがあなたの言われる共産主義による統一ということを除するために役立つかどうかということですよ、二つ比べてみて。その点はどうか、このうわけです。そのことを目的として日韓が結ばれたのだと、こう言っているのじゃないんです。

○國務大臣(佐藤榮作君) それは、それぞれの立場でそれぞれの御意見をなさいます。私も、ただいまの状況のもとにおいて国際的な常識的なものになつておると、こういう意味で大韓民国と国交を正常化した、こういうことを申し上げております。

○稲葉誠一君 私の質問に対する答えにはなつておらないと思ひます、私はそれを目的としてやつたということを言つておるのじゃないんですからね。それが直接間接どつちがどういうプラスになりマイナスになる影響面を持つかということ

を聞いていますけれども、あなたはそれに正面から答えないわけですから、それは答えないうちにもあると思ひます。それはいま議論しておつても時間があつてくれれば、だから、日韓の国交正常化がそうしたいわば軍事的なものに直接間接に役立つんだと。結果としてですよ、結果として役立つんだと。かきにそういう点を認めるわけにはいかないと。かりにそういう点を認めたのではないけれども、結果として直接間接にそうなるのだというのを認めれば、そこからいまままでのあなたの立論というものはこれでいくというのを懸念されて一生懸命がんばつておられるのだと、こうぼくは思ひますがね。しかし、まあそれはここで議論しても始まりませんから、いや、手を振つていても、ぼくはそう考へるんです。そこで、議論していても始まりませんから、別のことに移ります。

これは法務大臣にお聞きするわけですが、法的地位の問題に入ります。朝鮮人の国籍の問題で統一見解というものを、これはまたよくわからないのですが、出したのか出さないのか、はつきりしないのですがね。出したとすれば、それを文書で資料としてお配り願ひたいんです。これがどうもはつきりしないんです。

○國務大臣(石井光次郎君) 統一見解というのは、新聞がそういう名前をつけたのでございまして、ちょうどそういう時分に、あれを出した新聞が書いたところに、国会において私と総理大臣と答弁が食い違つておるといふような声がございまして、そういうものじゃないんだということの意味で、この際ひとはつきりしておこうというつもりでいろいろ話し合ひをいたしまして、談話の形式で私どもの係の者から発表をいたしました。が、特別に書類として出しておりません。

○稲葉誠一君 統一見解というものがあつたような、はつきりしないんですけれども、談話として発表したというのなら、その談話として発表したものを資料として正式に出してほしいと思ひます。それがどうもはつきりしないものです。

から、議論が進まないんですよ。これは出していただけないね。

○政府委員(新谷正夫君) ただいま法務大臣が答えになりましたように、政府部内の意見を統一したものでございまして、資料は差し上げてよろしゅうございまして。

○稲葉誠一君 総司令部から何か覚え書きが出たと。これは昭和二十五年ですか、たしか二月二十日と私は記憶しておりますが、違いかもわかりませんが、総司令部からどういふ覚え書きが出たのか、その覚え書きも資料としていただきたいと、こう思います。

それからその前に、韓国の代表部から、在日朝鮮人の国籍の問題で、これは当時外務省ですかに申し入れがあったんだけれども、日本が拒絶したと。占領中ですよ。拒絶して、その結果としてGHQから覚え書きが出たんだと、こういうふうにいま聞いているわけですが、二十五年ですか、聞いているんですが、どんな覚え書きですか。その間の経過をちょっとお話し願いたい。これは要点だけでけっこうです。

○政府委員(新谷正夫君) おそらく、御質問の趣旨は、外国人登録法上の記載につきまじの覚え書きという御趣旨じゃないかと思ひます。それでございまして、昭和二十五年に……

○稲葉誠一君 いつごろですか、日にちは。

○政府委員(新谷正夫君) 二十五年の一月の十一日のようでございます。韓国に書きかえたらどうかという勧告と申しますか……

○稲葉誠一君 ちょっと内容を……

○政府委員(新谷正夫君) これは内容がちょっと出ておりませんで、外国人登録法上、韓国または大韓民国ということを使つたらどうかと。従来、朝鮮と書いておりました。それを、韓国または大韓民国という表現にしたらどうかという指示が来たわけでございます。それを一応日本政府は断つております。その後、さらに、二十五年の二月の二十日に同じような趣旨の覚え書きが参りまして、それに基づきまして朝鮮という記

載を韓国に書きかえるという措置を講ずるようになったわけでございます。

○稲葉誠一君 その前に断つたのは、覚え書きですか。覚え書きを断るのとはちょっとおかしいと思うのですが、韓国の駐日代表部から外務省に對して申し入れがあったのじゃないですか。

○政府委員(新谷正夫君) これは、韓国代表部から司令部に對してそういう希望が出たようでございます。それを司令部から取り次いできたと。ですから、正式の覚え書きではないかもしれせん。

○稲葉誠一君 その後、そうすると、あれですね、朝鮮といふふうに書いてあったものを韓国と直すようにしてきましてね。その手続のときに、どういふふうになつたんですか。外国人登録法の第九條第一項の何々「を証する文書」を出したわけですね。そういうわけですね。法務大臣、法務大臣はそこまで知らないかな、それはどういふ文書を出したわけですか。どういふ文書をつくつて朝鮮から韓国への切りかえを認めたんですか。

○政府委員(新谷正夫君) ただいま申し上げましたような経緯によりまして、在日朝鮮人につきましては、外国人登録法上の国籍欄に従来朝鮮と書いてございまして、これを韓国または大韓民国と書きかえてほしいと、こういう申し出があれば、申し出だけでそれを韓国あるいは大韓民国と書きかえた、こういうことに一応なつたわけでございます。その後、さらに、韓国の政府で施行いたしました在外国民登録法というのがございまして、こちらで在日韓国人が登録をやつたわけでございます。そういう登録をやりました韓国人につきましては、その登録証を示して韓国に書きかえるという手続に変えなければならぬと。

○稲葉誠一君 前に、富田入管次長は、この九條の規定でかえるのはおかしいということを言っているんですね。三十八年の二月五日ですが、外国人登録法九條の「証する文書」というのを、大韓民国の国民登録証をつくつてかえることについて私の質問に對して、「本来この九條の規定をそ

のまま持つてきたことについては、われわれとしてもいささかどうかと考へてゐる次第でございますが」と、こう言つてゐるんですね。元來、大韓民国の国民登録証を国籍を証する書面として朝鮮から韓国に切りかえるといふのはおかしいんじゃないですか。おかしいといふ意味のことをちゃんと入管局長の次長は国会で私に答弁してゐるんですね。おかしいのじゃないですか、これは。

○政府委員(新谷正夫君) 外国人登録法上の証明文書として出すといふことは、確かにおかしいわけでございます。これは、この書きかえといふ問題は、もともと外国人登録法上の問題ではございせん。御承知のように、在日朝鮮人は、平和条約発効までは日本人であつたわけでございます。したがつて、これにつきまして外国人登録法上の登録をいたしましたのも、外国人とみなして登録するといふふうに法律上なつておつたわけでございます。そこで、日本人でございまして、登録法上外国人の国籍を登録するといふことはできせん。その關係で、朝鮮の出身者であるといふことを示す意味において朝鮮といふことばを使つて、ほかの外国人と區別したわけでございます。

本來、外国人登録法上は、国籍とか氏名とか住所とか、いろいろの事項を登録いたしますわけでございます。登録法上の登録でございます。この国籍は、その国民と自國との間できまつた国籍がございまして、その国籍を登録するのが外国人登録法上の登録でございます。ところが、いま申し上げましたように、戦後の朝鮮人につきましては、外国人登録法上の国籍を書くわけにはいきませんでしたので、便宜朝鮮といふ文字を使つて、ほかの外国人との區別をしてまいつたわけでございます。そこで、平和条約の発効以前の昭和二十五年に、ただいま申しましたような司令部からの指示がございましたために、朝鮮といふ記載を韓国という記載に書きかめると、これを書きかえと申しておりますが、書きかえを認めろといふことになりまして、その書きかえを始めたわけでございます。これは単に朝

鮮と書いてある記載を書き直すだけでございまして、国籍の変動といふものにはございせん。本來、登録法上は、国籍の変動があつてはじめて記載を変更登録するわけでございますが、ただいまの問題は変更登録ではございせん、ただ登録法上記載されている朝鮮といふ文字を韓国という文字に書きかえるといふだけのことでございまして。したがつて、これについては登録法上正面の根拠はないわけでございます。便宜そのような扱いをしたといふわけでございます。

○稲葉誠一君 法務大臣、あなたが衆議院で答へになつておるうちに、外国人登録証の国籍欄の記載は符号だつたと、こうすつときたけれども、それはまあよくわからぬけれども十四年前から符号でなくて国籍だつたんだと、こういうふうにお聞きしたわけですが、まあ大ざつぱに言いますとね。国籍として取り扱つてきたと、こういうんですか。どうもそこら辺のところはつきりしないんですが、そうすると、符号説といふものをやめて国籍説に変わったんだと、こういうことなんでしょうか、十四年前から。實際に変わつていたんだけれども符号説をとつていたんだと、こういうんですか。どうもはつきりしないんです、これが。

○國務大臣(石井光次郎君) 本日の時点から振り返つてみますと、韓国の名前を用いた十四、五年前からすでに韓国の証明書を持つておる人だけが登録した。われわれのほうは日本としてどうすることもできないという状態であつたけれども、向こうとしては韓国の国籍を持つておると証明しておるという心持ちであつたのである。それからその書きかえの場合も、そのまま無事でつと続いてやつてまいりましたし、その後はそういう一年か二年後におきまして、二十六年でございましてからは、国籍の証明書も示してそれによつて書きかえをやらしておると、こういうふうなことになるので、いまから振り返つてみるとそれは国籍であつた。それで、韓国の名前を使つておるものはいまから振り返つてみると国籍で

あった、朝鮮のはそうじゃなかったというふうに解して、今後の事務の取り扱い上の考え方としてそういうふうな、振り返ってみるとどうであつたというところを言っておくわけでございます。

○稲葉誠一君　そうすると、韓国というもののから朝鮮に切りかえるのを部分的ですけれども認めていまして、いままでずっとやってきたしな。韓国が国籍なら、それはどういうわけで韓国から今度は朝鮮へ切りかえるのを認めたんですか。本人の意思だけで切りかえを認めたんですか。これは、相当あるでしようが、おわかりですか、言っていることが、外国人登録の韓国人と書いてあつたものを、特別の事情のある場合には朝鮮に切りかえていたわけですよ。それを法務省当局は認めていたわけですよ、法務省まで吸い上げてきて。相当あるでしよう、これは。韓国が国籍だとなると、それを本人がいやおれは韓国民じゃないと言つたら、韓国から朝鮮への切りかえを日本で認めていたんですか。

○国務大臣(石井光次郎君)　それは原則的にはできないわけでございますが、特殊なケースがあると思ひます。それは局長から……。

○稲葉誠一君　局長のあれは別として、あなたの言うのは、十四年前から国籍として扱われてきたと、こういうのでしよ、韓国のは。そうなら、それが韓国の国籍を離脱してというか、朝鮮ということになること自身を日本の政府まで吸い上げてきてそこで一々許可をしたり何かするのはおかしいじゃないかと、こういうんです。これはおかしいわけですよ、そんなことやるのは。単なる符号ならいいですよ。単なる符号ならいいけれども、韓国は国籍だとあなたが言っておりながら、それを切りかえるのを日本の政府が認めるのはおかしい。だれが見たってそれはおかしいですよ。

○国務大臣(石井光次郎君)　それは、ただいま申しましたように非常に特殊な場合でありまして、たとえば間違つておつたかというよりな場合等であると思ひます。その当の場合がどう

いうふうでありますか、当該局長からひとつ申します。

○稲葉誠一君　間違つておつたというのじゃないですよ。何を間違ひようでしよかね、間違ひというの。そうではなくてです。いや、局長、答弁はいいですけどもね、あなたが非常によく御勉強になつておられますからお聞きするわけですけども、違ひようですよ。それはまあよくわかります。たとえば、夫が朝鮮と書いてあつて、そこへ嫁にきた。そうしたら、みなその家が朝鮮だから、一人がお嫁に行つたのが韓国の国籍じゃどうも気の毒だからというので、これを朝鮮にかえることを日本の政府が認めておるわけですよ。国籍だという人なら、それを日本の政府が認めるところを聞いておるわけですよ。間違つていたのならないですよ。間違つていただけじゃないんですよ。

○政府委員(新谷正夫君)　ただいま法務大臣が答へました過去の経緯にかんがみて国籍と見ると、こういうふうにおつたわけでしたのは、先だつての十月二十六日の政府の正式見解以後そのようにしていきこうという趣旨でございます。少し詳しく申し上げませんと御理解いただけないかも知れませんが、従来、朝鮮と書いてございまして、韓国と書いてございまして、これは国籍をあらわす意味ではございせんでした。これは先ほど申し上げたとおりでございます。そこで、その後、昭和二十六年ごろから朝鮮人についての在外国民登録証を提示して登録の書きかえをやつてきたという事実、あるいはまた、韓国と書いてあるものにつきましては国籍として事実上扱われてきておるといふ実績が積み上がつてきたわけでございます。そこで、いずれにいたしまして、韓国を承認した以上は、韓国民民については従来のような単なる用語としての記載ではなくて、実質的に国籍に即応した国籍を国籍欄に記載しなければならぬとするわけですから、本来ならば、これは平和条約が発効いたしましたときにそのよ

うな措置を講じて、従来の用語を真実の国籍をあらわす本来の外国人登録法上の国籍の登録に切りかえるべきであつたと思ひます。ところが、その手続をしないままに、従来どおり、朝鮮も韓国もこれは用語だと言つてきたわけでございます。そこに間違ひがあつたといふはあつたわけでございます。けれども、この際、韓国と書いてあるものにつきましては、一々そういう変更登録をさせる手数を省いて、いま韓国と書いてあるものにつきましては、今後の取り扱いとしてはこれを国籍をあらわすものとして考えていこうと、こういうこととございまして、さかのほつてといふことも、従来の取り扱いを全部ひっくり返して過去にさかのほつて国籍と見るといふ趣旨ではございせん。したがひまして、いまおつたように、韓国と書いてあるものを朝鮮と書きかえるのは、韓国が国籍である以上はおかしいではないかという御意見でございます。これはもうごもつともでございます。しかし、それは国籍というふうに当時見えていた時代におきましては、韓国の記載を朝鮮に書き直す、これは書きかえてございまして、変更登録ではございせん。書きかえるというところは、その記載に誤りがあつた場合等においてはこれは当然やらなければならぬわけでございますので、そういう措置をとつたというわけでございます。

今後の問題としましては、これは登録法に乗つてまいりますので、誤謬がある場合の登録法上の訂正の措置はとりまされども、そうでなければ変更はできないと、このようになるわけでございます。

○稲葉誠一君　いままで国籍欄の記載が用語だ用語だと言つてきたから、符号だと言つてきたから、じゃ、用語ならまあ韓国のあれにかえても、ことに韓国へ帰る場合なんか、韓国の国籍を取得するといふか、外国人登録に韓国と書かないと帰れないわけですね、一時帰国する場合も。そういうために、一時的な便法その他で、家族のうちの一人が帰るために家族の者全員が韓国と書きかえ

ないと帰れないわけですよ。五人家族がいる、一人が帰るといふ場合にも、あとの四人も韓国としないわけですね、代表部も。そういう形で、自分の真意でなくて国籍を韓国にかえた、国籍欄という韓国にかえた人がいるわけですね、たくさん。こういう人を一体どういうふうに取り扱ひですか。それは、単に、あれですか、日本は関係ないんだというだけで済ましちゃうわけですか。おかしいんじゃないですか。日本の政府が用語だ何だかんだ言つておるから、いやたいしたことはないのだというふうに考へてそういうような措置をとつた人がたくさんいるわけですよ。そういう人がいまになつてまた朝鮮に帰りたいと、こう言つておるわけですからね。日本の政府は関係あるわけですよ、行政的に。そのときに、一体どういふ責任というか、どういふ形をとるわけですかね。どうするんですか、一体。そんなことは知らない、それは韓国民と韓国政府のことなんだ、日本政府は知らないと言つておる人ではあまりにひどすぎるのじゃないかと、こう思ひます。

○政府委員(新谷正夫君)　韓国と書いてありますものは、現在では国籍をあらわすものと私も見ていくわけでございます。したがひまして、もしも韓国と書いてありますものにつきまして、国籍が韓国でないといふことの証明がございすれば、これは登録法の規定によつて訂正いたします。

○稲葉誠一君　韓国の国籍がないという証明があるとなつてこないじゃないですか、具体的な問題として。日本の政府が用語だ、韓国であろうと朝鮮であろうと、そんなものは用語なんだ、そんなものは国籍をあらわすものでも何でもないんだと言ひながら、それを信じて国籍欄というものの記載を韓国にした人がいるわけですね。そんなものを信じた人が悪いといふは悪いかも知れぬ。それじゃあまりひど過ぎるのじゃないか。日本政府が初めからそれは国籍なんだといふことをはっきり指示しておけば、そういうふうな悲劇というも

のは生まれないで済んだわけですよ。そこに行政的な責任というものは当然私が出てくるのじゃないかと、こういうふうに思ふんですがね。これは大臣なりあるいは入管局長が私の質問に対して書きかえを認めていいというように言つたわけですから、大臣なりあるいは入管局長から答えてもらいたいと思ふんですがね。

○政府委員(八木正男君) お答えいたします。

ただいまのポイントですけれども、単なる用語だから安心して書きかえておつたという論も立ちますけれども、同時に、自分がどの国の国民である、韓国の国籍を持っているか持っていないかというようなことは、決して簡単な問題ではございません。そこで、ある韓国人が市町村の窓口へ出頭して、私は韓国の国民ですとみずから自由意思で言明し、その裏づけになる韓国民登録証というものを提示して、このとおり私は書類の上でもちゃんと国民の登録は受けているんだと、だから韓国と書きかえてくれと言われたときには、日本の政府としてはそれをそのままにおに受け取ることは当然でございまして、私もがいまになつて解釈を変えて、過去にさかのぼつて非常にむづかし化したというふうに一部言われておるようでありましたけれども、しかし、国籍というのは簡単に用語だからとか何とかいふものではないと思ふのです。そこで、問題は、その書きかえた後にも、何回も登録がございました。現在まで入回登録の切りかえがございました。ですから、たとえば、韓国にちよつと旅行して行つてきた。ほんとうはおれは北朝鮮系だ。しかし、ちよつと韓国へ旅行に行きたいんで、便宜上国籍を一時韓国にしておこうというふうな気持ちでやつたとして、そうしたら、用が済んで韓国である必要がなくなつた場合には、その次の登録の切りかえのときに戻しておけばいいわけです。それをほつたらかしてしておつたというの、やはり自分は韓国民であるという意識を持つておつたに違いないと思ひます。

そこで、結論をいたしまして、この解釈に基づ

いて今後われわれが処理していきます段階に、過去においてその国籍欄の記載について本人がどういふ状態のもとにどういふ形式で申請をしたかについて十分な説明を聞いて、私もが納得できる場合には朝鮮と書きかえまして、納得できないときは、いやくも一國の国籍を明確にとつたという場合には、その国籍を持つていないといふ証拠がない限りは書きかえられることは非常にむづかしいのじゃないかと思ひます。

○稲葉誠一君 なぜ国籍の問題をやかましく言

かといふと、いろんな問題に關係してくるわけですね。たとえば、強制退去の問題に關係してくるわけですね。韓国の国籍を持つておれば、今度の日韓協定によつて、入管令の二十四条なり、あるいは永住権のある場合でも強制退去できるわけですね。韓国は引き取る義務を負うわけでしょう。ところが、朝鮮と書いてある場合には、北へ帰せといふも、国交がありませんから、北へ引き取る義務はないわけですね。こういう点において事情が非常に違ふわけですね。それから兵役法の問題でもそうですね。韓国の兵役法の四十七条で

すか、在外にある場合には徴集の延期なり免除をすることを得と。これは閣令の定める手続をとればできるということになっておりますけれども、これがいつ兵役法が改正になるかわからないわけですね。改正になつてきて、そうして日本にいる韓国人も徴兵検査の対象になるといふふうに韓国の国内法で改正になれば、当然徴兵検査の対象になり、軍人にならないうる義務ができてくるわけですね。こういうふうな点が非常に大きく違ふわけですね。その他たくさんあるわけですから、非常に重要な問題に私はなつてくると思ふわけですね。いま局長の言われたように、確かに本人が自分の意思で十分承知の上でこの国籍を取得したと言ひますけれども、国籍を取得するといふ觀念がはたしてあつたかかわつたか問題なのが非常に多いわけですね。といふことは、日本が国籍欄の記載といふのは符号だと言つておるから、だからたいしたことはないんだといふふうに考え

たのが私は相当あると思ふ。考えたのはけしからんといふばあれかもしれませんがね。あれははっきり国籍なんだといつて前からずっと指導しておれば、そんなことは起きないわけですね。それがはつきりしてないから、符号だと言つておるから、そういう非常に悲劇的といふものが生まれてくるわけですね。いま入管局長が言われたように、自分の本意ではなくしてそれをやつた者もあるだろうし、いろいろな具体的なものがあるから、そういうふうなものをよく調べてもらつて、そしてあなたも衆議院でも血の通つた行政をやりたいと言つておるわけですから、気の毒ないろいろな状態その他によつて韓国にかつたけれども、当然朝鮮にかえてもいいといふようなものが出てくれば、その書きかえといふものは認めてもよろしいじゃないかと、こう思ふのです。この点については、大臣でも局長でもいいですけれども、これはあらためてしっかりとした形で答弁をお願いしたいと思います。

○国務大臣(石井光次郎君) その場合によりまして一つ一つよく慎重に考えまして、法規の範囲内においてできるだけのことを考えていきたいと思ひております。

○稲葉誠一君 入管局長、いま最後に言われたのは、衆議院でも血の通つた行政をやりたいといふことをあなた言われていましたね。それはどういふ意味ですか、具体的にですね。

○政府委員(八木正男君) 私の申しておりますのは、たとえば、まあ例はいろいろな例があると思ひますが、たとえば出生届のときに、人に頼んで届け出をしたというふうな場合がございまして、その場合に、頼まれた人がよく考えないで、本来一家みんな朝鮮と書いてあるようになつて生れた赤ん坊に、出生届の際に韓国といふふうに書いてしまつたというふうな例もあるようであります。それから、先ほどお話しのように、小さい子供のころに、親が一家全部韓国の登録をした。自分が大きくなつてお嫁に行つたところが、婿家先が全部朝鮮となつておる。ああいう集団的に住んでい

るところですから、そういうことはいろいろな問題になるので、何とか書きかえてもらいたいという陳情がたびたびあつて、そういうような場合にいろいろな事情をあわせ考えまして、その人が一番、何といふか、生活していく上に幸福にやれるようなことについて、しかもわれわれが法律規則に違反しないでそれを適宜直すことができれば、なるべく好意的にやつてやろうといふつもりでございまして。いま大臣の言われたわけのことはしたいとおつしやいましたその真意といふのはそういう点でございまして、たとえば、これは本来が誤りであつたと明瞭に資料の裏づけのある国籍でありますれば、これはもちろん個人の一方的な意思だけで国籍が取り消されるわけじゃありませんけれども、そこに記載されるに至つた当時の個々の事情を調べて、同情すべき点、あるいは書類や何かの上で不備な点があつたりしたような場合には、そういう点に主眼を置いて、本人に一番都合のいいような方法をできるならばやつてやつたいといふのが私どもの方針でございまして。で、これは御承知のとおりいろいろなケースがございまして、一がいここですぐに思ひますけれども、いろいろな場合があると思ひますので、その場合に應じて十分にお互いに納得のいくような方法でやろうじゃないかといふことを部内でも申しております。

○稲葉誠一君 総理ね、この法的地位の問題はたくさん問題があるので、まだうんと質問したいわけですね。それから、私の与えられた時間が、同僚のあれでしつから、ありませんけれども、韓国人になつた人とならない人との間の、日本の政府がいろいろな面で、直接とは私言いませんけれども、間接的に差別をすることが出てくるわけですね、現実問題として。例はたくさんあるんです。たとえば、相続の場合なんか出てくるんです。戸籍簿を北のほうはとれませんから、南でないととれないものですからといふことで、南の国籍をとらないといふと戸籍簿本がとれない、結局相続登記もできないといふようなこともできて

きたり、それから細君の關係、日本人が北朝鮮の人と結婚した場合と韓国の人と結婚した場合とが違ひが出てくるとか、あるいは固有地の何かの払い下げとか賃借りだとか、こういうふうな問題でも違ひが出てくるとか、それからいろいろな政府金融機関の金融の場合でも、「韓国」とある者には貸すけれども、「韓国」とない者、「朝鮮」とあれば貸さないとか、こういうような具体的な差別が現実には起きているわけですね。一々こまかく申し上げませんけれども、これは、基本的にやはり同じ在日朝鮮人なわけですから、そういうような差別はしないというのを、私は総理から、まあ約束というか、はっきりさしていただきたい、こう思うのです。約束というかどうかは別として、差別はしないということですね。

○國務大臣(佐藤榮作君) 詳細には、また事務局から説明したいと思いますが、かつては日本人であった、そして私どもとは国籍もしてない、こういう關係である。これが、分離国家ができて日本国籍を失った。国籍取得は、それは希望する国と本人との問題ですから、日本政府がその国籍を、どちらを選びなさいとか、これが望ましいとか何とか言えた筋のものじゃない。これは本人とその国との問題でござる。ただ、私も考えたのは、韓国との間に今回の条約ができて、そうして在日韓国人の法的地位というものがきまる。しかし、北を選んだ諸君、もつと正確に言へば、韓国籍を選ばなかつた諸君というものが、この取りきめどおりにならないことは、これはわかるだらうと思いますが、在来から日本で受けていた、雑居していた、その状態に非常な変更を与えようというのでは、これは気の毒だ、かように私も思います。韓国人の法的地位と同様なものというわけではなくて、在来日本にいて、そうして享受していた日本においての權益、それに非常な変化がないように、こういうような扱い方を、ただいま、しようとしているということでありまして、これは、もつと正確に言へば、二通りのものがやはりできるということになるだ

ろうと思いますが、しかし、その人にとってみれば、在来から日本で受けていたその待遇は、今回の条約ができた、できないにかかわらず、変わりはない、こういうものでありたいと、かように指導しております。

○藤田進君 総理は、非常に慎重に、入念な考慮を払った御答弁であります。しかし、時と場合、法的地位が、条約、協定あるいは国内法等、一連の措置によって確立を、韓国国籍についてはあるの、佐藤内閣になつても、予算委員会において、それらの待遇について、稲葉委員の質疑と同様の趣旨の質疑を行なつた際の答弁では、簡単に要約いたしますと、韓国国籍を持つ人に準じて不公平のないように扱いたい所存であるという御答弁があつたわけでありまして、いま、それと若干ニュアンスの変わったような答弁であります。従来、議院における御答弁と、いまのそれは――従来のものは私が要約して指摘いたしました。準じて差別を行なわないようにということでありまして、これとの違ひが起きたのか起きないのか、この際明確にしておきたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 先ほどお答えいたしましたのでござりますが、誤解があると困ります。これはたいへん重大な問題ですから、在日朝鮮人として在来から受けていた權益はやはり維持していくと、こういうことです。在日韓国人ということと、たとえば永住権を認めるとか、こういう問題は、これは特殊の地位だと、かように御理解をいただきたい、かように私は思ひます。なお、詳しく、たとえば社会保障の点はどうなるかと、これはどうなるかと、具体的問題等が必要ならば、事務局から説明いたさせます。

○政府委員(新谷正夫君) 先ほどの稲葉委員の御質問は、相続の場合の証明とか、あるいは日本人の女子が朝鮮人と結婚した場合という問題であつたと思ひます。

を日本政府としては承認しておりませんので、北の政府の発給した公の文書を、日本政府として正式に認めるわけにまいらないことは当然でござります。ただし、本人がいろいろの資料を持っています。たとえば、戸籍謄本を持っています。現在、北の戸籍謄本はございせん。現在、まづのところ、ございせんけれども、万一そういうことがございせんれば、北の政府がつくつたものなどという意味ではなしに、これは事実上一つの資料として、われわれが考えをまとめる材料にすることはできると思ひます。

それから、日本人の女子が朝鮮人と結婚をいたしました場合は、日本人の女子は当然に韓国の国籍を取得することになっております。その後の相続関係も、韓国の民法によりまして、戸主相続なり、財産相続が行なわれるわけでありまして、日本人であつた妻も当然にそういう相続権を持つわけでありまして、ただ、北の朝鮮人と結婚いたしました場合には、これは必ずしも国籍を――国籍といひますが、向こうでは「公民」と言つていろいろございしますが、公民たる資格を取得しないようございします。そこで、婚姻関係そのものは、これは国際私法上の問題になります。準拠法といひまして、韓国の民法が適用になるのか、あるいは北の地域に行なわれている法規が適用になるのかという問題が出てくるわけでありまして、私どもとしては、現実の朝鮮の実態を考えまして、韓国の支配地域以外の、言いかえれば北の地域の人たちと結婚した場合は、あるいはその他の財産権的な法律行為も同じでございすけれども、その人たちの属する地域に行なわれている法規と慣習法、こういうものによつて法律行為が行なわれる、こういうふうに見るべきだと思つております。したがって、もしも婚姻がそこで成立するといひますと、それに伴つて妻の身分も取得するわけでありまして、ただ、残念ながら、北の地域にどのような民法が施行されておる

かということも私も確認できませんので、内容的なことを申し上げることは、ちよつと不可能でござります。

それから、財産の取得の關係の御質問がございました。これは、実は「外国人の財産取得に関する政令」というのがございしますが、おそらく、これをおつしやつてゐるのじゃないかと思ひます。

○稲葉誠一君 いや、そうじゃない。固有地の場合。

○政府委員(新谷正夫君) 固有地の場合――私ちよつとよく問題がわかりませんが、その辺の區別をしておるかどうか、所管でございせんので、お答えいたしかねるわけでありまして。

○稲葉誠一君 時間があれるのですから、これで終わりますが、私は、いままでの法的地位の問題の中で、いま言ったのは、まあ国籍の問題で、日本の政府のやり方が、行政の指導が非常に不徹底であつたということから、本人が、ほんとうの真意でなくて、韓国籍を取得するんだという十分な意識がなしで取つておる者が相当あるわけですね。そういうようなところなどの問題があつて、そういうようなものに対しては、いま出たような問題に対しては十分血の通つた行政をしてもらなければなりませんし、同時に、韓国人と、そうでない者との間に永住権で差がつくのは、これはもうよくは、しょうがないと思ひます。しょうがないというか、あれだと思ひますが、それ以外のところで、具体的な行政で、直接間接差をつけるということがあつては絶対ならない、こういう点ははっきりしなくちゃいけない、こういうふうに考えるわけです。法的地位の問題について、たくさんまだ問題ありますが、あとに問題を残しておきます。

それから、前に話した基本条約の問題にいたしましても、あるいは、そこから出てくる四条の国連協力の問題についても、それが日本の憲法との關係で、具体的にどこまでできるのか、どこまでできないのか。これは遠い将来の問題ではなく

かというところは私も確認できませんので、内容的なことを申し上げることは、ちよつと不可能でござります。

て、私はこれは聞かされたのですけれども、たとえは常任理事国になるためには、これは兵力を提供しなければならぬわけでしょう。そこがはつきりしているかどうかは別として、大体やはり常任理事国になるためには、兵力提供の問題が起きてくるわけですね。これは、国連憲章で言う義務かどうか、ちよつと問題としても、そうなつてまいりますと、当然、日本の憲法との関連が、将来、日本が常任理事国になることを考えると、起きてくるわけですね。こういう非常に大きな問題などもあるわけですね。在日の米軍なり、あるいは国連軍に対する協力が、いわゆる強制措置として、非軍事的措置なり軍事的措置の中で――軍事的措置は、兵力と便益と援助ですか、この三つに分かれるわけですが、それぞれにおいてどこまでが許されるか、どこまでが許されないのか、非常に大きな、むずかしい問題があるわけですね、これも、これは十分解明できませんでした。椎名さんは、この前、そういう点について統一見解を近い将来出すと言っていましたけれども、まだ出てないわけですね。

いずれにしても、そういう点について、これは非常に大きな問題でありますから、将来の問題であるかも知れませんが、国連の諸問題と日本の憲法との関係について、政府としても、統一的研究をはつきり近い将来させるということとは当然私はお約束願えると、こう思うのですね。そのお答えを聞いて、私の質問を終わりたいと思います。いろいろな場合を想定して。

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいまの稲葉君のお尋ねは、たいへんむずかしい問題であります。ただ、政府といたしましては、絶えずそういう問題について研究を遂げるといふか、研究を続けていくこと、これは当然のことです。しかし、その研究を一つ発表しろと、こういうようなことになりまますと、いろいろ誤解を受ける筋だと、かように考えますので、研究がまとまつてしまつて、そして政府の意思決定ができる、そういうときには、もちろん内密にしておくところのもので

はございませんが、中間発表等はいさぎよくないで、政府は、御趣旨のように、十分検討しておくと、こういうただいまの御注意として、ありがたく私も拝聴して、勉強さすつもりでございます。

○稲葉誠一君 最後に。私は、まあそういうように聞かされたかも知れませんが、もう統一見解というものを、国連との関係で、はつきり出す必要がある段階じゃないか。非常任理事国になるわけですからね。そうならば、もう常任理事国になることも、まあ近いかどうかは別として、国連中心主義というものをしつかり言っている以上、日本の憲法との関係が非常に問題があるわけですね、各方面にわたつて。だから、想定される各部門について、単に研究されるだけでなく、当然、ある段階において発表していい段階が来るのではないかと、こう私は思いますから、そういう段階は、もう来ていると私は思っているのですが、あなたのはうは、まあ来ていないと言ひますが、わかりませんが、私は来ていると思ひますから、そこで、はつきりさすべきだと。それをさすことによつて、かえつて逆に、いろんな面であつたのはうが攻撃を受けたりなにかする危険性があるから、させたくない、こういうふうにとれるわけですね。それはまた逆に、痛くない腹を探られるわけですね。朝鮮の動向がさらに再発した場合に一体どういふふうになるかということを中心で明らかにすると、まずいから、いまの段階で明らかにしないのだと、こういうふうにとれる危険性があると、ぼくは思ひます。だから私はこのことを申し上げておるのです。これは、あなたのはうでござる願ひたいと思ひます。はつきりしていただけないか、朝鮮動向に關連して、国連軍との関係、日本の憲法との関係、痛くない腹を探られるだけじゃないですか。だから、ここらあたりで、はつきりさせたほうがいいんじゃないですか。

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいま私がお答えしたとおりでございますが、ただいまの状況で、軍事的な行動に出るといふようなことは、ただいまの憲法から考えられない。外国においてです。そういうことは考えられない。これはもう何度もお申し上げておるとおりでございます。ただいまのお話で、たとえば、国連といふものを、平和機構としてこれはどうも十分でないじゃないか、これからはもう少し變つていく方向があるんじゃないか、あるいは警察的機能といふものは、もつと国連の平和的機能として十分發揮すべきだと、こういうような点も、いろいろ希望が出ておるわけですね。そういう意味から、たとえば憲法と、ただ単なる警察的な機能の場合にはどうなるのかとか、こういうようなことは、いろいろ研究していると思ひます。思ひますが、基本的には、どこまでも憲法の平和条項、これは守り抜く、この立場でござりますので、いろんな意見が出て、議論としてはなかなか関心を持たれるかも知れぬけれども、ただいまの状況では變つてはいない。ただ、これから安保理事国になる、これは常任というわけではございませんが、非常任に立候補するとか、そういうようなことで、だんだんわが国の責任も重くなるといふこと、そういう場合にいろいろ要求されたらどうなるか、それらの事柄については研究しておく必要がありまますから、御注意もあつたし、十分に検討しておきたいと思ひております。

○委員長(寺尾豊君) 稲葉誠一君の質問は終了いたしました。

○委員長(寺尾豊君) 渡辺勘吉君。

○渡辺勘吉君 具体的にお尋ねすることにします。委員長退席、理事大谷藤之助君着席。

○渡辺勘吉君 具体的にお尋ねすることにします。委員長退席、理事大谷藤之助君着席。その締約国が自国の沿岸の基線から測定して十二海里までの水域を自国が漁業に關して排他的管轄権を行使する水域として設定する権利を有することを相互に認める。ただし、一方の締約国がこの漁業に關する水域の設定に際し直線基線を使用する場合には、その直線基線は、他方の締約国と協議の上決定するものとする。――第一条の第一

項にそうあるわけですが、まず、外務大臣に伺ひますが、このいわゆる専管水域、この際に直線基線といふのがあつたわけですね。この直線基線の問題については、一九五八年の海洋法會議にわが国からも出席して、そしてこの条約にある直線基線の項に觸れていかなる意見を出したか、これをまず伺ひます。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 条約局長から……。

○政府委員(藤崎萬里君) 直線基線の制度につきましては、新しい制度でもござりますし、乱用されるという点で、具体的に制限したほうがよろしい、そういう意見も述べ、また共同提案国として、ある案文を提示したことがござります。しかし、この案は、四カ国共同提案という形でござりましたが、結局採用されなかつたいきさつがござります。

○渡辺勘吉君 その提案した内容はどうなんでしょうか。その内容を聞いています。抽象的なことを聞いてはいるんじゃない。時間がなければ、具体的に質問したことは具体的に答へてくだされい。

○政府委員(藤崎萬里君) 四国共同提案は、次の内容の規定を加えようといふものであつたわけでございます。――一般原則として、直線基線のために許される最大限の長さには十海里とする。その基線は、第一項によつて正当とされる場合に、海岸線の突端の間、この突端と海岸から五海里以下の島の間、またはこの島の間で引くことができ。もつとも、この直線基線上のどの点も海岸から五海里以上でないならば、より長い直線を引くことができる。」

○渡辺勘吉君 ただいま紹介がありました、わが国としては、この海洋法會議で、少なくとも十海里、また海岸からの幅については五海里といふことを提案し、なお、それらの沿岸国の乱用を厳に戒めた當然なる発言をしておるわけでありまます。このことを踏まえて、私は以下、具体的

にお尋ねをいたしますが、これも、何べんも要求して、まだ解決がつかない資料の問題であります。韓国の国会の議事録、この中に、この点に觸れて、るる韓国の担当大臣が述べておるんであります。この前の資料要求に關しては、椎名外務大臣は、韓国にその交渉中である、これだけの答弁であつたんですが、その交渉がいつなされて、回答がまだ来ないんですか、どうですか。国会の審議に非常な差しつかえと云ふことで、もちろん急いで善処されたと思ふんですが、その経過はどうですか。私の質問の上には、これは重要な資料でありますから、あえて、その経緯並びに提出の見通しを伺います。これは、大臣、あなたは總括的にこれを所管しているんでしょ。いつ一体韓国に正式に議事録の提出を、了解をオファーしていますか。

○國務大臣(椎名悦三郎君) 衆議院におきまして、参議院においても、この問題については、理事会で与野党の間にまだ話がついておりません。それから、これは韓国の了解を得なければならぬ問題でございます。まず、理事会の周りで一致した御意見に基づいて、いずれ政府のほうに來ると思ひますから、政府のほうは韓国の了解を取りつけ中でございます。まだ返事が来ない。

○藤田進君 閣下、外務大臣、それは違ふんだ。資料、なかなか国会議事録については、もう委員長の手元まで出ている。委員長の手元からあつて、どういふ會議でどうするかということになつておりますから、連絡が事務局からなれば、そここのところは、そういうふうに答えていただきませんか……。

○國務大臣(椎名悦三郎君) いずれにしましても、これを極秘扱いにしてほしいという向こうの注文でございますが、それではどうも役に立たぬというふうなお話で、その点も話が十分についていない、こういう段階でございます。

○渡辺勘吉君 そうすると、市販されている資料を私は利用するよりほかはないんですが、政府がやっぱり確認した資料でないと、どうも話がいつ

も逃げられるので、それで要求しているわけですが、それでも政府の手元にあつて、外務大臣から委員長まで提出しておるものですね、その扱いという事務的なこともまだでないのですか。それはあなた、この前の本委員会、その点については韓国に交渉中であるという答弁をしたので、その交渉がいつなされて、その結果がどうなっているかを聞いています。もう秘密会とか理事会の問題とかというのでなくて、ここではっきりしたあなたの答弁があつたんじゃないですか。これから私があなたに尋ねるのは、それは知らぬ存ぜぬと、従来の経過からいつてそうさせないために、私は權威ある資料としてここに提出を求めたいわけですが。

○國務大臣(椎名悦三郎君) 議事録の問題は、これはもとと天下に公開する目的をもつてつくつたものではない、いわんや外国の国会においてこれを公に利用するということとは、その当該国の了解を得なければならぬのでございますので、それを取りつけておられますけれども、向こうは了解をしない、こういう事情でございます。

○渡辺勘吉君 私は、こういうことで時間を使いたくないのですけれども、一体アメリカで安保条約を審議する際には、わが国の決議録が全部向こうへ出ていたんですよ。われわれがここで今後の大きな問題になるところのものを審議する際に、韓国の見解とわれわれの見解が違ふのじゃなく、もう完全に白と黒の相違を來たしてある。そういう点を明らかにしないで、単に両政府間だけで癒着したような一つの方法をとり、国民はその政府間の癒着に対して激しい反抗を持つておる、抵抗を持つておる、そういう一つの大きな外交交渉上の矛盾をいまあえてしているわけでしょう。それをほつておるためには、政府から責任を持つて資料を出してもらわねと、私の審議には非常に支障を來たすので聞くの。一体あなたがここで、向こうに交渉すると言つた経過はどうですかというのを聞いています。交渉しましたか、その後。

○國務大臣(椎名悦三郎君) 交渉したのでありますが、これは了解を得られないという事情でございます。その交渉した経過については、事務局からお答えさせていただきます。

○政府委員(後宮虎郎君) 資料の問題については衆議院段階から御要請がございまして、韓国に駐在しておられます当方の代表者を通じて、先方に要求を繰り返してはいたしておりますけれども、先方といたしましては——これは事実上、町に流れたりしていることは事実でございますが、たてまえとして、向こうの議事録は公開のものではないから、それで、そのまま外国の国会に提出されたいというところは困るということで、ずっと一貫しておるわけでございます。

○渡辺勘吉君 もういろいろことは、これ以上私はたまたま勇氣はありません。それでまあほつと一安心という顔をされては困るのです。実際、あなた方が日本国民に向かつて答弁すること、韓国が国会で韓国の国民に言っていることは、白と黒の違いがある。そこを明らかにしないで、何でもこの審議といふものが慎重にできますか。そういう基本点をいつまでもあなた方ははおかふりをして、時間が切れればそれで一丁上がりというやうなことでは、こういう脆弱な外交の問題点といふものは基本的に解決されない、むしろ矛盾が深まるだけでしょう、そのしわ寄せは国民大衆じゃないですか。もう少しまじめに国民の声をいうものを聞く必要がある。私は、韓国の本会議なり特別委員会のそういう議事録を、いま長々と読むことはいしたしません、少なくともこの直線基線の点については、向こうの総理も、あるいは無任所長官も、あるいは車農林部長官も一致して言うておることを要約しますと、韓国のこの直線基線を実施したことによつて二つの大きな利益をあげたというのを言うておられます。一つは、日本は交渉の当初には、通常基線——低潮線から三海里を主張した、それが交渉のまずスタートでしょう。それを押しのけて直線基線をかかひの個所において設置することに成功した。しかも、この直線基線の

引き方が非常に有利なために、仁川では沿岸から七十海里の線が直線基線として引かれた。その他たくさんあります。そこで、結局において、日本は三海里を堅持しておる、日本国内において、韓国は今度の直線基線の引き方によつて最長は七十海里を取得したんだ。その基線の外に十二海里を設定した。日本は依然として三海里オンリーである。韓国は二つの大きな利点をあげたと言つておる。韓国が大きな利点をあげたと言つたことは、日本国民が相対的に大きな不当の損失をこうむつたといふことになる。これは韓国の言い分です。決議録にちゃんと出ています。あなた方が認知しないだけだ。そういう大きな不利をわが国に及ぼしておるといふ事態を、総理は一体どうお考えですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 日韓間におきまして、李承晩ラインができて以来、漁業方面では非常な問題がしつちゅうでなっています。そうして本来、私どもは、李承晩ラインなるものは、これは國際法上も不法なもので、これを認めていない、かやうに申しました。引き続きしほは抗議を申し込んでおりました。しかし現実の問題としては、漁船が拿捕される、あるいは漁民が抑留される、こういうやうな事態を引き起こしております。この点で、とにかく日韓の交渉を妥結したい、そうして平和關係を樹立したい、その一つの眼目でもあつたと思ひます。この關係でいろいろ交渉を持った、それぞれの立場でそれぞれが主張しておりますので、なかなか——わが国の漁民保護に私どもは万全を尽くしたい、かやうな立場で折衝いたしました。また、韓国側は、韓国漁民の力が弱い、いわゆる零細漁民であるから、特にそれらの点に考慮を払つてくれろ、こういうことで交渉したわけでありまして。で私は、今回の漁業協定は、あるいは日本が譲り過ぎたのではないか、かやうな批判を受けておることも承知いたしております。本来三海里の領海説を、これが非常な後退をしている、かやうな意味で非難もされておることも承知をいたしております。あるいは漁獲量、隻数等についていろいろ議論があり、譲り過ぎではない

かという非難を受けていることも何っておりま
す。しかし私は、両国の国交正常化のために、ま
た両国漁業の今後の繁栄のために、今回のこの
協定は、いわゆる互譲——双方とも互譲の精神に
よってこれができ上がっている、こういう意味で
満足すべきことではないだろうか、かように思ひ
ます。ことはかえて申し上げますならば、今回の協定
ができ上がるにつぎましては、双方が妥協したそ
の所産である。これを率直に私どもは見詰めるも
のであります。その意味におきまして、あるいは
批判が一部から出ておることも承知しておる、こ
ういふような実情でございます。

○渡辺勸吉君 私、いずれ具体的に、また農林大
臣に伺いますが、その前に、政府から出した資料
の中に地図があります。地図がありますが、あれ
は韓国が韓国の国会へ出した地図とは違ふ。韓国
が韓国の国会で説明した資料というのは、準備し
てあります。当然あると思うのだが、あるなら
ば、それをこゝへ張つてもらいたい。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 韓国が国会に出しま
した地図というのは承知いたしております。先般、理事懇談会で、韓国側の地図があるはずで
あるという点が議題になりましたが、韓国で発表
いたしました条約の解説書の中に、韓国が書いて
いる地図はございます。国会へどういふ地図を出
したか、私どもは承知いたしません。そういう趣
旨で御説明させていただきます。

○渡辺勸吉君 非常にそらぞらしい答弁で、私は
納得ができません。韓国の議事録をさきに読め
ば、たとえばトロール禁漁線あるいは機船底びき
禁漁線、そういうものが説明の中にある。農林
部長官は「次に、ここに」といふような発言を
して——これは決議録に載つておる。それには、
ま言つた通りに、日本政府が示したような資料以
外に、いま言つたようなトロール漁船の禁漁線な
り、あるいは機船底びきの禁漁線というような線
を引いたものを前にして、車長官は国会で説明を
しておる。なぜそういうものが出てこないのか。
それから、もう一つは、国会提出資料として、

「韓国政府の「大韓民国と日本国間の条約および協
定の解説」といふのが外務省から出ております
が、この二十八ページ、二十九ページにはそれ
ぞれ図面が出ておるが、これはこんな非常に小
さいものに印刷した関係で、なかなか読みにく
い。これはおそろくやはり韓国で出したものを翻
訳したのだと思うが、これと、私がいま言つたよ
うに、考えられる禁漁線というものを引いた地図、
そういうものがなくて、一体どうして、こうい
う協定の審議ができませんか。資料が非常に片手落ち
である。それで、この「解説」の図面を見れば、私は
先ほどの説明で七十マイルと言いましたが、この
「解説」の二十八ページの図面には、仁川から九十
マイルまでが一つの専管水域として例示されてお
る。六十五マイルの場所もある。あるいは七十マ
イルのところもある。そういうふうな非常に不当
な線が引かれておる。これは私が冒頭に伺いまし
たように、海洋法会議で、少なくとも五海里、そ
の長さといふものはもう十海里、沿岸国はこれ
を乱用してはいかぬといふのが一九五八年です。
何年もたないうちにこういふ妥協をあえてする
ということは、わが国の海洋政策に基本方針あり
やというのを私は疑わざるを得ない。これはい
づれ具体的に、これからの問題の中で問題点を究
明するつもりであります。一体、こういふ図面
を水産庁長官は知らないと言ふが、私でさえわ
かつていふようなものを、なぜ知らないで済むの
か。まあ知らなければやむを得ないが、そういう
ものが出せるか、出せないか。その図面をここに
張つて、そうして目で見、やはりそこで、私は具
体的にこれから基線の問題、あるいは共同規制水
域の問題、あるいは李ラインの問題、あるいは漁
業資源共同調査水域の問題、トロール禁漁線の問
題、いろいろな問題は、やはりこの正確な韓国が
提出した資料と政府が出した資料とを比較してこ
れはみなければ、審議の資料には不十分なんで
す。大臣、これはやはり出せないという事務当局
の説明で、それでいいんですか。

○国務大臣(坂田英一君) このトロールの禁止地
域に入らないといふことは、これは向こうの沿岸
にそういうところがあるわけです。これは韓国も
入らない。それからそういうところは日本も入ら
ない。それは日本の沿岸にもそれがありません。
そういう禁止区域には両方とも入らないといふこ
とになっておりますので、そういう点は誤解のな
いように御了承願います。

○渡辺勸吉君 それは地図の扱いの問題を質
問しているのですが、はからずもその答弁に私は
聞き捨てならない答弁がある。大臣、トロール禁
漁線の中に韓国は五十トン未満のトロール船は
んとあなたは確約しているじゃないですか、日本
政府は、何です、いまの答弁は、所管大臣として
そういう無責任なことができませんか。日本はは
いれないが、韓国は五十トン未満のトロール船は
後も永久に入ること日本と約束している
じゃないか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) まず資料の点につ
いて申し上げますが、先ほど申しましたとおり、韓
国国会でどういふ地図を張つて議論をしたか、こ
れは速記録もございせんのでわかりません。た
だ韓国が書いておる地図は、お配りいたしました
韓国の刊行物でありますところの条約書の解説の
中に入つておるということ、先ほど申し上げ
ました。したがうして、韓国の国会で審議した
地図をこゝで出せとおっしゃられましても、取り
寄せようもございせん。

それから第二点の地図の問題でございますが、
衆議院でも地図の問題が出ましたので、お配りを
いたしましたわけでございます。で、協定上の必要
な部分の地図はそこに入れたわけでございます。な
ま先生が御指摘の禁漁線の問題は、協定とは別
に合意議事録で、それぞれの国が自国について禁
止しております。自国船について、底びきとい
うに根こそぎ魚をとる漁業については、底びき
ように根こそぎ魚をとる漁業については、日本も対馬
五島あるいは北九州につくつておるわけでありま
すが、そこには韓国の船は入らない、韓国が韓国
の法律で、水産法で自国船に禁止している地域

は入らないといふのが、お互いに入らぬことにす
る措置をとらうといふのを合意議事録できめてい
るわけでありまして、これは自国船にも押さえるこ
とでございます。それから、日本もそれを尊重しよ
う、こういうふうなきめたわけでございます。その
範囲は、韓国の法律によりまして、政令等で定め
られておるわけでございます。御必要ならば別
途御提出いたします。

○渡辺勸吉君 まず私は、わき道に入らぬで、図
面を要求しているのですが、これは議事録にはな
いといふけれども、議事録を読めば、「次にここ
は」と、こう言うておるじゃないですか、農林長官
は、それは図面を言うておるじゃないですか。こ
こでは、こういふ解説に、二十八ページに、もう
全く印刷不鮮明な資料が、韓国の資料としてし
か出ていない。それからうちのほうで出したもの
を見ると、そういうトロール禁漁線あるいは機
船底びきの禁止線もなければ、私が必要とする何
マイル沿岸から離れていかといふものも、正式
にはいろいろガリ版刷りでは十分はつきりしな
い。いろいろな附属文書には出ておりますが、な
ぜ地図にそういうものがはつきり韓国では示され
ておるものが、わが国では出せないのか。私は、
いま言つたように、仁川ではもうこの沿岸線から
九十マイルも離れたところが一つの基線になつて
おる、これが非常に大きな利益を韓国が受けたと
言つておる。そもそもの、日本では三海里を主張
した、スタートは、妥協に妥協を重ねて、必要以
上の屈辱的な結果を経て、ここに極端な例として
は、九十マイルといふものが沿岸から離れたこと
ろに線が引かれた。それを彼らは大きな利益を得
たとおつておる。その外にさらに十二海里を引
いたところが一つの専管水域である。二つの利益を
得たとおつておる。現実には私は、これはわが国の
漁業にとっては重大な問題だから伺つておる。た
とえば済州島の南のほうに引いて、韓国の国会
では、大臣は、本来なら沿岸線から引いた十二海
里を専管水域とするのが考えられたけれども、幸
い韓国の主張が通つて、三十二の岩礁等を考慮し

て實際は十六・五マイル、こういう非常な利益を得た。これは二九ページにあります、濟州島。これは申し上げるまでもなく、世界の宝庫といわれる黄金漁場である。ここに四・五マイルも大きな譲歩をしたということが、また問題になる。そういうものを詳細に私は地図により明らかにしてお尋ねをしたいわけでありませう。しかし、なかなか、いまからそれを出せと言ったって、事務的に両方に合致せぬだろうし、出す意思もないようだから、私は地図の問題は、非常に残念でありますが……。

○龜田得治君 閣下連して。この地図の点で、これはわれわれ漁業関係の協定なりをずっと見る場合に、地図と見比べて実はこの資料を拝見しておるわけなんです。したがって、この地図というものは、両政府間で交渉をする場合に、統一的な地図というものはつくられたのかどうか、それを私は確かめたいんです。交渉をやっておるときに、地図を見ないで、ただ東経幾らだとか、北緯何度とといったような、そういう抽象的な概念だけでやっていったのか、地図をちゃんとそこへ一枚置いて、そうしていろいろ交渉をやったものか、そこから私まず聞きたい。私は、当然地図をきちんと置いて、そうしてやられたものだと思う。そうしたら、その同じ地図をわれわれが——両方の国会で見ると、こういうことは当然できるわけなんです、それはどういふことになっているんです。地図は交渉の過程においては一体どういふことになっているんです。地図なしでやっているんですか。

○國務大臣(坂田英一君) もちろん地図を見ながらきめるわけであつたのでありますが、その経過でございます。しかし、きめるときには、東経何度、それから北緯何度と、こういうことできめるわけでありまして、地図をながめながらももちろんやつております。

○龜田得治君 地図をながめながらきめた、その地図はどこにいま保存してあるのですか。交渉場裏で使われた地図はどこに保存してあるのですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) お答えいたします。

協定にもございまして、結語的には、北緯何度と何度の線をつなぐ線、そこからあるいは直線基線の小鈴島とどこどここの島をつなぐ線といふことできまるわけでございますから、交渉のつどそれぞれ海図をもつてやればよいわけでございます。一枚の海図をもつてきめたというところではございません。地点を定めるのには海図をそのつど用意してやつたということで、地図できめたということではございません。

○龜田得治君 私の聞いてゐるのは、ともかく地図を使ったことは間違いないわけ、その地図はどこにあるかと聞いておる。破つて捨てたわけじゃないでしよう。どこにあるのですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) お答えいたします。地図は、海図がございすれば、交渉のつどその海図を使えばいいわけでございます。何か特定の地図でそれを使つて、地図の上で確定し合つたといふことでないでございまして、協定でどこからどこに直線基線を引くかというときには、地図を見ながら議論はしなければなりません。小鈴島と何島をつなぐといふことがきまれば、どの地図であつても一向差しつかえないわけでございます。

○龜田得治君 そう簡単にいかぬですよ。文章に書くときには、海図によつて数字で書いていけるわけでありませう。しかし、常識として、こういう複雑な経過をたどつておる交渉でありますから、当然両方のほうでその地図に対してずっと線を入れてみるということはされておると思うのです。そういうことは全然されないで、線は入れないで、そうしてただ地図だけを見てやつていたとおっしゃるわけですか。地図にはやはり線を入れたんでしやう。

○政府委員(丹羽雅次郎君) たとえば協定二条を見ていただきますと、そこに点が明示されて、それを連ねる線といふことになるわけでありませう。したがって、それを議論するときに、たとえば二百五十万分の一の日本の海図を使つて議論

して、そこで線がきまつて、それで両方よろういふことになれば、その地図は要らない。翌日の会議はまたほかの地図を使つても一向かまわないうわけでありませう。地球上の点を定める交渉でございまして、地球上の点を地図に落とすのには海図を使えばいいわけなんです。

○龜田得治君 たとえば直線基線ですね。直線基線、仁川の西方、こういうところは、この政府が出した資料と、あなたが指摘する韓国の解説で、だいたいどこの書か方が違ふわけですね、一目見ただけで。これはどういふことなんです。仁川から九十マイルの線を韓国の資料では引いて、そこにこの直線基線が引かれておるわけですね。この日本政府から出した地図ではどういふふうになっておるやうに思ふのですが、どうなんですか、この一点だけでは。だから直線基線などについてはどうも全部が明確でないようなんです。この文章であらわした点だけでは——ここに北のほうになると。したがって、それはやはり地図でお互い確認しておくといふことは私は当然なことじゃないかと思うのですが、どうでしやう。

【理事大谷藤之助君退席、理事草葉隆圓君着席】

○政府委員(丹羽雅次郎君) 御審議資料に提出されております直線基線に関する交換公文というものがございませう。西海岸におきましては、小鈴島、西格列列島、於青島を貫くというふうに結ぶ線と書いてある。したがって、西海岸におきまして直線基線は、小鈴島から始めて南に下るわけでございます。小鈴島は仁川より北に南の緯度にある地点でございませう。したがって、仁川沖に直線基線が引かれてはおらんわけでありませう。それは地図によつて論ぜらるべきではなくて、交換公文によつて論ぜらるべきものと、かように考へております。

○藤田進君 何で論じられようが、そんなことを解明する必要はないのです。審議するときに一目

りよう然わかるという意味もあつて、こういう資料を出したのでしやう。この一枚の袋に入つていた資料、これは、日本政府の資料、日韓漁業協定関係水域図、それから韓国のほうが出したというところで、これまた日本政府が、南東アジア課長のはしががついて、国会提出資料、四十年九月、外務省、「韓国政府の「大韓民国と日本国間の条約および協定の解説」」の中の二十八、二十九ページと出てゐる。この地図が明らかに違ふのです。審議するのはこれでやれと言つても、そんなことはルールが国会できまつてゐるわけじゃない。委員としてわかりやすく、渡辺委員が要求するやうに、この地図なら若い人なら見えるはずだし、揭示板もあるのだから、それを出して掲示して……。これを見ると、休戦ライン、三十八度線以北にラインが及んでゐるのだな。そういつた点をだ、北緯何度、東経何度、そんなことを言つてこゝで審議して、速記も困るだろうが、聞く人も、あなたの方答弁するのに困るでしやう。実際にこれが規制が行なわれる際には、一々そんなものを出してじやなく、ちゃんと海図に載せて、海上保安庁もそうだろうし、一般の漁民もそうだし、やつてゐるじやないですか。そういうやり方は身の入つた審議をするために、しかも能率をあげるためには、それに協力しなければいけません。毎日海図を持って行つて、きようはあれ、あしたはこれというふうに変つていつたような答弁だけれども、そんなにひまと儲蓄があつたかどうかしらぬけれども、最終的にはこういうことになるなあというものは、これは農林大臣も地図を見ながら、条約の文書の上では別紙地図によるというわけにもまいらぬから、これはここに書いてあるやうに、たとえば三十七度三十分N、百三十一度十分Eとか、それは文書にする場合はそうなります。これをプロットしたところの地図といふものがわれわれに提供されてゐるのだから、これによつて説明してくれといふことは、時間的な経済から見て当然なことじやないですか。やりなさいよ、それを。そうしたら、あなたの方がやはり出しておるものと対比し

て——何でもかでもひねくられて悪くするような根性は直してもらいたい。

○政府委員(丹羽雅次郎君) このお配りいたしました地図を拡大いたしました地図は用意いたしております。理事並びに委員長のお許しを得れば揭示いたしたいと思っております。

それからついでに申し上げますが、お配りいたしました地図で直線基線の小鈴島というところに、私のほうで使いました地図も直線基線が入っておりますのでございます。条約本文を地図に落としたものはこの前御配付いたしましたし、かつこれから揭示いたします地図と同様でございます。

○渡辺勸吉君 どうも地図でいふ貴重な時間をとったんですが、それじゃ委員長、いまの丹羽君の言うたのをすぐ出さしてください。

そこで私は、その地図が出ない間、抽象的にまたことばの上で伺いますが、この直線基線については、申し上げるまでもなく、この海洋法の中で、領海及び接続水域に関する条約の第四条にうたっておりますので、この第四条には、直線基線の採用をうたっておりますのが第一項で、第二項は、その直線基線を引くにあつては、沿岸の一般方向から著しく離れて引いてはならず、またその線の内側にある水域は内水制度に服させるため領土と十分密接に結びついていなければならない。その他まあうたつておるわけでありまして、そこで、わが国も、一九五八年の会議では、乱用してはいかぬ、少なくともその長さは十海里を限度とする、その幅というものは五海里ということをして四カ国共同で提案をしておる。これは海洋国日本の主張であります。その主張からいって、これは大きな拡大した地図を見なければ物理的にどうも信じがたいんですが、韓国が言うておる通りに、本来あるべき姿を逸脱して、韓国としては国際法を超越して有利な線を確保したと云うておる。これはあなた方が出しかねる一つの国会議事録にある。そういうことを言わしていいんですか。そこで、その線の引き方が非常にこれは問題だ。わが国の漁民が集中的に出漁しておつたこの地域に、これ

だけの不当な大きな規制を、なぜ一九五八年の主張どおり堅持をしなかつたのか。あまりにこれは漁業協定の内容をまとめるのにあせり過ぎた一つ一つの所産であると言わざるを得ない。慎重審議というものは、十四年間にわたつたからいいというこ

とじゃない。国家百年の大計をここに確立するにあつて、これは単に日本国だけではない。このことを認めたことによつて、ニュージランドは、アメリカは、その他の関係国はですね、続々として専管水域十二海里を宣言し実行する傾向にあるでしょう。これはいづれあとで私は具体的に

お尋ねをいたしますが、すでにニュージランドにおいては、ことしの九月十日にこの水域十二海里については国内法を成立しておる。アメリカではパートレットが上院の商業委員会にこれを提案をして、やがてこれも成立するだろうといわれ

おる。こういう世界の大勢の中に置かれておる日本の海洋政策というものは、これはまあ話は飛躍して十二海里に入りましたけれども、その前のこの直線基線というものについては、なぜ従来の主張を堅持しなかつたかということは、きわめてこれは国民の立場から言つて看過し得ざる重大な問題であると思つておるわけでありまして、ことにこの半島南部の済州島のこの線の引き方については、

屈辱外交以外の何ものでもない。これは関係者がひとしく指弾している点からいって、明らかであります。禁漁区を引いたり、いろいろ自分の間の妥協線を引いておるけれども、そこがわが国民の何百年来のこれは黄金漁場である。これを不当に狭めた線を引いて、それで協定を結んで批准をするとは、これは一体何たることだと私は言わざるを得ない。それで私は、このニュージランドの国会の国内法の成立といひ、あるいはアメリカのこの十二海里の専管水域の国内法の上程といひ、そういう方向にあるときに、わが国が依然として三海里を主張しておるという点に、いささかこれはまたお尋ねをしなければならぬ基本的な問題があるわけでありまして、これは外務大臣にお尋ねをいたしますが、たし

か衆議院の特別委員会でも、大臣は日本は領海三海里をとつておるという意味の答弁があつたのでありますが、韓国については領海は何海里と理解をしておられるのですか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) やはり三海里と了解しております。

○渡辺勸吉君 韓国の領海が三海里であるとすれば、同じく一九五八年の海洋法会議で米加共同提案が出された、あの六海里のアウター・シックスの問題、それに対しては、五カ年間の漁業実績があるものに対しては十年間の入漁を認めるという立場に立つておる。そういう場合に、今度の十二海里という線を引く場合に、アウター・ナインといふもの、アウター・ゾーンの具体的な表現としては、韓国の領海が三海里だと外務大臣は明確に答弁をされましたから、その答弁に基づいてさらにお尋ねをするのでありますが、その十二海里のうち三海里は領海であるとして、その外側のアウター・ゾーンの九海里というものは、海洋法会議における、あるいはその後における各国の動向等から見て、特に歐洲の漁業条約の傾向から見ると、当然外側の九海里に対しては入漁権をこれは行使すべきものである。なぜそれを完全に入漁権を放棄して、十二海里に対しては専管水域としてこれを認めたのかという点は、一体従来の一線に戻しますが、わが国の国際会議における主張と首尾が合わないじゃないか、場当たりじゃないですか、そのつど外交じゃないですか。

○国務大臣(坂田英一君) 後ほど地図で説明をいたしますが、これは先ほど総理からもお話しのとおり、漁業協定についてはいろいろの点において話し合いをしたところがあることは、これは常に申し上げておる通りでございます。

それから済州島の問題についても、常にお話を申し上げておるとおり、一時非常な大きな直線基線を持つてまいつたわけですが、それに対しては、それはいかぬと、やはり原則として低潮線によつていこう、こういうことで線を引いていく。そういうことでやりますという、そこに韓

国のほうも、その原則には了承しておくと、ただし、そういう問題になりましたら、両方がそこに長らくその問題を議論しておつたのであります。結局その外郭線との間に重なるところが出て、両方に食い込みができた、いまそれを説明をいたさせていただきます、そこに紛争の原因も起こることでもあるから、暫定的にその間はその一部をこの韓国のほうの漁業水域の中に入れていこうと、こういうことにこれは大局的に見たわけでありまして、と申しますのは、李ラインの問題も実質的に解決いたしておりましたし、また漁業実績の面においても実態を大体において了承されておるのでありますから、この程度は大局的にそういうことに見たらよろうといったようなことで、この済州島の問題も、この線の引き方についても、日本としては大局的にその点を了承したという経過にあるわけでありまして、

なお、図によつてひとつ御説明を申し上げます。

○藤田進君 渡辺委員の持ち時間もあまりないので、ポイントだけ説明について指摘しておきたい。それは、まず第一に、赤城農林大臣時代における、いま説明になった、こつちが譲つたといふのが、済州島の東北並に西北、この辺の事情、それからいわゆる済州海峡の内水化の事情、それから休戦ラインないし三十八度線以北に及ぶ規制、これらについて経過となつたといふことをまず事実関係を明確にしておらう。

○渡辺勸吉君 その前に、結果だけを私は聞いては意味がないので、特に済州島の線の引き方については五回も会議を重ねておる。五回譲歩したといふことです。——いいですか、その経過を詳細に説明するのは当事者でしよう。大臣がやってください。一番大事なこじやないですか。事務じゃないですよ、これは。外交折衝でしよう。大臣が説明してください。

○国務大臣(坂田英一君) まず地図の説明を申し上げて、それからまた説明申し上げます。

二五

○政府委員(丹羽雅次郎君) 御説明いたします。

まず、直線基線が先ほど来非常に問題に相なっておりますが、直線基線は、ここからこの部分と、それから巨文島から蔚山湾の南のこの部分と、迎日湾の四角だけにきめてございまして、全部について直線基線をきめたわけではございせん。それから、なぜその部分に直線基線をきめたかといふと、お手元にもございまして、島嶼が非常に多い、島が非常に多い。したがって、この島の低潮線から十二海里ずつ線を引いていきますと、シャボン玉がふくらんだような形になりまして非常に複雑でございますので、そういう場合は直線基線を引いている。これが一九六〇年の条約の際の着想でございます。したがってこれはやたらに引くべきものでない。したがって今回はこれにきめて、今後引くときはあくまで両国の合意事項であるということに相なっております。

そこで、問題は、いま御質問の済州島の問題でございます。で、直線基線は先ほど渡辺先生もおっしゃったとおり、至近距離で本土に沿うものでなければならぬという主張があるわけでありまして、したがってこのように直線基線を引いたのは、本土に——ごらんになっておわかりのとおり、ほぼ沿っておるわけでございます。ところが済州島がもめましたのは本土、この島と済州島を結んで直線基線を引きたいというのが韓国の考え方でございます。このように本土のこの線、本土のこの線と著しく方向を異にして直線基線を引くわけにはまいらないというのが、わがほうの主張でございます。したがって、原則的には済州島の低潮線から十二マイルのこの円と、それからこちらから別の立場で引いた直線基線を引くならば引いてそれから十二マイルの線を得らるべきである、それがわが方の主張である。一番根本論は、島をつなぐのにはあまりにも離れておる島であって、直線基線に引くのは合わない、こういう引き方ならば合うけれども、こういう引き方は合わないといふことで、このまま議論を詰めますとこ

ういふ部分と、低潮線をつくりましたこの部分との間にこういふくぼみができるわけでありまして、このくぼみはあつてもいいのじゃないかといふのが、当初のわが方の主張でございます。向こうは直線で一挙に引きたい。したがってそれはのめないといふことで、ここには直線基線は引かないことに最終的に相なりました。したがって、この点は別の交換公文で暫定線というもので、直線基線問題には取り上げられておらないのでござい

ます。そこで、この切り込みを譲ったのは先ほど大臣が申しましたとおり、一つは技術的な立場で図面上ではこのように食い込むことを引くことは可能でございますが、実際に船が入りまして、その島嶼子のような海域の中で操業をして、そこから出た入ったのといふことでトラブルになるといふことは適當でない。この今回の日韓の漁業の協定、取り締まりといふものは新しい事態でございますので、その関係になれるといふことがどうしても必要でございます。暫定的にこれはわかりやすい線にしたと、こういふ経過でございます。

それからもう一つだけ申し添えさせていただきますが、一九五八年のジュネーブ会議で領海の幅が議論されました。で、結局話がつきませんで、一九六〇年のジュネーブ会議では領海をきめる方法として領海六マイル、外側に漁業水域六マイルという十二マイル案が英国とカナダから提案されました。これは否決になりました。したがって先ほどの御質問の中での領海の問題は、現在国際的にきまつておりませんで、領海六マイル、外側に漁業水域六マイルの思想を合わせて十二マイルの漁業水域といふ立場からだけを取り上げてみたかどうかといふのが歐州漁業協定あるいはイギリス、ノールウェー協定等の問題でございます。漁業に問題を限定し領海と話を別にいたしました取り上げておる傾向でございます。で、日韓におきましては、したがって漁業の水域の問題として領海とは別の問題として今回十二マイル引くといふことにいたしました。

○渡辺勲吉君 北鮮もやってください。

○政府委員(丹羽雅次郎君) それから休戦ライン

は、御承知のとおりに臨津江の川の中心とする線とこちらの高城を貫くところが休戦協定による地点に相なっております。そこで、専管水域というのは、技術上他人が入ってきたときに排除できて初めて裏づけのある専管水域でございます。これは解釈論でございますが、実質的に排除できる排他的管轄権を行使でき得る地域にしか専管水域は引けないはずであります。地図の上で幾ら書くことは御随意ですが、実効を伴わないという立場におきまして休戦ライン以南において初めて韓国は専管水域を引けるという見解を私どもはとっているわけでございます。

それから共同規制水域は、これは旧李ラインでございますが、共同規制水域は、ここから牛岩嶺高頂から始まりまして、こゝ来て朝鮮半島を全部くくっておるわけでありまして、この線の内側が共同規制水域であるといふことが、協定本文二条に書いてある。ただし専管水域を除く、及び領海を除くといふことがございまして、専管水域を設けられた場合には、ここから共同規制水域になります。設けなければ、領海から共同規制水域になります。

北鮮に關しましては、先ほど申しましたとおり、排他的管轄権は及ばないはずでありますので、北鮮の領海からの外側が共同規制水域となる、かように了解をいたします。

○渡辺勲吉君 どうもこの地図を見ると大体この線を引いて、ここに当然出てくるものを暫定的に近距離にしたといふことが非常に問題であつて、御承知のようにここが黄金漁場をなしています。ここで紛争があるかといふと、特別なじゃない、全体に紛争が予想される。そういうときになぞこのことを譲歩したかといふことは、日本の漁民にとっては重大な問題になっている。それから韓国でも言うておるように、ここから明らかに一つの線を引くとすれば、十二海里で引けるものをこゝら辺の岩礁にさらにとられて、これに四・五マイルを有利にここを引くことができた

と、こう言うておるわけです。それから、こういう線を引く前提として、この巨文島からここに至る間の直線基線というのは、最後の段階で直線基線に譲歩した線であつて、ここを私は通常基線によつて処理するべきものであつたのが、この点はまた非常に問題になり、こゝら辺のさらにより以上妥協した線を構成している、こういうことが言えるわけでございます。

いずれ、私はこのことについてもっと納得のいくような質疑をいたしたいのでありますが、先を急ぎますので、いま外務大臣なり、あるいは、その他から御答弁がありましたように、韓国が三海里である。私は、もとより、この海域に關する条約のその領海幅については、ひとつのまとまつた方向づけがなされていないことも承知をいたしております。しかしながら、日本が三海里を主張した、そういうたてまえから韓国も三海里であるといふことについて、これは統一見解があつたとするならば、直線基線とは離れた次の問題をお尋ねするわけでありまして、なぜ、その領海から三海里を外にしたひとつの十二海里に至る九海里を入会権として、当然、これは海洋法會議においても列国もさういふひとつの國際慣習になつておるものを、なぜ、わが国はさういふ入会権を放棄したのか。この点についての明確な答を願いたいのであります。

○理事(草壁隆國君) 地図はよろしゅうござい

すか。

○渡辺勲吉君 ええ。

○國務大臣(坂田英一君) いまの問題であります。これは先ほど水産庁長官からも説明されましたのでありますが、この領海の問題を離れまして、今度の漁業水域の問題なり漁業協定については、領海には触れておりません。そこで、漁業水域に關しましては、いまお説のとおり、六海里と六海里、つまり、全体で十二海里といふものを認めていこうといふことが、先ほどジュネーブの海洋法會議でありましたわけでありまして、それは委員会のときに通つておりますけれども、總会の

ときにはわずかの差でこれは承認されなかったことは、御存じのとおりでございますが、そういうことで、そのときには、その提案されたものは六海里——十二海里のところへ外から六海里、いわゆる、アウターシックスといつて、その入漁権を認めようとする、そういう提案であつたわけでございます。そういう関係でありますから、今度の漁業協定の際においても、やはりこれを日本側としては強く当初、主張いたしておつたわけでございます。しかし、韓国側といたしましては、非常に小さな島嶼がたくさんありますし、また、韓国の沿岸漁業の実態からいいますと、ほんとうに島と島とがつながつておるところであるから、せめてその関係だけはシックスを、いわゆる、入漁権を認めないでいただきたいという非常に強い要求がございました。そのためにこれらの問題はいかに長らく論議されたのでございまして、結局、韓国側の漁業関係というものは、また実際、韓国の非常な貧弱な漁業状態というものを、またあまり遠くに出て行けないところの韓国の零細——日本も零細ですけど、日本に比較して非常に零細的な関係がございまして、そういうところで、島の間からしつちゅう日本の漁船が見えるというのではたいへん——せめてその間においてぜひ行けるようにしてもらいたいというような要求もあり、かたがた日本側といたしましては、李ラインの実体的撤廃という問題、それからまた共同規制内その他におけるいわゆる漁業の実態を主張いたしてまいつたのであります。大体そういう点については目的を達したという関係もありますので、大体それらのことを、その点を大局的にこれは入漁権を主張しないということにいたしましたわけでありまして、

○渡辺勸吉君 いまの農林大臣の答弁は了解に苦しむ。大局的にはこれは退却退却でしょう。退却的に認めた、何ら退却したことに對する納得する説明にはなっていない。私はこういふことはそういう答弁でその責任をこまかすというわけにはまいらぬと思う。島嶼がたくさんあるから漁場

じやないですか。その世界の宝庫というものを、当然主張し得る権利を放棄して——韓国の漁民はかわいそうであるといふことは私も同感であります。しかし日本の零細漁船、漁家も韓国の漁民と同じくかわいそうであります。これらが当然入漁し得る権利を、政府の一方的な措置によつて放棄されたといふその損害は、私はこれはいまのようにな納得のいかなる答弁では、これは理解できない。

まあこれは校葉にわたりますからこれ以上お尋ねはしませんが、外務大臣の御答弁になつたわが国の領海三海里といふのはこれはいつからそういう宣言をし、一体この領海三海里はどういう態度で今後臨まれるのか、これをひとつお伺いしておきます。

○國務大臣(樺名悦三郎君) 三海里をさらに拡張しておる事例はないのであります。従来、領海三海里という原則はいまなお国際慣行として認められておるという了解のもとにわが国は領海三海里、韓国についても同様三海里と、こう了解しておるわけでありまして、

○渡辺勸吉君 今後はどうですか。

○國務大臣(樺名悦三郎君) 今後は同様であります。

○渡辺勸吉君 これはまたたいへんなことを伺うものであります。それから質問に對してお答えがないから、私がこう理解しておるということ、間違つておつたら訂正をお願いいたします。わが国の三海里を宣言したのは一八七〇年、明治三年であります。明治三年旧暦の七月二十八日付太政官布告第四百九十二号、この内容は普佛戦争に關する中立宣言の第二条であります。「港内及内海ハ勿論ニ候ヘ共外海之儀ハ距離三海里以内兩國交戦ニ及ビ候儀ハ不相成尤軍艦商船共通行ハ是迄通差許候事」云々とあつて、同じ八月の二十九日に太政官布告五百四十六号で、三海里とは着弾距離といふことばが見られるので上の三海里は三マイルの意味と思はれる、こういう解釈があるわけでありまして、したがつて、明治三年に宣言したのは、大

砲の着弾距離を想定して三海里といふものを宣言して今日に至つておる。古色蒼然たるものである。韓国も三海里である。日韓双方とも今後三海里を堅持するといふ意味の御答弁であります。それで政府にまたお尋ねをしますが、一体三海里を宣言しておる国と、六海里を宣言しておる国と、十二海里を宣言しておる国及び多少領海とは相違いたしますが、十二海里のこの専管漁業水域を採用しておる国とのその動向から見ても、今

後、わが国並びに韓国は、特に韓国は私は問題だと思ふのは、この日韓漁業協定が成立した晩には、やがてこの漁業専管水域十二海里は領海として宣言するやうな意味の国会における丁總理の答弁がある。これは単に決議案だけではないに、いろいろな資料にさういふ点が見える。さういふ点から見ると、いま外務大臣が、将来も韓国も三海里、日本も三海里、國際の海洋動向からいって、さういふ方向はいかかと思はれる。それで、私は將來の動向をお尋ねいたしましたのでありますが、その点は間違ひなく今後ともわが国は韓国ともども領海三海里を堅持するといふことで間違ひがありませんか、念のため再度お尋ねをします。

○國務大臣(樺名悦三郎君) 韓国のことはしばらくおくとして、わが国としては、目下の三海里といふのは國際慣行として広く認められておるところでございます。それに従つてまいりたいと、こう考へております。

○渡辺勸吉君 領海の点については、だんだんこの経過年数によつても三海里を主張した国が減つてきております。たとえば一九三〇年の法典編集會議では、三マイルを主張した国が十八国であります。十二マイルを主張した国が十八国であります。ところが、その後國際法委員會で、現在のジュネーブ條約の草案をつくる際の資料として、一九五二年に國際法委員會の發表した資料によりますと、三マイルを主張している国は十六カ国と二カ国減つておる。十二マイルを主張している国は五カ国と十二マイル主張国がふえてきておる。さうして、これがさらに十二マイルという国

がその後ふえる動向にあるといふふうにいわれておるわけでありまして、でありますから、私は日本のこの立場から三海里を今後主張することは、今後の國際漁業あるいは海洋法を採用する動向からいって、かなりここで再検討をする段階に来ておるのではないかといふふうに考へるわけでありまして、私がお尋ねしないのに、總理もあるいは閣僚大臣も李ラインが實質的に撤廃になつたといふことをおっしゃつておる。私は時間の都合でこの点も十分触れなければならぬ予定であります。これは時間があつたら触れる問題でありますけれども、せっかく總理以下がそれに触れられましたので、私はここでお尋ねをしたいのは、李ラインが實質的になくなつていふ言われまふけれども、韓国では、このことは平和ライン、断じてこれは撤回しない、かういふことを国会で言明しておる。これもおそろしくその解釈が不統一である。おのおの國內向けと國家間とは話が全然違ひ、かういふ問題がある。それだけではなしに、このいわゆる李ライン宣言の中には明らかに大陸だに對しての主權宣言があるわけでありまして、日本は一体この大陸だに對しては、大陸だな條約の際には、ベルギー、ドイツとともに反對した三カ國の一つになつておる。しかるにドイツはその後、國際動向から見ても、やはり大陸だな條約にはこれは賛成するといふ態度をとつておる。現在反對をしておるのは、日本とベルギーと、もう一カ國だけですね。しかしそのほかにも反對している国があるが、その反對している国は、むしろ専管水域を二百マイルを主張したほうが有利だといふ事情で大陸だな條約に反對をしておる。そこに持つてきて李承晩ラインでは、平和ラインと國防ラインと、この大陸だな問題と二つが残つておるわけでありまして、これはもう厳然として残しておるというところ、韓国では国会で、大陸だな條約に對しては一体どういふ方向を考へるのか。韓国は大陸だなをはつきり主權宣言の中にまだ生きておるといふ、これすらないといふのですか。そ

の李承晩ラインが事実上なくなったということについて、これは總理からひとつ。

○國務大臣(坂田英一君) ただいまの、いろいろの問題がありますが、領海の問題については、先ほど外務大臣からお答えを申し上げておるのとおりでございます。いまの問題は、私、渡辺委員のお話になった気持ちがわかる点は、漁業政策として一体こういう問題をどうするかという点が含まれておったんじゃないかと推測するのですが、そういう点からいいますと、今度の問題はやはり漁業水域の問題で、領海の問題に触れておらぬということとを申しましたが、確かに日本は遠洋漁業の非常な発達している国で、御存じのとおりでございます。そういう関係がありますので、公海の自由、いわゆる漁業及び公海の關係の自由を尊重したいまして、でき得る限り遠洋漁業の利益を獲得したいという気持ちが一つあるわけですね。それと同時に、日本とてやはり資源の保護をしていきたい、この二つの考え方を持っておるわけですね。ところが先ほどお話のように、沿岸国としてはやはり十二海里というやつが非常にふえてきております。お話をとおりでございまして、そういうことであります。日本の遠洋漁業の発展もその観点から見まして、そうですか、それは非常に発達しておるなら十二海里、というわけにはいかないと、実情にありましますので、その間においていかに調和をとつていこうかということが、この日本のいま現在の政策の一番大きな問題でございまして、その点を考慮しながら、もちろん領海として三海里を主張しておるのでもございまして——そのために領海として主張しておるというのじゃない、日本の漁業の実態からそれを主張しておるというのを、先ほどさういってお気持であつたと思ひますので申し上げたわけでありまして、それから、いまの大陸だのの問題でございまして、これは日本も同じような思想からいきてまして、大陸だの条約は一九六四年のあれは六月十一日でしたか、大陸だの条約が結ばれておるのでありますが、これはお説のとおり日本も

入っております。しかしこの問題も同じようなことでございまして、大陸だのの問題について、日本は従来どおり、これを認めていないというのでございまして、それからこの韓国のこの問題につきましても、非常にその点が内容がまた違ふ点が若干あるかと思うのでございまして、これはこまかい問題にならうかと思ひますが、しかし、実質的には魚の面でも大陸だのによつていこうという規定になつておるようでございますが、こういうことでありますと、非常に、ますますこのわれわれの主張と遠い、離れておるわけでございます。したがつて、大陸だの点については、そういう点から見まして、現在の漁業協定に即応しない、合わないという部分については、日本側はもちろん認めないのでございまして、また韓国としてもこれを主張し得ないというふうに考えておるわけでございます。もつともこの大陸だの以外のいろいろの問題もございするけれども、やはり全体として、この漁業協定に合わない面、いわゆる反する面については韓国側もこれによつておる、すなわち漁業資源の保護法の点からいいますと、これははつきりと漁業協定に反するものは主張しないということに、もちろんなつておることは御了承のとおりでございます。○渡辺勲吉君 大陸だの条約に一体反対していると言いますが、最初これが成立した以後、たとえばフランスが入つておる。フランスが入つた態度というものは、私は日本も学ぶべきものがあると思ひます。日本がなぜ大陸だの条約に対して抵抗しているかといへば、もとよりこの大陸だのにおけるタラバガニ、この規制が大きくなつた問題になつておる。したがつて、これは日本とソ連、アメリカ三国のこれは共通の課題であります。しかしながら、フランスが従来大陸だの条約に加盟を逡巡しておつたが、こゝに加盟したというときに、この問題になつておるところの定着性種族については立場を留保した上で加入しておる。そしてやはり世界の大勢の中で主権をできるだけ有効に行使しようという一つの趨勢の中にある。そういうや

はりフランスのような態度というものは、私はわが国の今後の海洋政策の中はかならず学ぶべきものがあるのではないかと、そういうことを当然大臣としては十分所見の中にお伺いできるものと期待してお伺いしたのであつて、単にたたくに大陸条約は反対である、三海里は依然として今後も堅持するとかいふことでは、私は海洋国日本の今後の方向としてはいかかと思はれる一つの大きな段階に來ておるのではないかと、このことからお尋ねをいたしたつもりであります。なお、公海条約なり四つの条約のうち漁業資源の条約はまだ発効していないようでありまして、これに對して、政府はそれではどういふ今後この条約に對する態度をおとりになるのでしょうか。四つの条約のうち成立を済ましておる三つの条約、この条約に對して日本はどういふ態度をおとりになるのか、領海条約、公海条約、大陸だの条約、この三つに對して、日本はいつまでも従来のようなないまいもこととした態度でいくのかあるいは条約を締結する方向に進むのか、それらの一つの考え方というものをこの際明らかにしたい。○政府委員(藤崎萬里君) まだ事務局レベルの話でございまして、さう御了承いただきたいと思ひますが、現在、大體領海及び接続水域に関する条約と、公海に関する条約につきましましては、これに加入するといふ方向で検討いたしております。順調にいけば、近く国会に御承認をお願いしたいと、かように考えております。大陸だの条約に関する条約につきましては、御意見もよくわかるのでございまして、まださういふ結論を事務的にいいた段階に至っておりません。○渡辺勲吉君 少し問題の角度を変えて何うわけでありまして、この協定には共同資源調査水域といふのがあります。この共同資源調査水域というのは、わが国としては、どういふ区域を考えておるのか。もとより、これは日韓共同漁業委員会等いろいろな議を経て政府に勧告するわけでありまして、一政府としては、この協定を結んだ当事

者として、この共同資源調査水域というものは、いかなる区域をお考えになつておるのか。○國務大臣(坂田英一君) この水域の件については、御存じのとおり、韓国及びどういふことを協定するかという問題については、まだきめておらないのでありますが、共同委員会においてよくこれは協議をいたして、さうして、それを兩國に勧告する。その勧告を受けて兩國が協議すると、このういふことで、ずいぶんいろいろ手続を要することになつておるが、これは日本側といたしまして、やはり資源保護の見地に立つて、科学的な調査をやつていこうという問題であると思ひますが、それらのいろいろの問題について、もつと具体的に検討を加えて、さうしてきわめていきなり、かように考えておるわけでありまして、○渡辺勲吉君 要するに、何もまだないと、白紙だといふふうには承るのではありませんが、私はいろいろいろいろな点をこれから伺うんですが、いま伺つた範圍でも、どうも政府の考え方というものは非常に、ありていに言へば、たよりがないような感じがする。というのは、韓国の国会における政府の考え方というものを比較して私は言うんであります。韓国における国会の説明を見ますと、すね、これはたいへんなことを考えておるわけですね。これも政府があつて出さない資料でありますから、知らぬ存ぜぬと言へばそれまででありますけれども、權威ある韓国の国会で大臣が語る述べておるのでありますから、私はやはりそれはそれなりに信用してしかるべきものだと思う。それに、よりますとすね、たとえば韓国水産物の大宗を占めるところのグチー、イシモチ魚、これが豊津半島で産卵して東シナ海で冬眠して、再び回遊してこの共同規制水域あるいは専管水域に回つてくるんだと、したがつて、このイシモチ魚を保存するためには、少なくとも、この東シナ海、黄海といふものをこの調査水域に指定して、そのデータがまとまつた上においては、資源保護の立場から大きく規制を加える必要がある。したがつて、日韓漁業協定は、日本政府は十年という期限を要求

してきたが、わがほうはこれを五年に打ち切った。五年の歳月の中に、たとえ、いまのような共同資源調査のデータによって大きくこれを規制するといふ一つの協定の内容の改定につながる意味もあつて、これは五年に契約期限を短縮したんだといふことは、国会の議事録に載つておる。そうなるので、これは単にいま引かれておる共同規制水域を越えて、従来国際法を無視してやってきたところの李承晩ラインを越えて、より広区域の一つの水域というものが考えられる問題があるわけであり、また、韓国でも、李承晩ライン以上の大きな有利な線が予想されるということも言つておる。一方、この李承晩ラインが実質的には解消したと放送する反面に、韓国では李承晩ラインは厳として存在しておる。その三つの宣言のうちの魚族資源は、一応漁業協定でその中に解消されたけれども、国防ラインと大陸的な問題に厳格にしているという中から、さらに、その区域としては、この調査水域が具体化することによって、資源保護のための強力な規制をする必要があるといふ展望をうたつておる。あるいはアジ、サバの魚族資源については、南九州で産卵し、黄海で産卵し、東シナ海で冬眠をする。これも韓国の水産物の立場から言つては、調査水域にこれを指定しなければならぬといふことを国会で言つておるわけであり、願ひて、わが国は、その点については一切がささい民間といふか、何といふか、一つの共同委員会にまかせ切り。私は政府の責任いふにありやと言わざるを得ない。なぜ、政府自身が、これらの委員会が担当する仕事も、政府が政府間でやらぬのですか。そうして、そういう大きな問題が提起されておる、魚種の問題、区域の問題、韓国ではこれだけのことを明らかに、韓国の国民に向かつて決意のほどまで明らかにしておる。わが国の農林大臣は、その点については、とにかく委員会が持たれて、そうして、勧告を受けて両国間が協議するといふようなことで済まされる段階でありましようか。このことは、特別委員会でも三回も、日を異に

して、その委員の質問に対して、かわるがわる大臣が答弁をしておる。統一された見解の中に、そういう韓国の今後の共同資源調査水域の方向づけといふものが明らかにされておる。もう少し具体的にひとつ御答弁をお願いしたい。

○国務大臣(坂田英一君) もちろん、この韓国と日本の関係においては、漁業の協力の上において、日本としてもできるだけ技術を送り、また、いろいろの研究材料も提供して、韓国と日本との漁業の問題については、それは非常な怪誕があり格差があることは、これはしばしば申し上げたとおりでございます。で、私も、日本としては、もちろん、この資源の調査といふものが非常に必要であるので、先ほども申しましたように、これらの問題については、具体的にいろいろこの調査の問題等について十分検討を加えて進めていきたいと思つておりますが、いままで、李承晩ラインがあった昨年までは調査も、調査どころの騒ぎでないといつたような関係でございます。で、日本側としても十分この資源の保護といふ問題に力を入れていかなければならぬと、こう考えております。

なお、これらの問題に関連いたしました、漁業の問題は、養殖の問題その他に大きく打ち出していく考えを持つておるようなわけであり、何かもう少し確たる方針がありかといふことを伺つておるわけですが、全然答弁はされません。何もなければならぬとおしやつてください。あるなら具体的に御説明をお願いしたい。それだけです。

○政府委員(丹羽雅次郎君) お答えいたします。東海、黄海におきます底魚資源、グチ、ハモその他、それから浮き魚資源、これにつきまして、いま大臣が申しましたように、李承晩ラインの調査は全く困難でございますが、以西底びき漁業、それから、それ以外のまき網漁業につきましても、西海区水研を中心に調査をいたしておりますが、それがこの朝鮮周辺のほうにどのよう

してゐるか、いま御指摘の産卵の問題はどうなるかといふような問題が多々ございしますので、私どももいたしましては、明年度、西海区水研の充実をいたしまして、この関係の調査を充実させる予定にして、予算の準備をいたしております。そして、この調査と並行いたしまして、共同委員会の中の資源部会、同じメンバーが入ることに相なると思いますが、それらのメンバーを通じて、回遊標識調査を通じて資源の系統を明らかにいたしまして、その上に、どこまで共同調査水域にするかといふことについて、日本国は日本国の自主的な判断を確立する、こういう立場で、目下、西海区水研の調査の充実といふことを取り進めておる次第でございます。

○渡辺勲吉君 それでは伺いますが、韓国側でイシモチの産卵場所、冬眠場所、アジ、サバの産卵場所、冬眠場所といふものを具体的に提案してくることは、これは間違ひありません。その場合に、日本は南九州方面からシナ海に至るその地域を共同資源調査水域として認めるにやぶさかでないのですか、どうですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) お答えいたします。韓国側の見方、あるいは資料等によりまして、グチその他のものにつきまして、こちらで冬眠するのではないかと、あるいは見解があるように私も承知いたしておりますが、日本の専門家に聞いては、まだそれをオーソライズいたしておりません。したがって、標識調査、回遊経路その他を通じて、そこから問題を取り込むというのが私どもの姿勢でございます。そこで、東シナ海まで及ぶか及ばないかといふ問題は、標識放流その他調査の結果から判断したい、かように思うのであります。

○渡辺勲吉君 少しこの点についても、まだお尋ねしたい点がありますが、河岸を変えて、民間信用供与の漁業関係についてお尋ねをしたいのです。これはどうもだんだん審議の経過を伺つております。最初、外務大臣は、これは青天井であり、民間相互でやるのだから、政府は何らこれは

タッチしないといふ答弁があつたのであります。が、しかしながら、だんだんこの内容をお尋ねしてまいりますと、口上書といふものが取りかわされておる。決して政府は関係のないものではない、また、韓国側の受け取り方から見ても、無償三億ドル、有償二億ドル、民間供与三億ドル以上と分けてはおりますけれども、向こうでは全部合わせて八億一千九百七十万ドルといふふうになっておる。政府のこれは大きな責任のあるやはり信用供与の課題である。そこで、私はこの九千万ドルの漁業関係の信用供与についてお尋ねをいたしたいのでありますが、農林大臣の間でこの点が最終的に相談されたのはいつで、その相談した結果の内容は、九千万ドルの内容はどういうものであつたのか、これをまず農林大臣からお尋ねいたします。

○国務大臣(坂田英一君) これは、九千万ドルのなには民間供与の問題であります。三、四月ごろ、赤城農林大臣当時でありましたが、両農相、元の韓国の農林部長官との間に、漁業に関するいろいろの問題、特に漁業協定に関する話し合いがありましたときに、この民間供与についてまた話が出ました。そのときの話しによりますと、大体九千万ドルといふものを期待する、もちろん民間供与でございますから、政府でどういふことは、もちろんこれはなんでもありますが、好意をもつて九千万ドルの供与ができるように期待するといふ話になりました。詳細なことはありますが、大体零細漁民については四千万ドル、その他について五千万ドルといふような話し合いがあつたように承つております。

○渡辺勲吉君 当然、これは九千万ドルのうち四千万ドルと五千万ドルという内訳をいま話されましたが、もつと具体的な話し合いが政府間でなされて口上書が取りかわされておるはずであります。これはこの前の農田委員の問題にも関連して、その口上書を資料として提出要求をしておる。最初は青天井だといふ答弁だったが、だんだんやはり質疑を通じて、これが政府間の外交上の

約束になっておる。外務大臣は、すぐ出すという
歯切れのいい答弁ではなかったが、検討した上で
という答弁になっております。検討されたでしょ
うか。委員会はその後ずっと続いておる。あの要
求した九項目のプラント輸出その他の口上書は、
検討した結果、きょう出してもらいたいと思つ
ます、それから順序で伺います。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 私ども約束したの
は、漁業の問題じゃなく、一般のプラントの問
題、それで口上書と称するものであるかどうか、
私はそれに該当するかどうかわかりませんが、た
しか八、九件のうちの最終のものを見本として出
せば、大体御判断の資料になるだろうというの
で、具体的な商社の名前等は消してすでに出して
あります。

○渡辺勘吉君 それは一件だけしか出ていないの
で、もっと具体的に、もう少しで具体的な資料
は、ある雑誌等にも出ておるような経過があるの
で、もっとそういう審議のために必要な資料は、
なまのものを出していいじゃないですか。たつた
一件を、しかも、具体的な固有名称を伏せたり何
かする必要はない。これは政府が介入して、はっ
きりと約束を取りかわしている内容でありますか
ら、それがなしに、この民間信用供与のやはり審
議も、これはなかなか抽象論で、上すべしだけし
て進まない。これは出してもらえますか。

○政府委員(後宮虎郎君) 御指摘のございました
口上書は、こちらの外務省から代表部にあてた口
上書でございます。配付資料にございますよう
に、みな大体同文のものになっております。要
点に要するに、この具体的な延べ払い契約が、い
ゆる民間借款のカテゴリーの中に否まれるもので
あるということ、それから、たしか向こうの産業
開発計画等の一つのプロジェクトに含まれてい
る、そういうことを先方が約束する趣旨のもの
で、大体みな同文になっております。

○亀田得治君 関連して。前回要求した資料が、
一番最近のものだけをひとつ参考までに、あと
は全部問題だという前提で出されておるわけで

ありますが、その資料につきまして、一点お伺い
しておきたいと思つてます。

それは、この資料は三つからなつておるわけで
すが、最初の四十年七月十三日の韓国代表部から
の口上書、これによりまして、「日本国政府によ
る早期承認方についてあつせんされるならば誠に
幸です」、こういう結論をつけて日本政府の協力
をここで求めてきておるわけでありまして、それ
に対して外務省から韓国代表部に出した十月九日付
の口上書によりまして、大韓民国政府がそれぞ
れ下に並べてある諸点を確認する場合には、前記
プラントの輸出を認める、こういう日本政府の回
答になっております。その、これこれの点を認め
るならばという中に、その一つは、「一九六五年
六月二十二日付の商業上の民間信用供与に
交換公文」と、つまり、参考資料として出され
ておるこの民間信用供与に関する公文ですね、そ
こにいう「商業上の基礎による通常の民間信用供
与の範ちゅうに属するものであること」、こうい
うことを一つの条件としてこの認可をする、こう
言つておるわけなんです。だから、逆に言うなら
ば、もし韓国政府がこのプラントにつきまして、
そのいま条約の審議の参考資料として出ておる商
業上の民間信用に含めないと、別なんだという態
度をおとりになるのであるならば、このプラント
は承認しない、こういう結論もあり得ることが想
像されるわけでありまして、だから、そういうふう
に考へてみますと、やはりこの債権債務の主体
は民間のもの同士であります。日本国政府とし
ては、三億ドル以上の民間信用供与ができるよう
に努力をしていく国際的な義務を負わされて
おる、負わされておるからこそ、このプラントを
承認するにあつて約束をしておるところの三億
ドル以上にこれは含まれるんですよ、含まれる
ということを韓国が承認してくるんなら許可し
ましよう、こういふふうにはこの公文自身からわ
れわれ判断できるわけでありまして、全然、政府が
言うように、これは民間同士のことで政府には責
任がないんだということなら、このような口上書

を取りかわす必要なんか私はなかりうと思つて。そ
ういふ点をこの前ははつきりお答えになつており
ません。もう一度この口上書のことば自体から、
前回の政府の答弁は矛盾しているんじゃないかとい
う点について、納得のいく説明をお願いしたいと
思つてます。私は、この前はそれが質問の主
体じゃありませんでしたから、一応その程度で質
問を終えておるわけですが、なかなか、この三
億ドル以上の中で、たゞいま御質疑になつておる
九千万ドルの漁業協力並びに三千万ドルの船舶輸
出のための信用供与、この二つについては、私は
特に政府としては責任を負わされてはいるはずだ
と、こういふふうには考へるわけなんです。私は、こ
れは一々また韓国側のものを引き出すのもなんで
ございまして、具体的にこの交換公文の中に、特
に漁業関係のやつは抜き出して書いておるのだす
ね。抜き出さぬやつにつきましても、先ほどのよ
うな、このプラントを出すについての両政府で交
換されたものを見ますと、やはり政府がこの三
億ドルというものを責任を果たさなきゃならぬの
だという立場から書かれておる。いわんやという
ことをこの漁業関係の協力について言いたいわけ
です。この口上書についての説明と、それから、
なかなか、この九千万ドルと三千万ドルにつ
いて、ひとつ性格をもつとはつきりしてもらいた
いと思つて。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 無償三億ドル、有償
二億ドルというのとはだいぶ性質を異にするもの
でありまして、もともとこれは民間の信用供与の
問題でありまして、このほかに民間信用供与とし
て大体われわれが容易に想定することができると
は、三億ドル以上を期待できるのじゃないかと
いうことを書き添えた。しかし、御説のとおり、
これらの問題、プラント輸出等につきましては、
許可を要する問題であります。その際に、でき
るだけその時期を早めてやるとかというふうな、つ
まり、政府が責任を持つていないけれど、もなる
べく好意的にひとつ指導して、好意をもって取り
扱つていこう、こういう程度のものであります。

そういふことが、いまお説みになつた書類等から
十分に感じ取れるわけでありまして。

○亀田得治君 書類からはもつと強く感ずる。
○国務大臣(椎名悦三郎君) それから漁業協力資
金という問題、これも韓国の漁業の現状から見
て、できるだけこれを早く育成することに協力
してほしいという気持ちがあるのほうにある。で
ありますから、民間資金の期待額の中では、どう
しても九千万ぐらいは必要だ、そういうふうな
ことを念頭に置きながら、民間同士の資金供与で
はあるけれども、信用供与ではあるけれども、そ
ういふことを念頭に置いて、好意的に取り扱つて
もらいたいという趣旨のものであると、こう了解
しておるのであります。特に、政府が特別の具
体的な義務、責任を持つていふのではないとい
うことは、お断わり申し上げるまでもないことでは
ないかと思つて。同様に、船舶の問題につきま
しても、三千万ドル程度は、どうしても期待した
い、こういふのであります。その問題を取り上
げて、好意を持つてこの問題の取り扱いに当たり
たい、こういう程度の問題であります。

○亀田得治君 これは非常に重要な、やはり国際
信義にも関する問題だと思つておる。この条文
の読み方につきましては、非常に拘束を受けてい
るように読もうと思ふべきであらう。多少読み方
によつてニュアンスの違ふことは事実だと思ふ。し
かし、実際はどうなんですか。なかなか、漁業
協力につきましても、これは数字まできちん
んと出しておいて、そうしてつくられた文書につ
きまして、結果において九千万ドルでできなかった場
合に、日本政府としては、それで責任を感じるこ
とはないのでしょうか。逆の面から聞きますし
ょう。できなくていいのだ、はつきりいへば、ど
うでもいいのだ、もつと強くいへば、そういうこと
になりますね。それでいいのですか、日韓関係
は、どうなんですか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) あまりこう突き詰め
ると、非常に固苦しくなるのでお答えがしにくく

と、非常に固苦しくなるのでお答えがしにくく

なるのでありますが、とにかく、九千万ドル程度はとも必要であるようだ。ぜひこれは期待したいというのが、向こうの意思であります。そうして向こうとしては、さつき農林大臣がお話したように、うち少なくとも四千万ドル程度は、零細漁民のためにできるだけ金利を安くするように期待する、こういう、あくまで期待なんです、これは。それで、期待に沿うことができないければこれはやむを得ない。政府は責任を持っていろいろわけじやないですか、具体的に。ただ、そういう問題が政府の関与する範囲のところに来た場合には、好意的にその問題を促進する、こういう程度のものでございまして、必ずしも九千万ドル、そのうち四千万ドルはこれこれ、五千万ドルはこれこれ、こういうことは責任を持って協力しよう、こういうのではないのであります。その点はひとつ御了解をお願いしたいと思います。

○農田得治君 もう一つ確かめておが、それでは一ドルもできなくても差しつかえないのだ、そう理解していいですね。

○国務大臣(椎名悦三郎君) そういうような、全く当てにならぬようなものを、九千万ドルも書くというわけはありませぬ。まあありそうなことでございまして、それを前提にして、できるだけ好意をもってこれを処理する、こういうのでありまして、一ドルも出ないとか何とか、そういう性質のものではない。必ずこれは現実的には、具体的には問題になる。(農田得治君)ゼロでも責任がないでしよう。(と述ぶ)まあ、しかたがないでしよう、極端にいえば。しかし、そういうことはわれわれは考えてない。(しかし、そういう場合もあり得る)と呼ぶ者あり)その、夢のようなことを書いたのではないのですから、これは必ずあるのです。

○横川正市君 関連。いまの問題、もつと具体的に性格をはっきりしていただきたいと思いますが、日本から、韓国との今度の信用供与と同じような形でですね、借款ないしは信用供与という、そういう方法でやった性格の金と、今回のこの信

用供与の韓国向けのこの金とは性格的に違ひのかどうか。

それからもう一つは、最近の新聞の報道によりますと、佐藤内閣の日韓後の外交路線は対ソ交渉だと、こういわれているけれども、事実は、その前に何か一つ近々の問題が出てくるんではないか。それはインドネシアに対する四千三百万ドル程度の供与を一つの土台にして、インドネシアの国情その他にらみあわせながら関係を持ちたいという意思表示があるのではないかと報道されておりますけれども、これらの、このインドネシアに対する信用供与というような性格のものとは違ひのかどうか、これをその供与としてはもつと明確にさせていただきたいと思ふ。

それからもう一つは、この協力資金は、零細漁業に対するところの資金については五%、その他のものについては五・七五%と、金利の内容がきめられておりますけれども、これは一般に信用供与というところで市中銀行を利用するすれば、こういう金利では市中銀行は金を出さずにはいかないわけですね。輸銀その他の四%の資金を使うにしても、これは国がこれに対して何らかの保証なしには出せない、こういうことにもなるわけで、一件ごとに、口上書取りかわしの問題等々とも関係があつて、これらの資金を出すことについて全く政府は拘束をされない、こういうことなのか。吉田書簡という私的な文書でも拘束をされるという判断を統一見解として出されているわけですから、この金額の必要度合い、あるいは日韓の親善関係の政府の答弁等からいいますと、単にこれは信用供与、民間間のいわゆるコーマーシャル・ベースで定められるものというふうには判断がつかないわけで、その点の説明をしていただきたいと思ふ。

○政府委員(西山昭君) お答えいたします。民間信用供与の漁業関係及び船舶関係につきましては、先ほど九千万ドル及び三千万ドルのお話が出まして、これは純粋な民間信用供与、つまり日本の業者が韓国の政府ないしは韓国の業者と契約を締結いたしましたして、そうしてほかの条件、たとえば大蔵省ないしは通産省が承認をいたします場合に、いろいろ考慮を払うわけでございまして、いろいろの条件——契約は正当に締結されておるかどうか、また、条件等が日本の政府が通常許可いたします同種の案件について均衡がとれておるかどうか、あるいは韓国側で支払い能力があるかと判断されるかどうか、いろいろほかの条件もございまして、そういうものをあわせ検討いたしまして、そういう条件がなつておれば好意的に考慮しよう、というところでございまして、資金の手当は、通常輸出入銀行が介入いたします長期延べ払いの案件となるわけでございまして、したがって、協定に基づきます有償の二億ドルのほらは、協定にもございまして、予算上も政府に資金の供与義務を規定しております。しかるところ、この無償のほらは、年間の毎年の予算によります輸出入銀行の資金手当、そういうもののワクの中で処理すると、こういうことでございまして、特別の義務はないわけでございまして、したがって、契約は、そういう条件で成立いたします場合は、政府は好意的に考える、こういうことでございまして、万が一両当事者の間で契約が成立しなかつた場合は、政府としては何ら責任はないわけでございまして。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 対ソ及び対インドネシアの問題についてお答え申し上げます。インドネシアの問題は、先般、副総裁川島氏がインドネシアへ参りましたとき以来、同氏を通じて打診をしてきておるといふ程度のものでございまして、これに關しましては、いま政府においで、どう対処するかというところを研究しておる次第でございまして。

それから対ソ問題についてお尋ねがございまして、別にそのスケジュールを立てて、今度はこれ、今度はこれという、別にスケジュールに従つておるものではないけれども、対ソ問題としての懸案は、ただいま、領事条約、それから従来よりも長期の貿易協定の取り結びの問題

及び日ソ航空協定の問題等が懸案になっておる次第であります。

○渡辺勲吉君 農林大臣、あのさっきの漁業関係です、民間信用供与について、四月に話がまとまったと言つたが、六月じゃないですか。まあ月別として——そのときに約束した口上書は、これは資料として出していただけませんか。

○国務大臣(坂田英一君) この漁業の関係についての経過をお話したいのですが、ちょうど三、四月ごろに、この漁業協定について非常な熱を入れて、農林大臣と農務長官との間の話し合いがあらましたときに、この問題も出まして、そのときに向こうのほうから、九千万ドルぐらい云々ということであり、それから先ほど申しました、零細漁業に対して四千万ドル、その他五千万ドルというのは、きまつたんじゃないので、向こうとしては、そういうようなことで進みたいがということ。そういうことで、零細農民に対して、先ほど外務大臣も言われたとおり、零細農民に対しては、金利の安いものをというふうな話し合いがあつて、非常に熱心に朝鮮側として要求されたわけですね。そういうことを、たいへんその当時の熱心さがあつて、そしてきまつたのは、おそろくみんな全体の民間供与がきまつたときに、同時にきまつておるわけでございまして。だから別に、特別にこれはどうというのでございませぬので、そういう関係において、両者間に非常な熱を入れて話があつたということでございまして。

○渡辺勲吉君 私が伺つてゐるのは、そのまゝまつた結論についての両国の農相間の口上書が出てくるはずだから、それを資料として提出してほしいということ。提出できるとか、できないとか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 資料要求として、先ほど来お話ししたプラント輸出の口上書につきまして御要求をございまして、外務省が出す用意をいたしたわけでございまして、いま渡辺先生おっしゃいました漁業交渉中の信用供与に關しまして、口上書が出ておるかという点でございまして、口上

書は出ておりません。ただ書簡が出ております。非公式な書簡が出ております。これを提出せよという事でございませう。後刻提出をいたします。

○渡辺勸吉君 では、その書簡の提出を求めます。

委員長、それをひとつ提出させていただきます。この書簡には、いま大臣が言いましたように、沿岸零細漁民用として四千万ドル、その他用として五千万ドル。その四千万ドルに対しては、金利五％、その他用としては五・七五％ということになってはいるはずで、そういうことになる。これは当然輸銀等にかんがりの融資をさせなければならぬ。これは四％融資になるだろうと思ふんですが、あとそれに一つの一般の商業銀行からの融資というものがあつて、そうして総体的にはこの五％の四千万ドルと五・七五％の五千万ドルというものが構成されるわけでありませう。そういう点については、農林大臣もその輸銀融資なり一般融資なりというものを、十分考慮して、これは御確認をなさつておきたいと思ふんですが、念のため、その点をお伺いしておきます。大蔵大臣。

○国務大臣(福田赳夫君) 話はよく承知しております。

○渡辺勸吉君 よく承知してゐるということは、このことを政府も財政担当の部面からも、十分融資のルート、融資条件、そういうものを具備するように大蔵省としても確認をしておる、こういう意味に理解していいのです。

○国務大臣(福田赳夫君) もともと、ただいまお話をありましたように、この三億ドルの経済民間資金供与は、これは義務を負ふものじゃないのです。でありますから、義務を負ふないが、大蔵省としてはその実現に努力をするという気持ちであります。

で、実現に努力した結果、一体それがどうなるかということについて申し上げておきますと、船など、それから船の付帯物資ですね、それを輸出する場合には、業者は輸銀と民間銀行から協調

借款を得ることが出来ます。輸銀のほうで八〇％、それから民間のほうで二〇％の資金を供与する、その場合の金利は、民間が八・七％ぐらいに当たります。それから輸銀のほうで四・〇％、これを加重平均しますと四・九五％ぐらいになるのではありません。いま問題になつておる交換書簡で、韓国側は一般の船舶については五・七五％、それから零細漁民につきましては五・五％程度にしたいといふ、こういうことを言つておる。そうして農林大臣は、これが実現できることを期待する、こういうふうな答へておると思ふのです。それはただいま申し上げました業者の資金コストが四・九五であるということから見まして、大型の一般のもの、これはもう当然できる、しかし五％のものも努力すればできる、こういうふうに考えます。

○渡辺勸吉君 外務大臣にもちよつと聞きたいのだが……総理に伺いますが、実際どれくらい大事な問題であるから、いま農林委員の質問に対して、口上書にうたつてゐるもの、極端にいへば、責任も持てないような内容のもの、どういふ答へがあり、一方また具体的に、この九千万ドルのうちの四千万ドルは、これは零細漁民用の民間借款、あるいはその他用五千万ドルということについては、輸銀にその全体融資の八割をかぶせて、その金利は四％、それから一般の市銀には八・七％融資で、これを大体交換書簡に沿うように財政的にも裏づけをしておるといふ具体的な答へと、先ほどの椎名外相のプラント輸出の答へとは、はなはだしく考え方が白と黒とのほど違ふ、腹はそうじゃないかもしらぬが、かりに、これは政府の責任ではないから一ドルも成立しなくても政府はやむを得ないという木で鼻をくくつたやうな答へがあつたが、一体総理として、こういう非常にアンバランスな答へというものが許されていいかどうか、ひとつ総理から統一見解を願ひます。

○国務大臣(佐藤榮作君) 外務大臣が先ほどお答へいたしましたのでよく御理解をいただけたと思つてたんですが、ただいま重ねてその点をお尋ね

ねてございませう。大蔵大臣からお答へいたしたように、この民間の信用供与ではあるが、その取引に便するに金利その他等、また資金の心組みなど、一応予定をつくつたわけですが、そこで民間の信用供与とは言ひが、やりやすいように政府もこれに協力しておるわけでありませう。その点で先ほど外務大臣が申しましたように、向うからも期待をかけたお返し、当方も善意をもつて、好意をもつてこれを処理すると、こういうことだつた。これを理屈を申しまして、そうして責任があるとかないとか、かように申しますと、先ほどのような議論になつて、これは政府に責任はありませんと、こう答へざるを得ないので、しうが、しかし、民間とは申しても純民間だけで、民間のやることですから私は知りません、こういうものでないのです。ただいま申し上げるうちに、政府も道を開いて、そして金利なり資金なり等もめんどろを見ておる。また、おそろくこの民間の漁船などについては、その規格なども当方で指導するだろう、かように私は思ひます。まあ、ひとつ善意をもつてこれを処理するのだ、かように御了承をいただきたいと思ひます。

○渡辺勸吉君 お聞き及びのとりの総理の答へです。外務大臣は、もう少し血の通つたやうなひとつの考え方で、これはやはり前向きに答へをしてもらひたい。

それで、漁船建造の話が、なお質問に触れなくとも、大蔵大臣から出ましたから、それでこれは主管大臣にまず伺ひますが、漁船はもとより新造船を、これは当然として理解するわけですが、これは韓国側もそうでしょう。韓国の国会でも、そういうことをまあるる大臣が述べておられます。わが国でも当然そういうものだろうと思ふのでありますが、最初伝えられるところによりますと、このひとつの民間借款に便乗して中古船をひとつこれに抱き込もう、がら船をひとつこの際これに便乗せようという動きが国内に見受けられる。これは非常に国際信義の上からいっても、断じて許されないうひとつの問題なわけでありませう。完

全に償却したものを、またこれをこの信用供与に便乗して韓国に売却するということになれば、これは国際信義にもとる大問題であります。この点は、通産大臣としても、全然、そういう動きはかりにあつても全然問題にしないということだろうと思ふのですが、その最近の動きにかんがみて、この際、この中古船便乗問題というもののに対する御所見を承つておきたい。

○国務大臣(三木武夫君) まだ具体には話は起つておりませんが、新造船であるべきであると思ひます。

○羽生三七君 ちよつと前に戻つて関連させていただきます。恐縮ですが、いまの民間協力の場合、三億ドルの場合、実は本年三月の当参議院予算委員会の分科会の際に、韓国経済の実情から見、この返還が困難になつた場合、日本政府がこれを補償するやうなことになるれば、実際上は民間ではなしに、政府がその負担を国民に負わせるということになる、こう質問したところが、当時の田中大蔵大臣、ここにおられる椎名外務大臣は、さうな場合においても絶対に補償はいたしません、こういうお答へがありました。ところが、輸銀等を使う場合には、それはどういふことになるのか。もし、韓国経済の実情について、昨日も公聴会の際に若干の質疑がありました。これは見通しなかな暗いものであります。まあ他国の経済情勢を批判することは別として、万一反還が不可能なやうな事情が起つた場合に、日本の政府がこれを民間に補償すれば、実質上三億ドル民間協力であつても政府負担になるわけですが、しかも、いわんや輸銀の金を使う場合においても、これはなほさうであります。本年三月、田中大蔵大臣、椎名外務大臣がお答へになつたとおり、いかなる場合においても政府は補償しないといふ、それはもういかなる場合においても明白に言つておられますが、お変わりないのか、どういふ趣旨でお考へであるか伺ひたい。これは両大臣から伺ひたい。

○国務大臣(福田超夫君) さようなことは、たゞいま想像もいたしておりませんが、もしかりにそういうことがありました場合に於いて、補償の義務は政府にはないわけでありませう。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 所管の大蔵大臣が自分でいとお答えになりましたが、私も同様に考えます。

○羽生三七君 そんなこと予想するのはあまり賢明な質問ではないかもしれませんが、しかし、輪銀の部分はどうかですか。そうすると、民間銀行から借款を受けた場合、あるいは業者なり、その業者が、輪銀部分、これは八〇％というのでしよう。それを損失で補う、それで間違いないと断言されますか。まあ仮定の質問でお気の毒ですけれども、しかし、そういうこともあり得るのですよ、いまの韓国の事情からいって、一応お尋ねしておきます。

○国務大臣(福田超夫君) 一般の取引と同じ処理になると思ひます。韓国だからといって別に特別の取り扱いをすることに相なりませぬ。

○渡辺勘吉君 いま沿岸零細漁民用の融資が五％で信用供与がされるということでありませう。国内にひとつ焦点を絞って比較して伺いたいのは、過般のマリアナ群島における遭難による漁家に、建造漁船に対してはどういう条件の融資をして漁船を建造させましたか。農林大臣。

○政府委員(丹羽雅次郎君) お答えいたします。マリアナの遭難漁船に対します融資は、公庫から災害用の特別金利六分五厘で貸し出しをいたすことをきめました。

○渡辺勘吉君 確かに公庫融資には、災害用としては六分五厘、十五年以内、という融資条件があります。しかし、これをひとつ私は比較しただけでも、一体政府のわが国における漁業政策というものは、まだまだ十分力を尽くさなければならぬ点、たとえば、こういうマリアナ群島で遭難して、二百名以上もという人命をなくしておる。そういうものが再建するために漁船を建造するときには六分五厘の高率をもって十五年以内

には償還しなきゃならない。御承知のようにあれはサバの本釣り漁業であります。そういう零細な漁民には六分五厘しか出せないのに、対外的には五分という信用供与に政府は介入してゐる。私はそれはけしからぬということを言ふんじやないんですよ、韓国に五分資金を融資するということは、その前にもつと国内の零細な漁船、漁家に対して徹底的なそういう融資なり一般的な漁業政策についての措置があつてしかるべきものだ。それは単に六分五厘で十五年というよりなことで従来の制度融資の中にあぐらをかいて、向こうからかなりの圧力をかけられれば五分資金は四千億ドルでも出すという、そういう軟弱なことでは、内には厳しく外にはそういう軟弱なことでは、これは済まされぬ問題である。私は一つの具体的な例だけをあげてみるにすぎない。以下全部そうであります。ことに沿岸漁業者の生計というものは農家よりもさらに低い。政府みずからの調査した漁家の負債調べでも、その負債農地の二・五〇％は返済不可能の割合を占めてゐる。返す意思があつても返せないというものが政府の調べた調査の中でも総体の負債の二・五〇％を占めてゐる。そういう実態の中にある国内の漁業に対して、いま一つの比較をいたしましたが、韓国に対しては五分資金を出す、国内には六分五厘。国内こそ私は三分五厘資金で、これは災害融資ですよ、出さなきゃならぬじやないかと思ひます。こういう片手落ちで、一体今後の日本の漁業というものがどうかという私は非常に憂慮する展望に立たざるを得ないわけでありませう。三年半たつたら日本漁業に追いつくと言つてゐる。いろいろな無償、有償の供与を受ける、賠償金のかかりに取つてくる。新造船をどんどん入れる。あるいはアメリカ、フランス等から借款をして大鉄鋼船をどんどん建造する。毎日、新聞にそういう記事が出ない日はない。それだけの積極的な政策をとつて、韓国は三年半には日本漁業に追いつく、五年たてば日本漁業を追い越すと言つてゐる。農林大臣は、この前

の委員会では韓国の漁業はたいへん気の毒だ、現状はたいへん気の毒である。しかし、三年半には日本漁業に追いつくと言つてゐる、それだけのスケジュールがある。そういう状態の中で、私はこういう金利一つを取り上げてみても、いかに国内漁業に対して冷遇無残であるかということを描き得るを得ない。

それからいろいろ今度の漁業協定には、共同規制水域における隻数の規制、あるいはそれをさらに補完するものとして、漁獲トン数の規制というものをうたつてゐる。それ以外のこれらの規制隻数、まき網あるいは底引きその他の隻数以外の漏れたもの、これを自主規制と称して、これは白書にも沿岸漁業という表現を使つてゐる韓国では言つておられます。これが千七百隻ということでは本は妥協してゐる。これは非常に大きな問題です。関係者はこのことで頭を痛めてゐる。千七百隻という問題、これは一体どこから出てきた数字でありますか、千七百隻というものは、零細沿岸漁業の唯一の生命とする千七百隻というものをなぜこういう数字で規制したかということ、まず大局的に農林大臣からお伺いをします。

○国務大臣(坂田英一君) この規制隻数の問題について、対象業種についてのお話は別といたしまして、沿岸漁業の面につきましましては、大体共同規制の中に入つていくという数量は、隻数は三十七年度の調査によりますと、千九百ぐらいに相なつております。それからその他のいろいろな面において調査いたしましたのであります。この沿岸漁業は、御存じのとおり業種はいろいろ違ひます。また、したがつてその時期も違ひます。いろいろ時期その他業種が違ひますので、そのある一定期間において共同規制内に入るという数量になりますと、いろいろの調査の結果、千七百隻というもので大体間に合うという計算をいたしましたわけでありませう。その当時にあります。なお李ラインが撤廃するということになりますと、やがて安全になりますから、できるだけ早く入つていきたいという希望もあらうと思ひます。

るから、それはいろいろの意味においてやはり問題は、競争等は若干あるかと思ひます。が、そういうわけでありまして、実績をそうこなうものではない、こういうふうに見ております。

○渡辺勘吉君 それではこれは資料をすぐ出してもらつてから、この場でその資料に基づいてお伺いしますから、千九百隻という三十七年の実績、これを業種別、府県別にすぐひとつ、印刷が間に合なかつたら、とりあえず原本だけでも私拝見したいのですが、それを出せますか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) お答えいたします。三十七年度の府県別は持つておりますが、業種別はいますぐというわけにちよつとまいりかねる次第であります。

○渡辺勘吉君 それでは、その三十七年の千九百隻の中から千七百隻に絞つて割り当てをする、こういうことだろふと思ひますから、そういう古い数字ではなく、今度千七百隻を各府県別に割り当てする案があるはずであります。それを見なければ私具体的な質問が進みませんから、それだけはすぐ出してほしい。これは読むのでなく、刷りものにして出してもらいたい。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 国会の御承認を終わりました。批准が始まりますれば、行政事務としていろいろの準備をする必要があるというところで、部内作業としていろいろ検討をいたしておりますが、目下まだ国会の審議中でございますので、決定いたしておりますので、この千七百隻の府県別の提出は暫時御猶予をいただきます。

○渡辺勘吉君 検討中の案をひとつ出してもらいたい。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 検討いたしました。行政内部におきまして、成規の手続をとりまして決定をいたすのでございます。事務段階の内部作業でございますので、しばらく提出は御猶予願ひいたします。

○渡辺勘吉君 これは出すと混乱をするから出せないのです。なぜ千七百隻に絞つたかというこ

とは、これは大問題であります。たとえば韓国が出してある協定の解説の中で見ても、「日本側は、規制水域内において沿岸漁業に従事する日本漁船の隻数を、千七百隻以下に維持する」と約束したが、この隻数は、平和線近海に出漁する日本沿岸漁船約三千四百隻に比べ半減されており、「云々」と言うておる。すでにこれは交渉の経過の中に、日本側は三千四百隻を主張したということも物語つておる。これは三千四百隻にとどまらないのであります。私の資料によりますと、それから大体この押え方というものは、あの不法な李承晩ラインが設定された以後の実績というものは実績ではない。それ以前からこの海区において漁獲をしておったその実績がやはり実績にならない。千七百隻というものは、いろいろ手続上とか事務当局とかいうことがありますが、事務当局であろうが何であろうが、私がここで具体的に審議するに差しつかえがあるから要求したのですが、政府としては、これを出せばとんでもない混乱を業界に招くから出せない。私は、審議の促進上それを出せ、出せないというので、これ以上時間を空費したくないからまあ資料の提出は見合わせますが、政府が調査をした登録漁船による統計というものを三十八年度末に出しておる。そういうものによりますと、佐賀、福岡、長崎、熊本、大分、鹿児島、山口、鳥取、島根、兵庫、この一番韓国の共同規制水域に出漁しておった関係の深い県だけを抜きまして、政府が発表した三十八年十二月三十一日現在の統計を見ますと、総体で、韓国の水域に行つた以外の全体の登録隻数を見ますと、これが五万二千四百七隻あります。この十県のうち、特に玄海灘あるいは豊岐、対馬等を考慮しまして、佐賀、福岡、長崎については、三トン以上四十九トン未満の登録漁船、それ以外の熊本、大分、鹿児島、山口、鳥取、島根、兵庫については、十トン以上四十九トン未満というものを整理しまして、これは当然韓国共同規制水域へ出かける対象漁船であります。その中で朝鮮に出かけるの

と近海で漁労するものとの割合が、それぞれの県によつて従来の実績から割合があるわけでありま。佐賀県は大体三トン以上四十九トン未満の漁船が四百四十一隻ありますが、このうち韓国に出漁するものが三百九隻であります。近海漁業が百三十二隻、福岡県におきましては韓国出漁は五百五十九隻、近海には二百四十隻、長崎県の漁船については韓国出漁が二千三百九十三隻、近海が一千二百五隻、これが三トン以上四十九トン未満の韓国の共同規制水域へ出漁する大体的実績であります。これは農林省の統計を私がさらに出向き先別に整理したものであります。熊本県は、これはさらに地域的に韓国から離れておりますから、これは十トン以上四十九トン未満に整理をいたしますと、百八十五隻のうち、韓国へ出かけるのが百一十一隻、近海が七十四隻、大分県についてはこれは八十三隻、近海が百二十五隻、鹿児島県は百六十四隻が韓国向きになり、百六十三隻が近海漁用、山口県は百九十三隻が韓国へ出向きまして、近海には二百八十九隻、鳥取県は八十三隻が韓国出漁で、三十五隻が近海、島根県は二百七十七隻が韓国出漁で、百六隻が近海、兵庫県は二百八十九隻が韓国、百二十四隻が近海漁業ということになるわけでありま。そこでこれらをトータルをとりますと、どうしても四千四百五十四隻というものがなければ、この零細漁家、漁民の韓国に対する隻数というものが、従来の実績がそれだけ維持されなければならぬということになるわけでありま。その四千四百五十四隻という農林省の発表する統計の中から、私が過去の実績をもとにして出したこの数字に対して千七百隻で事足りるというようなきときは、業界の関係者がこれに対する異常なる関心とその注目の中に政府の割り当てを見守り、各県がそれぞれ割り当てに狂奔しておる昨今の状況から見ても、一体これをどうするかというところ、安易な妥協によつて国内のこういう四千四百五十四隻の既得権を一体政府はどうしようとするのか。三十七年が千九百隻であるというよりなきとき、そういう数字を魔術的に使つ

て、たった二百隻ぐらゐのオトバーなら、こんなに関係者が神経をとがらしておるはずはないでしょう。政府は発表する勇氣を持たない。県別の割り当てがいまあるはずで、各県から熾烈な要求がある。お願いじゃなくて要求があるはずで、既得権の上に立つて、政府はこれを割り当てを發表できない。しかし、いずれは發表せざるを得ない。こういう大きな食い違いが近々国民の前に明らかになる。これに対して千七百隻に妥協した政府は、一体これからどうしようとするのか。農林大臣どうですか。

○国務大臣(坂田英一君) 沿岸漁業の漁船の数なり登録数というものは、いまお話しのとおり相当多いものでございませう。なおそれは長官からお話しさせますが、しかしそれは近海で多くやつておりますので、先ほど申しましたのは、三十七年に千九百隻余が以前の共同規制区域の中に入つておりました。共同規制区域以外のほうへいくやつは、これはまた別でございませうが、そういうことに相なつており、それから先ほど申しましたように、またこの沿岸漁業はご存じのとおりに業種が違ひ、時期も違ひますからして、これはいろいろある一定時におけるいわゆる出漁数というものは相当緩和できることになるわけでございます。非常に業種によつて違ひますから、時期が違ひますから、そういう関係で実質的にこれはいけるといふことに考へております。ただ先ほど申しましたように、李ラインがなくなつたときでございませうので、われもわれもと、それはできるだけ出ていきたいというところは実情上そういうことになる問題がありましようから、これはやはり相当いろいろな問題でそれぞれの要求があるかと、こう思ひます。いまのような状態でございませう。

○渡辺勸吉君 資料も出さないうで補足答弁は要らぬ。要らぬといふに出る必要ない。

○龜田得治君 関連。なかなかわれわれ質問の時間がないものですから、そのつどお聞きしておかなきゃならぬわけですが、千七百隻をきめたの

は、この六月二十二日協定と同時に出した農林大臣の声明、ここに入れておるわけですね。これは日本政府の義務ですか。はつきり答えてください。

○国務大臣(坂田英一君) これは法的にはもちろん義務を負うていないわけでございますが、しかし、これは行政的にはやはり、でき得る限りその線に沿うていかなきゃならぬと、こう考えております。

○龜田得治君 そうすると、これもはつきりしてもらいたいですな。向こうは千七百隻に押えた、こう言つておる。しかし、いまの答弁によりますると、法的には義務ではないと、こう言われる。したがつて、この国内の各県に対する割り当ての関係上どうしてもつじつまが合わないという場合には、それが千八百になり千九百になり、二千になつても差しつかえないわけですね。はつきり言つてください。

○国務大臣(坂田英一君) 行政的にはやはり千七百隻でいきなうと……。

○龜田得治君 いや、どうしても割り当てができぬ場合――まあ関連ですから、この程度にしておきます。ともかく、これ一つでもこういうあいまいなことを、この正規の協定等に入れないで、そうして合意議事録とか、いや声明だとか、いろいろなところへ今度の日韓交渉というものは追ひやつていくわけなんです。肝心かなめの協定、国会にだけかかつているものを見たつて、実態はわからないうちになつていく。これはもう今後の紛争のもとです。これは。向こうはもうきつとそれで押えた、こう盛んに言つておるわけなんです。まあ以上農林大臣に忠告を申し上げておきます。

○渡辺勸吉君 この沿岸漁業の千七百隻は、私はまあ心配してお尋ねをしていふのです。専管水域でもう漁を禁じられ、共同規制水域では御承知のようになまき網やあるいは以西、以東底びきでとられ、その残つたところをわずかに千七百隻で右往左往せざるを得ない。しかも日本としては、韓国側

から見れば、三千四百隻という要求があったのを千七百隻に抑えたと、こういふふうにならざるを得ない。そうするとですね、かりに私の数字四千四百五十四隻が相違があったとしても、倍以上のこの出漁希望者の沿岸零細漁業に對して、これは大きな責任を政府は持たなければならぬ。割り当ては權力によつて割り当てるでせう。それ以外にこれをスムーズに解決することはできないでせう。そういう混乱が予想される。その場合に一体これらが自主規制と稱するのでありますから、自主規制をするためには、出漁者協議会というものを結成させるべく政府は慫慂しておる。なぜいまだにその結成ができないか、理由はどこにあるのか。自主規制をするための出漁者協議会というものを政府は慫慂しておる。まだできていない。どこに原因があるのですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) お答えいたします。

まず第一点でございますが、千七百隻というのは、共同規制水域のある時点において現在それ以上あつてはならないというふうにするという数字でございます。したがつて私どもは旗の数を千七百本用意するつもりでございます。御承知のとおり在籍船はいろいろございまして、五島、対馬に行き、また帰り、運航するというございまして、すから、在籍船なり近海の数字と千七百隻を直ちに比較するといふと差が大きくなるように私ども実務的に考えます。ただ、おつしやいますとお、関係の方がみななるべく多く出すという立場からいへば、確かに千七百隻は私は窮屈だと率直に思ひます。しかし事柄の起ころは、あの地域におきましてやはり資源を維持するという立場で、一定の沿岸のみならず、まさ網から底びきまでもお互いに資源を維持するという態勢で進めようということでございますので、関係者の御協力を得てこれをやりたい。したがつて、旗でございますから、交代をしてやっていたらということも考えております。それから同じ対馬でございますが、規制ラインとは関係ないわけでございますか

ら、そこで取るのは自由ということでございますので、関係者の御納得の上にこの仕事をできるだけ円満に進めたいと思つております。

そこで御質問の一点は、なぜ出漁者協議会がでないかということでございますが、これは私どももいたしましては、当初これを府県別におろしまして協議会をつくることを考えたわけでございます。いろいろ国会の審議中にござつて行政事務を進めるかというところについて検討すべき点でございます。この際府県までおろしてとんとん進めるといふことは適当でないという判断で、府県別に数字をおろすことは差し控えておるところでございます。

○渡辺勘吉君 そいう一つ一つの解釈もあるでしょうが、少なくともこれは自主的に事前に十分お互いに協議をして政府が承知したそれをどう円滑に運用するかということにかかつておるので、そんなのききなことを言うていふ段階じゃないはずで、非常にそりやういふ問題については、国会の審議を通じて関係法律が成立してからやるとかいうことを言ひますが、それならば、すべて一切の政府の行動は、本参議院でこの基本条約なり協定なりすべての関係国内法が成立したあとにスタートをしておるんですか。そうじゃないでせう。都合のいいのはとんとん先行しておるじゃないですか。そうして政府には最も都合の悪いことはいまのようにならぬけぬけとした答弁でこれをごまかそうとしておる。私は関係者の意見を聞くと、これはやはりそりやういふ実際の割り当てというものに困難を感じてゐるからこつちやういふものもスタートを切れない、それが発表されればまた自主規制の中でお互いの問題が出てくる、こつちやういふことが心配されておるわけでありまして、そこで、この入漁隻数の大幅削減によつて生じるところの対象漁業者の救済措置といふものは、千七百隻を確定した政府として当然その措置を考へておるはずであります。その具体的な構想をお示しを願ひたい。これは大臣に……。

○国務大臣(坂田英一君) 千七百隻であります。が、先ほど申しましたように、時期も違ひ業種も違ひでありますから、一定地帯における漁といふものはずつと多くできるわけなんです。ですから、いま申しましたように、たとえ旗を持たず、そしてグループを置く、各県ごとにグループを置く、あるいは県のうちでもまたさらにグループを置くようなことになつてしまつて、そして千七百隻についての旗を持たず、ある業種はもう仕事が終わつて出てくる、その次にその旗によつてまた次の業種のものが出かけるというふうなことでまゐりますので、さういふにいたしますもので、現在できるだけそりやういふ趣旨に沿つて自主的にこれらの問題を処理していき、ただ、自主的にやるといふてもやはりワグがそりやういふぐあひにありますが、その範囲内において自主的にやつていくということではいかにざるを得ぬだらう、こつちやういふに考へておるのであります。

○渡辺勘吉君 それはもう承知の上で聞いているのです。結局、そのグループによつて旗の持ち回りをして、異なつた船主でリレーをするという場合に、それでは千七百隻が延べ何隻になるという計算をしておりますか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 段取りをいたしました。まず業種ごとに違ひますが、府県別におろしまして、この業種は交代でやつたほうがいい、この業種は固定したほうがいいという形で、府県で研究した上でその方法を採用したいと思つておりますので、現在中央において何回転するから何倍になると、そりやういふ計算はいたしております。

○渡辺勘吉君 大臣の答弁ならそれでもいいかも知れませんが、事務的に私が伺つてゐるのに、いまのような抽象的な答弁じゃこれは質問に對する答へにならぬじゃないですか。千七百隻といふ具体的な隻数を規制した政府は、そりやういふ業種の相互運用によつて何%まで隻数の伸び率があるのか。いいですか、その結果はおはすれるところの漁家に対してはどつちやういふ補償の措置を考へてゐるのかといふ、そりやういふ前提で私は大臣にこの出漁

不可能におちつた場合の補償は当然考へておるはずだから、その点は大臣として大局的にどうお考へですかといふことを伺ひたい。だからもうその伸び率は伺ひません。だから大臣に伺ひたいのは、そりやういふいろいろな操業の効率化を当然これはやることになつておるわけですから、たてまゐは。それでもなおかつこの従来の実績からはずれた漁家に対する補償は政府としてはどういふふうにお考へになつておられますかといふのです。これなら大臣の答弁でせう、水産庁長官じゃな

○国務大臣(坂田英一君) さういふことで大体それにはまゐるつもりでおるんです。もちろんそれははまゐるつもりでおるんですから、その点はこれから

【理事草葉隆圓君退席、委員長着席】

○渡辺勘吉君 水産物だから、水かけ論のようなことになることもこれは本質上やむを得ないと思ひますが、まあしかし大臣、はまるとかとはまらぬとか、そりやういふようなナマズみたいな問答じゃこれは済まされぬです。それで結局私は出てくるそりやういふ問題は、いまからでもおそくないから、即刻にそのやはり措置を講ずる責任が政府にあるといふことを強く警告をしておきます。ただ資源の点で水産庁長官も触れましたが、その場合は転換漁業をどう考へてゐるかということ。それによつてはみ出した漁船、漁家に対して転換漁業をどういふふうに進導するのか、善後措置の一つの一端として伺ひますが、それも考へてゐるはずで。

○国務大臣(坂田英一君) これは沿岸漁業ばかりではないのであります。全体としてやはりいまのところ韓国の漁業の発達程度は非常に格差が大いなのであります。先ほどいろいろお話のとおりに相当伸びてまゐるということもございまして、どうしても日本としては、やはり漁業の近代化、合理化といふものを十分これは進めてまゐらなければならぬのじゃないか、そりやういふ関係からいいますといふと、従来のとおりにはやはり構

て、輸入の数量の問題にしても、それからして、またいろいろその間における方法、方策にいたしましても十分その点を考慮してまいりたい。したがって、自由化ということにいたしましても、すなわち、いままでも相当やっておりますが、今後それを自由化をやりますときにはよほどその実態をよくしんしゃくし、同時に考えました上でないとこれはやれない。それから関税の問題にいたしましても、たとえばノリの問題でございしますが、これは今年の三月の貿易会議のときに、ノリの関税については下げるという、そういう一般法則については意見が一致しておったわけでございします。

しかし、国内のノリのいろいろの関係をよくみなければなりませんし、全体を見て、そしてどの程度であるかということについては十分影響のないうように考えた上で進めていきたいと思います。かように考へております。それで、渡辺さんが先ほど言われたように、韓国の方でどうだからだということ御質問だけはやめていただきます。

○渡辺勸吉君 一体、両国間の漁業協定に関することを質問するときに、韓国側がどう考へているかということを中心として、また、わが国のそれに対応する考へ方を聞くのが何が悪い。われわれのそういう当然の審議に対して制約するような発言はこれは不謹慎。韓国が言うておるんじゃないですか。だからばくがそういう資料を出せと言っている。出しもしないで、それを引用して韓国ではどう言うているが日本はどうかと聞くのがなぜ悪い。相手とこっちと相対で貿易というものは成り立つのだらう。相手が非自由化品目は全部自由化すると言っている。関税障壁は撤廃させると言うておる。それじゃけしからぬけしからぬと考へる言えばいいじゃないか。何だ、それが、韓国が言うたこともここに引用することがけしからぬということは聞き捨てならぬ発言じゃないか。何もそういうことは言うべきじゃないと言ふんですか、大臣。

○国務大臣(坂田英一君) 私は口べたなほうです。から。とにかく韓国がこう言うから農林大臣はこ

うしなくちやいかぬなんということは、それは私はやりません。やりません。でありますから、それはやらないというのをよく御了承の上でそういうことはお聞きにならぬほうがいいじゃないかなあ、こう思つただけなんです。

○渡辺勸吉君 相手の考へ方と対応してやはり問題というものが整理されるんじゃないですか。聞く耳は持たぬと、それだけで一体貿易というものが成り立ちますか。それは最もわが国の漁業政策の上からは痛い問題なんだ。私もこれは非常に痛憤にたえない立場で言うておるんですよ。この韓国の主張は、こう言うておるが、私は賛成だということならともかく、そう言うておることに對して、き然たる態度は一体那辺にあるかということをお聞きしておる。これによつて政府が奨励しておる零細な沿岸漁民の漁業構造改善のノリの将来というものがどうなるか、そういう点に大きな問題があるから、私は韓国がこう言うておるが、わが国はそういうことは全然意に介しない、き然としてわが道を歩む、それでいいじゃないですか、よけいなことを言わぬで。非自由化水産物はかなり多きにのぼつております。しかし、この非自由化水産物のうちでも韓国に對しては特に輸入を認めておる品目がある。一つの外貨の割りに當るの制度でやつておるという点もある。ノリについては、これはいまま言つたように、二億ないし五億という話し合ひをしたと言われておる。このノリについても私は非常に大きな黒いウサギが出ておる。この点をやはり明らかにしていかなければならぬと思ふのであります。(終了終了)呼ぶ者あり

○委員長(寺尾豊君) 渡辺勸吉君の質疑は終了いたしました。(まだ質問中じゃないか)いま相談してあるのだ(休憩休憩)呼ぶ者あり

お話し中だそうですから、取り消します。(なかなかいざ委員長)あまり圧力を加えるから、気の小さい渡辺さんはききょうのところはやめるから、本日のところ、この程度だ(呼ぶ者あり)

○委員長(寺尾豊君) 渡辺勸吉君の質疑は終了いたしました。六時三十分まで休憩いたします。

午後六時八分休憩

午後六時四十五分開会

○委員長(寺尾豊君) これより特別委員会を再開いたします。

日韓基本関係条約等承認を求める案件及び関係国内法案の四案件を一括して議題とし、休憩前に引き続き質疑を行ないます。會務益君、

○會務益君 私は、先般、本会議におきまして政府の施政方針に對して質問いたしました。が、同様の見地に立ちまして、わが党といたしまして、基本的に日韓の国交正常化に賛成であります。その理由は、言うまでもなく、日本に最も近い隣国との間に友好関係を樹立することは、わが国の平和外交として当然やるべきことである。これが第一であります。第二には、不幸なる南北の分裂がやまることが、なかなか早期に期待できないので、南北の統一を待たずに、国連が唯一の合法政府と認めておる韓国と懸案の解決に努力し、国交を樹立することは、これまた国連中心の平和外交の日本としては当然であると考えるのであります。さらに第三として、今度そういう意味で南朝鮮に民主主義の政府と政治的経済的安定をはかり、将来、南北統一に備えることは、わが日本の平和と安全のためにとるべき当然の施策だと考えるのであります。

以上の基本的観点から、かねて来、国交調整に賛成してまいりました。ただいま議案になつております条約、協定等並びに関係法律を見ますと、内容には多くの不満があります。また、まだ審議の段階でありますから、さらに明確にする点がございします。しかし、わが党は大局的見地から、この条約、協定の批准成立に賛成という態度をすでに決定いたしました。しかし、われわれのこの日韓賛成の態度というものは、当然わが党の主張でありますわが国は民主主義陣營に立ちつ、しかも、すべての国と平和共存をするとい

う、いわゆる自主共存の外交路線に基づくものであります。この意味で、まず私は日韓に直接入る前に、政府の外交姿勢について若干の点をたしたいと存じます。

その第一は、対中政策についてであります。首相並びにこれは官房長官を含めての側近は、どうも日韓のあとには日ソであるというふうな観測を先般来上げておられるようであります。われわれもソ連の最近の現実的な戦争回避の政策、平和共存の路線をそれなりに評価し、特にわが国との間に貿易、航空問題等の積極的解決には賛成であります。加えて、これはあつても言及したいのであります。加えて、ベトナム戦争を終止する問題、あるいは核兵器の禁止並びに拡散防止等についても、日ソ間の接近を考へることは私は確かに時宜に適用して思ふのであります。そこで伺います。政府も、最近いよいよ日ソ航空協定について最終的に腹をくくつて、いわゆる二年間の共同経営といひますか、期間を経て、そしてソ連側が誠意を示すならば航空協定の調印に踏み切つてもいいという方向に進んでおるやに聞いておるのであります。また、そういうことになれば、当然に、伝えられておる外務大臣の一月ソ連訪問等も行なわれるかと思ふのであります。まず、この問題についての基本的な姿勢でありますから、総理大臣から、この日ソ、何といひますか、接近といひますか、それから航空協定の問題についての所見を伺いたいと思ふのであります。

○国務大臣(佐藤榮作君) 日ソ間の外交交渉の問題ですが、御承知のように、日ソ間では鳩山内閣以来、その際に共同宣言をいたしましたから、貿易等におきましてはある程度進んでおるものもありませんが、ほとんどその後の進展を見ておらない、こういう状況であります。私、昨午政權を担当して以来、ソ連側から私に訪ソをすすめられたり、またその他の面でも、二の点の交渉等があった。そして日ソ間で長い間の懸案事項でありました領事協定、領事条約を結ぶ、あるいは日ソ航空協定を妥結しようじゃないか、あるいは貿易協定

にいたしても、長期なものにしようではないか、あるいはシベリアの開発に対する援助等々、向こうから提案提示しておるもの、また当方から要望しておるもの、大体においてその問題が一致しているといえますか、そういう方向で今日それぞれ交渉を重ねておるわけでありませう。別に日韓交渉が片づいたからその次はソ連だ、といういきりきめのおるわけではない。外交の問題は、曾君もその道のベテランだから御承知のように、力の面から見れば、各方面に手を伸ばしても、それがそれぞれ実を結ぶものでもない。それかといって順序をきめて、そして外交を進めていくと、こういうわけのものでもないだろう。まあチャンスがあればそれぞれのチャンスをとるべきで、そして私どもは平和外交を進めていく、こういうことでありたいと思ひます。ただ、ただいま申すような領事協定あるいは航空協定、貿易等々の問題はさることですが、いつも両国間で基本的な問題として、両国民、ことにわが国民の念願を去らないものが領土の問題であります。で、そういう点については、すべてあらゆる場合に、日本の国後、択捉等の固有の領土についても、当方の主張は機会あるごとにこれを要望しておるわけですが、しかし、こういう事柄についての解決はなかなかまだ機が熟してない、かように申し上げるようおるのをごさいます。ただいま申し上げるような関係から、それぞれの可能な面から話を進めたい。ただいまお尋ねになりましたように、最近、日ソ航空協定につきましては、やや両国の主張が近づいてきたのじゃないか、かように私も見受けておる次第でございます。ただいまその詳細、また内容等についても両国で最終的な話し合いをする、こういう段階でございますので、ただいまその詳細を申し上げるわけにもまいりませんが、できるものから進めていくと、こういう態度でございます。

○會務益君 外交交渉中のことですから詳細を承りたいとは思ひませんが、ただ、まあ大体伝えられるところを常識的に、航空協定のガンは、二年間の——共同運航というものを二年間だけの確約をしてその後やめる、切りかえて日本の乗り入れを認めるといふことにかかっているやに聞いております。しかし、そこら辺のことについて若干のゆとりをもつて交渉して妥結しても私たちがいいのではありませんか。ただ問題については、平和条約ですから、事、領土問題については、平和条約は結んだけれども領土はたな上げということは、これは国民感情も許さないし、そういうことはやはりきちんとした態度で臨んでもらいたい、かように考えます。その二点についていさ少し明確な御答弁を私は期待したいと思ひます。いかがでございますか。

○國務大臣(佐藤榮作君) この日ソ航空協定で一番問題になりますものは、それぞれの問題が軍事的な機密の問題、シベリアはいずれのときも開放しない。ことに前、戦争当時シベリアが、共同の戦争を遂行していた際でも、アメリカにも開放しなかつた。これは私がソ連の要人から直接そういう話もこの前聞いたのでございます。そういうことがありますので、シベリアを外国にこれを開くといひますか、その道をあけるというところはたいへん難色があるようです。このことはしかしソ連ばかりではない、わがほうにだって、やはりたまたま安保条約締結をしてわが国の安全を確保しておるのでありますから、そういう意味の国として、秘密事項といふものはどこにもあるだろう。だが、そういうこともだんだん解けてまいりまして、ひとつ試みに暫定的にやつてみたらどうだろうか、その話し合いがついてきた、それがいまのモスクワ—東京間、こういうことで、したがいまの経過地等も指定するかも知れません。また、こちらのほうも日本の領空についてのその航路はこちらが指定する、こういうことにならざると思ひます。問題は二年たつた後に、これがはつきり各国が航路設定ができるようになるかどうか、こういう問題だと思ひます。ただいままで確約は取りつけておりませんが、わがほうの主張等についても非常な理解を示してくれて、かような状態でありませうので、まず、ただいままで全然外国のものが、世界一周の捷徑路といわれているが、この航空路を利用することができなかった今日の状況を見ますと、これがやっぱり一歩前進するのではないだろうか、そうして兩國がそれぞれ利益を受ける、こういうことを考え、同時にまた、この利用者の立場になつてみますと、時間的にもまた運賃負担の面からも非常に軽くなり、たいへんいい航空路だと、かように思ひますので、最終的にその結論を出すべき段階ではないだろうか、かように思つてゐるわけでございます。

もう一つの齒舞、色丹、国後、択捉等につきましては、全然まだ私どもの主張と——齒舞、色丹は別ですが、国後、択捉等については全然主張が相対しておりますので、これをどういふふうな話をつづけるか、また接触されていなくというのがいたしたとしても、両国の長期的な平和という観点に立ちまして、また、国民的な理解を深めるといふ意味で、いすれにいたしてもこれは解決すべき問題だと、かように思つてゐるわけでございます。

○會務益君 その対ソ積極外交はいふと思うのですけれども、どうもいささか皮肉にとられるかも知れないけれども、政府は近ごろは中国政策は全然さっぱり進展がない、中国政策は一向進まな感じがないのにもありません。中国政策については、かねがね私も言つておりましたように、まあ言わば露骨に言えばアメリカ及び国民政府に気がねをして、中共に対してはあくまで政経分離でいて、また国連における中国代表権の問題については、これはあくまで手続問題として何とかたな上げを策する、この政策は遠からず崩壊するといふことを言つてきたのですが、これは最近、国連総会における議決の内容からみても、もうすでに議論の余地はないと思ひます。むしろ私どもは中国代表権問題、こういう大きな問題を日本だけで

で負つて片づけるということとはなかなか困難だと思ひます。したがつてこそ、国連の場を通じ、国連に現れた世界の世論に従いつつ、あるいはその世界の世論を有利に形成しつつ、そうして前向きでその解決をはかるということが特に必要だと思つております。その意味から、先般の国連総会の議決にすでに現れてゐるようによつて、重要事項指定方式がやつと賛成五十六票、反対四十九票、かろろじて通つた、中国に代表権を与えて國府を追い出せというこの案に至つては賛否相半ばする、ただし棄権二十という非常に多くの棄権が出ておるということ、これから考えまして、私どもはやはり中共が強いからこれに迎合するといふのではなくして、現実的であり、かつ平和へのプラスだ、こういう意味から、すでに中共を国連に迎えるといふことは多数意見になりつつある。同時に、單純に國府を追い出すという議決に対しては、かなり多くの棄権票が出てゐる。ここにやはり國連の中に國府を追い出すということに対するためらいの票といふものは非常に多い、それからもう一つ、A.A.諸国の中には、やはり台湾も住民なんだ、台湾住民の自由意思を尊重すべきだ、そういうものの方見方もあるやに聞いてゐる。私は当然そうだと思つた。したがつて、これを方式化してみると、一つの中国即ち中共プラス台湾という、そういうフォーミュラはなかなか両方の中国の政府に嫌われますから、日本政府からそういうフォーミュラとして出すことは、これはあるいはやばない方かも知れません。しかし、内容的に中共を國連に迎える、台湾問題はしばらく別扱い、單純に追い出すでもなく、住民の意思をいれて解決するところのゆとりを残すような一つの方向といふもので、わが國がやはり世界の世論、特にいわゆる自由諸國の中にそういう意見が相当多いんですから、これとA.A.グループ等の意見を固めていくならば、前向きな姿で、その多数の意見を形成することができるとは思ひます。どうしてもしこれはそういうふうな政策を切りかえていく時期が来ている。国連総会は来年だから一年先だと

いう考えではなく、政府は一年間やっただけでも、票の獲得運動に失敗している。これは事実なんです。一年間ぐらゐ選挙運動をやらなければだめでありまして、次の国連総会の票集めはやはり一年前から基本方針を立ててやるということが必要ではないか。こういう意味においてぜひその方向において努力をすべきだと思ひますが、総理の意見を伺ひます。

○国務大臣(佐藤榮作君) まず第一、ソ連といろいろの問題を解決しよう、こう言っていることは、皮肉な見方をすれば、中共のほうはたな上げにしてソ連へと、こういうふういふやないかという見方もある、こういう御指摘ですが、先ほど説明いたしましたように、ソ連と日本との間ではそれぞれの問題がたゞいま解決の機運の方向に向かつてきた、そういう意味で航空協定あるいは領事協定等がそれぞれ交渉されておるのだ、こういうこととでございまして、この皮肉な見方をされないのでお願いしておきます。

しかし、中共問題は、民主社会党の主張は非常にはつきりしておる。また、たゞいまのようなお話が出ておる。また、社会党の諸君のお話、お尋ね等にも、これも民主社会党とはやや違ふ形ではないかと私は聞き取つたのでありますが、たゞいま申し上げるうちに、わが国の国論にいたしまして、よほどこれが中共に対する問題とは分かれておるというのが実情でございまして。政府は責任のある立場から、もちろん中共問題もこれは真剣に取り組んで、そうしてこれが落ちつくその先を見つづけることが望ましい、これは申すまでもないのであります。しかし、政府の感傷から申しますと、たゞいまなかなか結論が出てこない。在来どおり、いわゆる国府に對しては条約上の権利義務を持ち、また中共に對しては政經分離の形で實際的な処理をしていくと、この状態を出ておりません、たゞいままで。しかし、いま御指摘になりましたように、たいへんな流動的な状態でございます。したがひまして、こういう流動する事態に對して、これと時期を失しないで取

り組んでいく、その用意がなければならぬ、かように私は思ひますが、一面から申しまして、かように国際的なたいへんな重要問題として各国とも関心を示してゐる、隣である日本としてはこれが重要問題であるという点においては、これは変わらない、こういう状況でございますから、私、たゞいま直ちに結論を出すことはしごく困難な状況じゃないかと。

ことに、たゞいまお話のうちにありましたが、うに、中共と台湾を一緒にして中国は一つだ、こういう考え方が北京政府にも、また国民政府にもある今日の状況のもとにおいて、これはなかなか困難な事柄ではないか。したがひまして、カンボジアの提案等にいたしましても、多数の棄権国が出たり、あるいはカナダ等の意見等も必ずしも多数を制するわけにいかないというのがいまの実情ではないだろうか、かように思つております。

いずれにいたしましても、これはもう隣の国日本という立場にこれを考えます際に、たいへん困難な問題だが、できるだけ早く問題が片づいていくといひますか、説得することが望ましいのだと。これは皆さんと同じだろうと。たゞ、それをどういう方向でと言われまします、いましばらくこの流動する状況、これを十分注視していつて、そうして間違ひのないようにいたさなければならぬ、かように私は思ひます。私自身が全然かたい考え方でこれを取り組んでおると、こういうわけのものであります。ことにきまの夕刊などを見ますと、ベトナム問題等についてもアメリカ自身も共産側と毎週一回は話合つてゐるのだというやうな記事まで出てゐるやうな状況でございますから、最も大事なことは、流動する情勢に對処していくその用意がなければならぬと、かように私は思ひます。

○會務部長 これはまあへたなバツターみたい、ただ待球ばかりしてゐると見送り三振になりますから、いまも話があらうたように、アメリカだつて、国連の場で中共を迎えられた場合に、アメリカが国連から脱退するなんていう孤立主義は

絶対とれない。たゞ、ウエイト・アンド・シールドでは済まない。そういうやうな意味で、ぜひひとつこれは——慎重であることもわかります。それから、いわゆるフォーミュラとして、方式として簡単に言うことがなかなか反発が多いというやうな考慮もわかります。しかし、無為無策ではいけないので、やはりこの点については一つの方針を立てて、ひとつその方向にまづめるように、せめて自由陣営をまとめるやうな努力が必要ではないかと思ひます。これは意見の違いがあまりあるので、次に移ります。

いま総理も言われたやうに、直ちにベトナム戦争の問題にも触れるわけでありまして。ベトナム戦争の問題について、われわれ自身は、少なくともベトナム戦争の本質というものはアメリカ帝国主義の一方的侵略であるとか、したがつて解決の方角というものはたゞアメリカ軍の一方的撤退とベトナムによる南ベトナム支配の実現が解決だといふ、こういう見方は全く一方的であり、決してそれは平和にプラスでないと考えております。しかし、政府のアメリカの強硬な軍事政策に対する追隨、無批判、こういう態度がやはり国民の不安と焦燥をかつて、それでいま申し上げましたやうな半面の真理にすぎないやうな誤れる平和運動に国民を追いやってゐる傾向があるのではないか。これは非常に重大なことだと思ひます。総理は、たとえば蠟山政道さんなんかのやつておられます。アジア平和問題懇談会等が、ベトナム戦争あるいはベトナム問題に對する訴え、アピールを出しました。その要領は申し上げるまでもないと思ひます。が、交戦当事者、すなわちアメリカ、北ベトナム及びベトナム双方に對してあらゆる形の軍事行動をやめなさい、そうして国際会議、おおむねジュネーブ會議方式に沿つた平和的解決に努力すべきではないか、そのためにまた日本の外交を積極化する、そういう趣旨の提案をしたのであります。が、これに對しては趣旨として賛成である、さらに研究を命ぜられたといふことを聞いておられます。いまも総理みずから言われたやうに、きょう

のニュースの一つとして、これはアメリカが北ベトナムからの接触を断つたといふことに對するあれもあるかもしれませんが、若干のそうではなないんだ、平和への意思があるんだといふことを示す意図があつたにせよ、アメリカ側でも、これがルーマニアであるかどこであるか別にして、共産諸国との定期的な接触でとにかくベトナムの平和的解決に努力をしてゐるんだ、その態度を変えていない。また、イギリスのウィルソン首相が、むろんほかのいろいろな問題もあつて、モスクワに乗り込んで行つておる。一番大きな問題の一つは、やはりソ連との間にベトナム戦争の平和的解決へのきつかけをつかみたい、こういう努力をしてゐるわけだ。私が本會議であつて総理に、ひとつ国連總會にでも乗り込んでおやりなさいといふことを申し上げたんですが、いろいろやり方ありましよう。先ほど言ひました日ソ接近の一つの課題も私はそこにあつていふと思ひます。にもかくあれはございせんから、日本としてはしたがつて北ベトナム、ベトナムに影響のありやうな特に関心、あるいはA諸国、アラブ連合等のやうに国々と特に接触を強化し、また一方においてはアメリカに對してはさういふやうな話合ひのきつかけをつくれといふやうなことは、直接アメリカに言つたらよろしい。そういうやうな多角的な、もつと真剣な平和外交をぜひ展開していくべきだと思ひますが、ひとつ総理の決意のほどを伺ひたいのであります。

○国務大臣(佐藤榮作君) ベトナム問題について多大な私ども皆さんと同様に関心を持つておりますが、たゞいままでのところ、われわれが関心を持つたその表現は、いわゆる無条件話合ひといふことでございまして、双方でなかなか、ことにまあ北側ではこれについてナンセンスだといふ意味で賛成してくれない。しかし、いままでソ連との話合ひの場合も、またフランスとも、さらに英國ともこういう問題について積極的に話し

合うべきだ、またそういう意味でわずかでもそれだけのすべを求めべきだ、こういうような話をしたいまいした。しかしながら、今日までこれがあまり成功していない。そしてこの様相は長期化する様相をきたしている。しかも、アメリカ自身も戦力を増強している。これは北爆という意味ではございせんが、とにかく兵隊も多くなっている。そこらでいよいよ長期化する様相をきたしている。こういう際で、非常に私も心配してはいた。きょうの夕刊は、まだ具体的にははっきりいいたしませんが、そういう意味ではたいへん期待を寄せることができる。少なくともこういふことが一つのきっかけになって、そうして動き出すことができればたいへんいいことだと思ひます。

ただいま會務君が御指摘になります、あるいは欧州方面にこういふことをあつせんしようといふのがあるのかどうか、それはまだ明らかでございせんけれども、いずれにいたしましても、話し合つていくのだ、こういう方向で、またそうすれば当然ジューネープ會議の精神なども出てくるのではないかと思ひますが、とにかく話し合いをしない限りにおいてはこういふものは解決しない、かように思ひますので、こういうチャンスにさらに私どもの意思をはつきりさすこと、ただいま國會議の審議を通じて、日本の國はこういう事柄についてぜひ話し合いをされることだ、こういうことを提案するといふのも、これはぜひアメリカも、また北爆も、十分考慮を払つてもらひたい、かように私は思ひます。

○會務君 たとえばルーマニアあたりにおける動きといふものは、外務省における情報網、出先からの報告等ではないんですか。その他そういうような各國の和平の動き、これらについて何かこれは非常に動いていることは事実だと思ひます。ルーマニアの動き等についても何かありましたら、この際お聞きしたい。外務大臣でけっこうです。

○國務大臣(推名悦三郎君) 多少情報はござい

すが、事務当局から御説明申し上げます。

○政府委員(後宮虎郎君) ルーマニアないしハンガリーが調停に動いているというふうなウィーン筋の情報につきましても、その關係國に在外公館を通じて当たつたのでございすが、どうもこれはルーマニアの調停説は、目下のところは新聞筋のスペキュレーションのようである。どうしてそういう想像記事が出たかという根拠につきましても、二週間くらい前に北越の代表團がルーマニアを訪問しております。それからしばらくしまして、アメリカのマンズフィールド議員が二十四時間ばかりルーマニアに滞在した。そういう事柄があらわれたので、そういう説、新聞筋の観測が流れたのであらうけれども、そういう事実がないといふことは、ルーマニア側もアメリカ側も双方とも打ち消している段階でございします。

○會務君 時間がございせんから……とにかくこういう問題についてはそう受け身でなく、ほんとに積極的に共産諸國、A.A.諸國等に、日本の意思として、平和解決に何とか道がないのかというのを働きかけて、ニュースがあつたから、必ずしもそうではないかもしれないけれども、命令を受けて、それで確かに行つて、何もなかつたといふような、もしそれだけだとすれば、非常に私は失望です。そういうことでなく、総理みずからそういうような平和外交に陣頭指揮をやるような気がまあでやつていただきたいと思ひます。

さつそく、日韓問題について話を進めていき

及び安全の維持のために、國際連合憲章の原則に適合して緊密に協力することが重要であることを認め「云々」と、こう書いてある。私はこのほうが、第四条にいう、要するに「兩締約國は、互互の關係において、國際連合憲章の原則を指針する」とか、あるいは「兩締約國は、その相互の福祉及び共通の利益を増進するに当たつて、國際連合憲章の原則に適合して協力する」と云々と、四條よりもむしろ前文のほうが意味が大きいのではないかと思ひます。私は、必ずしもこれが、國際の平和及び安全の維持のために緊密に協力する、これが直ちに軍事協力になるという議論をしてゐるのではありません。多くの議論は、これよりも、日本が置かれてゐるアメリカとの關係、日米安全保障條約、あ

るいは國連軍との協力の問題、これがもし朝鮮において再び戦争が起ることという不幸な事態は、めつたにない、たいへんなことだと思ひますけれども、そういう場合にどうかという議論であつて、私は必ずしも基本條約の条文から来る議論ではないように思ひます。けれども、しかし、これに對してまだ國民の中に疑いがあるのでは、私は非常に重大なことだと思ひます。

そこで、私は、この前に引いてゐる「國際の平和及び安全の維持のために、兩國が國際連合憲章の原則に適合して緊密に協力する」ということが、これは一体國連のいゝゆる強制措置とか、そういう軍事的事実なことでないのだと、また、そういう例はほかの條約にもあるんだといふことを、もつと明確に國民の前に示していただきたいと思ひます。総理はどうですか、この問題、だいたいもう手がけてこられたから。

○國務大臣(佐藤榮作君) この今回の日韓の基本條約、あるいは諸協定等は、軍事的な意圖がないといふことは、実はこの席からたびたびはつきり大きい声で申し上げております。しかし、次々に尋ねられ、質問を受けますのは、ただいまの會務君ばかりじゃなく、社会党の諸君もあらゆる場合を想定しての質問で、非常に突き込んだ質問をさ

れました。それに答えてまいりましたので、國民とすればこの問題はよほど説明されて理解を深めていただいたと、かように思ひます。しかし、ただいまなお會務君の御指摘になりますように、國民の一部にはまだ、軍事的意圖があるのではないか、こういうことを心配する向きがある、こういうことでもあります。私は、今日まで説明いたしましたのは、わが國の憲法、これはもう非常にはつきりしてゐる。また、私も幾ら國連中心主義というのを申ししましても、これも私も國連に協力し得るその範圍には、憲法から申しまして限度がある。また、日米安保條約は、私もわが國の安全を確保する意味で防衛的な協定はしておりますが、これは外地には出ていかないんだ。

したがいまして、ただいまのような、戦争へ巻き込まれる危険は毛頭ないんだといふことを申してまいりました。ただいまはさらにつけ加えて、もつと、説明が足らないんじゃないか、同様な文句が他の國との平和條約なりその他の條約にみえな入つておるはずだ、そういう点もよく説明したらどうだといふことですが、これも、日ソ共同宣言等もこういうふうな文句があつた、かように思ひますので、私は、いゝゆる共産主義の國に對する場合にはつきりこれが軍事的な同盟の意圖がないといふ、それははつきりするんじゃないか、かように思ひます。それらの点について、詳細を事務當局からもう一つ説明したいと思ひます。

○會務君 事務當局より外務大臣から……。外務大臣が答弁されて事務當局が補足でもけっこうですけれども、こういう点を、私は、本委員會のきのうの公聴會等においても、これらの議論がかわされてゐるのです。総理が日ソ共同宣言を引かれる、私は日ソ共同宣言は違ふと、これはもう兩國間の關係を、要するに武力のおどかしだとか、そういうことをやらなかつたか、そういうたようなことを、内政不干渉、紛争は平和的解決する、兩國間の關係を、いま言つたように、紛争の平和的処理、武力の威嚇、武力の行使をしない、それから内政不

力

干渉、いわばこの三つの原則を、国連憲章の中から引っぱって、これでやりましよう、これならだれも異存がないわけです。したがって、それが日本とポーランド、あるいはチェコスロバキアとの条約にも出てくる。それではなくて、いま問題にされているのは、それが直接軍事協力に結ぶのじゃないかと思うけれども、国際平和と安全の維持に向かつて両国が緊密に協力する、この点のほうは、これは日ソのあれとは条約のパターンが違ふと思う。だから、そういう意味でこの種のパターンが共産国のほうでなくてどうかあるはずではないか。これを私は伺いたいと思う。これは外務大臣からお答え願いたい。

○国務大臣(椎名悦三郎君) いま総理から申し上げたように、今回の日韓条約が軍事的性格を持つておるものでないことは、いま総理が言われたとおりでありまして、基本条約の本文の第二節及び第四条におきまして、両国が国際連合憲章の原則に適合して協力することをうたつておるのではありません。平和条約等におきまして、国連憲章の原則尊重あるいはそれに適合した協力をうたつた例は多数あるものであります。この場合に単に国連憲章の原則という場合もあれば、憲章第二条の原則という場合もあるわけでありまして、いずれも憲章第二条に定めておる原則を指針として相手国との関係を律する、あるいは同条に適合して協力するということを確証したものであります。このことは明瞭であると思ふのであります。これは国連憲章原則というときに、憲章第五十一条の個別的または集団的自衛権に関する規定を決して含んでゐるものではないということは明瞭であると思ふのであります。

そこで、国連憲章原則の尊重をうたつた例といひましたし、サンフランシスコ平和条約前文、及び米英仏とドイツ連邦共和国との間の関係に関する条約第三条があり、国連憲章の原則に適合しての協力を規定している例としては、日華平和条約第六条の(ハ)、それからインドとの平和条約前文、ビルマとの平和条約前文、及びインドネシア

との平和条約前文等があります。国家関係において憲章の原則を指針とすべきことを規定している例といひましたし、先ほど言われた日ソ共同宣言第三項、ポーランドとの国交回復に関する協定、チェコスロバキアとの国交回復に関する協定といふのがござります。日ソ共同宣言第三項やサンフランシスコ平和条約第五條は、国連憲章の原則、特に第二条の諸原則の一部を尊重することを約し、これと並んで第五十一条の個別的または集団的自衛権を確認しております。この第五十一条の確認は主権国としての権利を確認することが目的であつて、軍事的協力のごときものを予想したものでないことは、日ソの場合について考えてみればきわめて明白であると思ふのであります。

いんや、日韓条約におきましては、憲章の原則に適合しての協力ということ掲げ、憲章五十一條の規定には何ら触れていないわけでございます。それから、これをもちつて軍事同盟にならざるものであるといふことは、これは全く的はずれの議論であると言わざるを得ないと思ふのであります。

○會務益君 まあせつかくですけれども、声も小さいし、あまり長いものですから、よくわからなはい。私はどういふふうに解釈しておる。この先例はほかにもある。両国間の関係を規律する云々といふことでなくて、国連の原則に基づいて国際平和と安全の維持のために協力するといふようなことは、第一、日華平和条約、国民政府との条約の前文にはつきり書いてある。「共通の福祉の増進並びに国際的平和及び安全の維持のための緊密な協力が重要であることを思い」、これはこういふことを書いたからといつて、まさか日本と国民政府が軍事同盟をつつたと言ふ人はないと思ふ。

しかし、これは日本と台湾が近いのはいいかどうかという議論もありますから、それじゃ、日本とインド、日本とビルマ、日本とインドネシアとの条約の前文を見れば何と書いてあるか。「国際連合憲章の原則に適合して……国際的平和及び安全の維持のため友好的な連携の下に協力すること

を希望する」。私は、この文章に関する限りは、日本と韓国との基本条約の前文の文章だけが特別に軍事的に危険だとか、けしからぬという議論にはならない、これは。だから、そういうことをもう少し言へばいいのに、やれ国連憲章五十一條だ、五十二條だとか、何か反対論といふものをこわがって、先回りして弁解ばかりしている。それははかえてこの議論は混乱する。ですから、問題は、この基本条約の国連原則を引いていること、国際平和と安全のために協力するといふこと自身が悪いという議論は成り立たない。問題は、安保条約、特に基地があるとか、こういうことが、これがむしろ原動力であつて、やはり朝鮮戦争に、万一事あらば、日本に飛び火するのじゃないかと心配するのは、これはあたりまえです。しかし、これは基本的にしからば韓国をおおつておいていかどうかという政治論になるのであつて、この基本条約から来る軍事協力云々といふのは、私はちよつと心配が過ぎているか法律論としては筋違いではないかと思ふわけでありまして、次に、第三条の問題に関連して、これも多くの同僚委員の方が言われたことで、いささか私もためらひもあるのですけれども、一体韓国の承認はいつ行なわれたのか、またどういふ形式で行なわれたのか、これをひとつ外務大臣から伺いたい。

○国務大臣(椎名悦三郎君) これは平和条約発効の際に黙示の承認として行なわれたものでございまして、その黙示の承認の事実行為はしからば何であるかといふことでございしますが、それは占領当時韓国の代表部が東京に設置されておつた、その際にこれを代表部を切りかえまして、そうして在日事務所といふことにいたしました、實際上これは大使館といふような実質を備えたものではございませぬけれども、それに近い、在日韓人の問題その他平和条約発効後においていろいろな処理すべき諸問題がある、そういうことを処理すべき機能に切りかえた。これをもって黙示の承認と、こう見ておるわけです。

○會務益君 どうもよくわからないのですがね。

サンフランシスコ平和条約が効力を発生したことによつて、日本は朝鮮といふいわば民族国家の独立を承認した、その法律的效果ができたと思ふ。しかし、それは朝鮮の独立を認めたので、いま外務大臣の言つておられるのは、つまり私は最後はそこを聞きたいわけですが、朝鮮の独立の承認といふものの正式の法律効果といふものは、サンフランシスコ条約の効力発生だと思ふ。ところが、韓国といふ、まあ国であるか政府であるか、両方の実体を持つてゐるに思ふのですが、韓国の承認といふのは、それはどういふ行為でやつたかといふと、まさか、占領中には日本が外交権を与えられていなかったのだから、これはまだ承認の意思表示にはならぬと思ふ。だから、平和条約が効力発生したときに、そこにおる在京韓国のあれを新たなステータスで韓国の正式の外交代表部と認めるという、そういう黙示的意思表示をしたと、そういうふうな意味ですか。ちよつとその辺がよくわからないのです。つまり朝鮮の独立の承認と韓国の承認といふものとの若干ズレがあると思ふのです、その点をちよつと説明してほしい。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 朝鮮半島といふものがもはや日本の領有ではない、日本から独立するといふことになつたわけでありまして、その一部に大韓民国といふものができておつて、その在日事務所といふものを認めた、こういうことがすなわち黙示の承認に該当する、こういう解釈をしておるわけでありまして。

○會務益君 わかりました。そうすると、今度の基本条約ができて、特に第一条でこの外交関係等を設定するとか、第三条でこれこれしかじかの政府としてこの承認をするといふようなことは、いわば念のために、あらためて正式承認といふは承認であるが、それをまたずに朝鮮の独立の承認は法律的效果が発生している、韓国の承認はもうそれ以来黙示的にやつてゐるのだ。したがつて、日本が韓国だけを承認し、北朝鮮はまた事実上の関係はあるけれども承認しないという態度で

きたことは、何も今度の基本条約によって、特に第三条の解釈だけできまるのでなくて、いままでの外交の経緯と日本の外交姿勢そのものがそうだったということになるのですか、その点を明らかにしてください。

○國務大臣(椎名悦三郎君) 御指摘のとおりでございます。

○會務益君 そういう説明は、いままで一向にしていないのです。だから、基本条約の解釈の問題だと三条の解釈の問題だけから来ると思うので、解釈の食い違いがある、たいへんだと、どうなんですか、これは。

○國務大臣(椎名悦三郎君) その点は繰り返して質問がございまして、私は、平和条約発効の際に黙示的に承認をして、そのとき以来の日本の方針であつて、今度初めて基本条約の第三条によつて認められたものではないかということを、何べんか私は国会において答えておるわけでありまして。

○會務益君 それは確かに答へはあつたかもしませんが、断片的で、政府のほうから進んで、こういうわけなんで韓国はこれこれしかで、従来から唯一の政府として承認してきたんだ、北鮮はこれこれしかで事実上の政権として取り扱ってきたんだと、こういうふうには言へばいい。ん話は違つてくる。賛成の人も反対の人も、この条約を見て実は初めてこの関係ができたかと思うのとずいぶん違うと思う。

そこで、もしそうだとするならば、その関係がこの基本条約の三項によつてひつぱり返されたんで困るんですね、今度の三条で。私は、韓国側がいかに憲法上のたてまえから自分の領域は当然に北鮮を含むんだと、こういう主張は主張として持つておるだらうけれども、三条そのものの解釈はどうか考えてみて、そこまで韓国側の主張を認めたものではない、従来日本の主張が通つてある案文であるならば、私は、韓国側の国民に対するメンツといつては悪いですが、主張といううか、たてまえは別として、条約の解釈は、日本の外交の姿勢としては、従来から、また今回も同

様に国連主義によつて、国連が唯一の合法政府と認めておる南の政府、それだけを正式に外交的に承認し、これと正式国交をする、しかし北のほうは依然として北鮮のオーソリティー、事実上の政権としてつき合つていくんだ、こういうことが言えるんじゃないですか、この点はどうなんですか。

○國務大臣(椎名悦三郎君) 三条の解釈につきましても、いろいろ質問が従来あつたのでありますが、これは国連の決議百九十五号というものを引用して、そしてこのことおりの政権であるということを確認をした、こういう三条の性格であるということをおしは繰り返してまいつたわけでありまして。それで、三条によつて韓国の憲法を承認した覚えもないし、したがつて韓国のまた領土、領域といふものをこの三条が規定した意味でもない。ただ、管轄権があるいは実際の有効な支配力といふものは朝鮮の半島の一部分に行なれておるといふことを明確にうたつておるのであつて、この当時においては三十八度線以南、朝鮮事變の結果たゞいまは休戦ライン以南になつておるわけでありまして。ということをおし、まあ何べんか繰り返して私は明確に答へておるはずであります。

○會務益君 当院の本会議における杉原委員の質問に対して、私も正確なことはここに引つづけてきておりませんが、解釈するところでは、この基本条約第三条は決して条約の適用区域をきめたものではない。私はそれはそうだと思います。しかし、同時に、まああなたの何回の答へを聞いても、結局は百九十五号の(四)によつてそういう性格の政府であることを確認する。その性格の政府という中には、事実上南にだけ有効な支配を及ぼしておる政府だ。そこで、条約の適用範囲の問題には直接来ないでしようけれども、実際の管轄地域が間接的に出てくると、こういうのが政府の解釈だと思ふのです。しかし、そんなまだるつことをしないで、条約の適用範囲をすばりとなぜ日本と台湾との条約のように、これだつて台湾の国民政府の諸君のほうから韓国の政府よりもメン

ツを重んずる国かもしれない。しかし、どういう關係にせよ、交換公文のことはあまり触れてもらいたくないのが国民政府のほんとうの気持ちだと思ひます。しかし、条約に附属した交換公文によつてはつきりこの条約の適用区域は国民政府が現に支配しあるいは将来支配するであろう区域に限るといふことをびしときめておるのです。そういうことをしておけば、今回のいろいろな解釈の相違等がなかつたのだらうと思ひますけれども、それはやむを得ないものであつたのですか。そこら辺の事情はどういうわけですか。

○國務大臣(椎名悦三郎君) 実際のその折衝に当たつた条約局長から……。

○政府委員(藤崎萬里君) 中華民國との平和条約の場合には、中華民國という戦前からあつた國との条約といつたしまして、そういう國の政府でなければならぬ規定が、戦争状態の終了だとか北京議定書に基づく權益の放棄だとか、いろいろうたわれておるわけでございます。しかし、また同時に、いろいろ貿易關係だとか、適用範圍が限定される——現在の支配下にある地域にだけに限定されなければならぬ事項が含まれてゐる。そういうことであらうな条約の形になつたわけでございます。

しかし、大韓民國との条約におきましては、初めから国連決議に明らかに示されてゐるとおりの大韓民國政府と今度の条約關係が結ばれるということとございまして、中華民國との場合とは場合が違つたといふこととございまして。

○會務益君 それは条約局長としてはそんな苦しい答へをしなければならぬでしようけれども、それは理屈の上へのつたへ理屈であつて、政治的にはやはり、この点は吉田さんもえらかつたと思ふのですけれども、台湾との条約をつくらなければ平和条約がばいになるというときに、ほんとうはいやだつたかもしれないけれども、台湾との平和条約をつくつた。しかし、その中で、テクニクの説明はどうでもできるけれども、やはり一種の限定承認をやつたと思ふのです。大陸の

あれは別だといふ。私はそこに意味があつたと思ふ。それとは違ひますけれども、違ひけれども、しかし、似た問題があるわけ。やはり分裂國家といつたら違ひかもしれない。分裂政府ですか、一つの民族國家に。そこで、台湾式にやればよかつたと思ふ。しかし、それはもうやつてしまつたのだから、しようがない。

そこで、もう一つ何うのは、政府はとにかく國連主義を標榜してゐるのですから、それならば、北鮮との關係においても、やはり國連が北鮮をどう取り扱つてゐるかといふことを参考にしていいのじゃないか。これは外務省から、それこそ事務當局から何えはけつこうですけれども、國連では百九十五号の(四)の決議があるけれども、それに即応しながらやはり北鮮を事実上の政権と認めてゐると私は思ふ。したがつて、この國連の權威を認めるならば、北鮮の代表を國連總會に呼んでいいという、呼ぶべしという意見が、たしか二回はかり總會で多数決で勝つた。実際上は北鮮側が、國連即國連軍だからけしからぬといふので、國連の權威を認めると言わなかつたから、来る段階にはならなかつたけれども、百九十五号の(四)の言ひ出しを自身、北鮮といふものをちゃんと事実上の政権として取り扱つてゐるのですね。政府といひ、片方は政権。私はそういう例はあると思ふ。ちよつと、その点は事務當局から説明していただきたい。

○政府委員(藤崎萬里君) お説のとおりでございます。

○會務益君 あまりにも明快過ぎて二の句が續けないのですが、だとするならば、なぜ政府は、ことに総理、いいですか、北鮮の關係はやれ白紙だとか、やれケース・バイ・ケースだの、英語の乱用もあまりよくないでしようけれども、そんな場当たり問題じゃないのじゃないですか。やはり一貫した骨格と主義があるのじゃないですか。それは私は、私の議論が正しいかどうか御検討願ひたいのですが、平和条約以来、やはり韓国だけを、よきにつけあしきにつけ、いわば國連主義に

基づいて韓国だけを合法的な政府と認めてきた。三条もその点を貫いている。管轄権の範囲は南に限っている、韓国がどうおっしゃるが、そこで、北朝鮮の關係はケース・バイ・ケースでやるということだけ言うからおかしいので、そうじゃないのだ。プリンスブルから来て、片方は政府であつて、片方は事実上の政權、事実上の政權として、ちよろどあなたが政權分離だといつて認めようとしないうちと貿易なんかやつてゐるでしよ。ひとつも遠慮することないじゃないですか、韓国に對して、ケース・バイ・ケースで。もう少しそういう点をほつきりした態度で説明しないから、私は國民が納得しないのじゃないから、こゝろ思ふのですが、いかがですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいま會務君が非常に見方をしておられます。今回の日韓交渉をした、この日韓交渉で話し合つた、約束した基本条約なり諸協定、これはいまの大韓民國と話をした。したがつて、北朝鮮の問題がこの協定なり条約で何ら變更するものじゃない。これは私は白紙といふことを申した。これは北朝鮮のことには全然触れておらない。したがつて、先ほど来お話しになりましたように、この条約を締結することによつて北朝鮮の地位が變つたといふことはありませぬ。これはプラスでもマイナスでもない。こういう状態では、在来からも北朝鮮のつき合ひは日本としてあるはずなんで、なぜその二つの權威があるにかかわらずその二つを同様に扱わないのか、こゝろいう話になれば、これはただいまあなたが御指摘になりましたように、國連の言つておるような性格の大韓民國と、朝鮮半島における合法政權を大韓民國としておると、こゝろいう意味でこれと交渉をすつと續けてまいつてきておるから、そこでいゝゆる分裂國家と申しますか、そゝろいう國柄であるから、北朝鮮とは法律的な交渉を持たないのだ、こゝろいうことで、この点ではただいまのお説のとおりだと思ひます。

たゞ、私はこの際申し上げたいのは、この分裂の状況、一民族が二つの權威に分かれておるといふこの状況をいつまでも固めてしまつと、こゝろいうことは私どもの氣持としては賛成しかねるのだ。やはり一民族は同一國家を形成すべきだと、かゝうに思つておられます。だから、そゝろいう立場から考えますと、ただいま二つの權威をそのまま承認すれば、これは二つの國が未來永劫に別々にあるといふことになるだらう、かゝうに思ひますので、私はこれはしない。また、在来からのつき合ひから見て、大韓民國でやつておるのだから、これはもう北朝鮮と交渉を持たないのが當然國際慣例だと、かゝうなことも申し、七十二カ國が北朝鮮を承認せず、二十三カ國北朝鮮を承認したものが、この七十二カ國のように南のほうと交渉を持たない、こゝろいう状態だといふことをたびたび申し上げたのでございませぬ。私、この實際上の問題として、貿易をすることだとか、あるいは人の交流の問題だとか、こゝろいうことが現実には必要に迫られて出てくる。しかしながら、ただいまの状況のもとにおきましては、純然たる貿易の問題と、あるいは純然たる文化的な交流だとか、こゝろいうこととはこれは非常にわかりにくいことで、それを防ぐといふか、それをじゃまするような考え方もないのでありますけれども、多くの場合に政治的な背景を持つておる、こゝろいうことがありますために、いゝゆるその場その場といふか、具體的問題として処理していかないと、私どもが政治的に引き込まれる心配がある。これを避けるといふことでございませぬ。ただいままで、表現はやや違つておるが、會務君の言われたことと私の主張していることは違ひはないんだらうと、かゝうに私は思つておられます。

○會務君 まあ外交的には韓国とだけ外交關係を持つ、北朝鮮とは、そゝろ韓国のあれをびくびくしないで、そんなにびくびくしないで、外交關係を持たない限りにおいて、文化的にも、經濟的にも、どんとどんとつき合つていく。しかし、向こゝろの言つておることを一々言ひなりほらうだいになるんじゃないんだから、そゝろいう場合、向こゝろの申し出等についてはケース・バイ・ケースの日本の自主的判断はあるかもしれないけれども、態度としてはやはり事実上の政權としてつき合つていくんだといふ程度のことはずばり言つたほうがいいと思ひます。

次に、請求權と經濟協力について伺ひます。申し上げるまでもないんでありますが、大平・金鍾泌了解に基づく三十七年十二月二十六日の兩國の首席代表間に合意を見た方式には、無償、有償の經濟協力の供与の随伴的な結果として、平和条約第四條に基づく請求權の問題も最終的解決し、もはや存在しなくなることが兩國間で確認されることになつております。ところが、今回の協定では、第一條の經濟協力の供与と、第二條の請求權の放棄、しかもそれは完全かつ最終的な解決との間の關係については何らの記載がない。それはなぜそゝろいうふうになつたのだらうか。これの説明がないのです。なぜそゝろいうふうな随伴的結果として協力するといつても、別にそゝろ國辱的じゃないと私は思つたのですが、それはまあ関連を一応切つて、請求權の問題は最終的に解決した、經濟協力は並行してやるといふますが、そゝろいう書き方を一がい悪いといふのが、こゝろいうことで、なぜ今度は完全に切り離されるか、こゝろ辺の経緯の説明が全然ない。

○國務大臣(椎名悦三郎君) 結局この問題は、實際問題としては関連して処理されたことは、これはどうも事實の問題でありませぬが、おおうことのできなない問題だと思ひます。ただ、これは請求權の化体である。請求權といふものは經濟協力に變つたのだ、だから、經濟協力といふものは、どつちかといふと純然たる經濟協力ではない、むしろ賠償の性格を持つておるものであつて、その取り扱いについても、あるいはその精神においてもそゝろいうふうに取り扱われるべきものであるといふやうな、あゝいまいな性格をこれにかぶせることになることをきらつたわけでありませぬ。ただそれだけのものであります。

それからまた、もう一つ、請求權をいかに追求しても、事實問題も、法律問題についても、兩者の間に非常な懸隔がある。あるのはまあもつともな話でありまして、朝鮮事變といふ大きな大動亂がその間にはさまつてゐる、年限もたつておる、ほとんど事實關係を立証するやうな材料といふものはもうみななくなつておる、こゝろいうやうな關係から、いかにこれを追求しても追求することはできない、不可能である。そこでこれを全部ギブアップして、そゝろして經濟協力一本といふことになつたのであります。これは他の英國あるいはフランスあたりの例に徴してみても、植民地が次々と獨立した、その場合には請求權問題といふものはあつたかいかよくわかりませぬけれども、經濟協力を多分にやつて、そゝろして政治的獨立はできておるけれども、經濟的獨立といふものは實際問題なかなか困難である。それを助け、かつ新國家誕生の祝ひといふ意味におきまして、多分に經濟協力をやつておる例があるのではありません。そゝろいうことを含めて、そゝろしてその經濟協力一本で、私どものほうは不可能問題といつても拘泥することはやめる、こゝろいうことになつたわけでありませぬ。實際問題としての関連性は、これは事實問題として確かにあつたことはあつた。これは決してそゝろかといつてそゝろいう問題にとらわれて、そゝろして經濟協力の性格といふものをあゝいまいにするといふことはいかぬ。そゝろいう意味において並行してといふことはしたわけでありませぬ。

○會務君 その御説明必ずしも十分だとは思ひませぬが、そこで、こゝろいう案文をつくつたことが北朝鮮關係にどういふ影響を与へるかといふことをひとつ考へてみたいんですが、從來、政府のほうには北朝鮮との相互の請求權の問題は未解決だ、しかし、北朝鮮からいま交渉をされても、いま応ずるつもりはない、まあ、こゝろいうふうに言つておられますね。したがつて、逆にいふならば、將來完全な平和的統一ができる場合、それからもう一つは、幸か不幸か、兩國が相談の上で完全に二つの國が分裂してしまつた場合、そゝろいう場合には――あるいはそゝろして北をそゝろいう性格において日本が

が承認するところの場合があれば、それは交渉するかもしれないと思ふことだと思ふのです。そこで、そういう場合に、今度のように請求権とそれから経済協力を分けると、一体どういふ前例になるのでしょうか。つまり請求権だけは両方とも無条件におき、経済協力はやつてもやらなくてもいい。別に前例にならないといふことになるのでしょうか。両者を関連させておけば、やはり経済協力をやるから、その随伴的結果として請求権を放棄するといふフォーミュラにしておけば、北朝鮮関係においてもやはり請求権を放棄するためには経済協力をやらなければならぬといふことになる。今度は完全に分離してしまふと、経済協力をやるかやらないかは全然前例にならぬといふことになるのでしようか。どういふことになるのか、そこら辺をひとつ外務大臣から聞かして下さい。

○國務大臣(椎名悦三郎君) まあ問題は、南をこらういふ形式でやつたから、北もこれにならうとかいふようなことは、はたして採用できる方法であるかどうか。また、一体、北との折衝はどういう形においてこれが将来行なえるような状態になるのか。ほとんどわれわれは現状から推して予測がつかぬのでございまして、これは、がいにとりもそういうことを予想して意見を言えといわれましても、非常に言いにくいし、かつ、いろいろ誤解を生ずる点等もありますので、この際は控えたいと思ひます。

○會務益君 それじゃ、それはお答えなかつたことにして、次にいきます。

在韓国の日本人の私有財産の国内補償については、従来、政府は一般的に在外日本人財産の放棄に伴う国内補償については、これは平和条約に基づく連合国の処分を承認することは、これは外交の保護権を放棄したという意味であつて、日本政府がみずから収用したわけでもないのだから、憲法第二十九条第三項に基づく補償の義務がないといふ説明のほうが、むしろ大政府の見解だつたと思ふのです。しかし、最近ではその問題が政治問題化したしまして、いま審議会で研究中だと、

しかし、私はそれだけでは、日韓に限らないのですけれども、ちよと日韓の問題が出てきたのをいい機会ですから、やはり政治的方向としては政府がもっとお考えになる必要があるのではないかと、すでにカナダからの引き揚げ者の補償請求の訴えに対する第二審、東京高裁の判決なんかは、私はなかなか情理ともよくできてゐると思ふのです。つまり在外邦人の資産が一方的に処分されることによつて日本がそれだけ賠償の支払いを免れたわけなんだから、このことは國が在外邦人の財産を賠償という公共の目的に用いたことにほかならないのだ、したがつて、直接に公共の用に供したとか、使用したとかいふことでなくとも、やはり補償の義務が原則としてあるのだ、しかし、こらういふものについてはさういふ実定法がなきやいかぬし、また戦争犠牲者の振り合ひといふことを考へてやるべきだ、これはさういつちや悪いけれども、裁判所の判決なんかといふのは、さういふしつとから見るとさうとんきやと思へるやうな判決がありますけれども、これはなかなか情理ともよくできてゐると思ふのです。私は、今度の日韓についてもいろいろの経緯があつて、日本人の財産は、これは本来ならば分離した國なんですから、放棄する理由はないのです。しかし、サンフランシスコ条約、事実上の連合國に対する敗戦國として、結局請求権を放棄せられてしまつた、そして今度は請求権を日韓の双方で放棄をした、これらの経緯からいって、韓国だけを言うわけじゃありません。韓国の在外邦人資産については、やはり振り合ひを見て、地主に対するよけいな補償と称する金を出さなければならぬ、当然にこつちに妥当な額の補償をすべきではないか。いま政府が委員会をつくらしておるのに先走つたこと言えないといふのは、これは形式論としてはさうかもしれませんが、十分にその線に沿つて補償の問題を考へる、日韓の關係はできても双方の國民の中に、しかも過去において自分らの故郷であつた朝鮮のことを一番考へる人に一番恨みを買ふやうな措置をした、こんなばかなことば私はないと思

う、政治的に。日韓關係をよくする意味からいつても、これは政治的に積極的に前向きに取り組んで、振り合ひを考へて適當な措置をとるんだらういふことを、この國會を通じて言明できないですか、總理大臣。

○國務大臣(佐藤榮作君) 邦人の、日本人の在外資産の問題、これはたゞいまお話がありましたように、いわゆる法律論といふ問題ではなくして、政治的問題として積極的に考へべきじゃないか、こらういふ御指摘、これは私もそのとおりだと思ひます。御承知のように在外資産につきましては、いわゆる深金のものは出た、しかし、これをもつてもう事終われり、かやうに考へるつもりは毛頭ございせん。たゞいま審議會を設けて、この審議會においていろいろ審議を願つておるのもさういふ意味合ひでございまして。しかもこの審議會では、たゞいまお話になりました法律的問題を考へていろいろ審議を続けておるはずであります。さうしてこの答申が出てくれば私もこれを尊重し、またその線に沿つて善処する、これはもう當然のことであります。たゞいまちやうど審議會を開いておるから政府は何にも言えないといふやうな無責任なことを言わないで、十分誠意のある答弁をしつと、こらういふお話でございしますが、私はさやうに考へております。

カナダの引き揚げ者の例についても、いま裁判されておりますが、これは上告しておるということだと思ひますが、この法律問題がどうなるかと、それとまた別個に私どもが政策的に考へる問題ではないだらうか、かやうに思つておりますので、その審議會の結論を待つてというのが現状でございまして。その上で私どもが十分善処していく、かやうに私どもの考へ方をはつきりさせておきます。

○會務益君 次に、漁業問題に移ります。こまかい問題は農林大臣からお答えいただいてけつこうですけれども、重要な点については總理からお答えを願ひます。

の御質問がありましたけれども、それに關係のあることもあるかもしれませんが、私なりに質問したいと思ひます。

まずこの領海問題について、私は政府が、確かに渡辺委員の言われるのは正しいと思ふのです。いまだに何か日韓で突つておこられやせんかといふやうなことで三海里、三海里、ほんとうは政府は三海里でいかなくなつてゐることを承知の助でゐるだらうと思ふのです。これはジュネーブの國際海洋會議のときの政府の大体の動き方から、代表の動き方から見ても、事實上三海里説でいかなくなつてゐる。しかも、とにかく日本と一番關係の深い隣の國に十二海里の、しかもアウターシックスの入り会い権まで事実上持つてしまつた先例をつくつておいて、ほかの國に対して三海里、三海里だと、そんなものは通用しませんよ。さういふ何か突つつかれると、あいが悪いものだから、依然として三海里と言つておこらうといふやうな考へは、私はさういふ態度はいかぬと思ふのです。やはり時代の進展に伴ひ、新興國が多いですから、むしろ十二海里なら十二海里を基準としてやはりいくんだと、少なくとも漁業専管区域、あるいは領海以外の排他的な最高限は十二海里までとするといふぐらゐで、日本の外國に対する漁業も、それ以上の東経百七十五度以東は行つてはいかぬとか、中共との民間貿易においても實際上の李ラインといふものはできております。さういふことはよくない。しかし、十二海里くらいは世界の大勢だから、今後これでいきます、それくらいのことば農林大臣の施政方針として言つたつていいんじゃないですか。なぜ三海里、三海里と言ふのか、實際にそれを守れると思つてないくせに言ふのですか。

○國務大臣(坂田英一君) お答えいたしますが、だんだんさういふ方向に行つてゐることは私もしつとながら十分承知しておるのでございまして、先ほども申しましたやうに、日本はやつぱり遠洋漁業のずつといふいろいろな方面へ出ておりますので、いまそれといふことを言つた場合

に、あらゆる場合に支障があるのです。そういう関係がござりまするので、先ほども申しましたように、やはり沿岸国の主張というものがよくわかりますが、そういう関係において調和を取りつつ進んでまいりたいというので、先ほども申しましたようなわけで、そういう意味からケース・バイ・ケースでいきたい。こう考えておるわけですよ。

○會務益君 こういうことはケース・バイ・ケースじゃないですよ。こういうことはやはりプリンシプルを立ててやるべきですよ。しかし、それはまあ平行線だからやめまして、もう少し実体的な問題に入りたいたいと思います。それは合意議事録にある無害通航権、私は非常に心配なのは、なるほどりつぱに無害通航権が確立されたように書いてあります。しかも漁船について漁具を格納した場合には限る。これも理屈はそれとあり。漁具の格納とは一体何なのか。実際ハッチの中に入れなきゃ格納にならないのかという、やっかいでしようがない。そうすると大体漁業家は、これは民間漁業の話し合いで、すでに話は出していると思えますけれども、まあキャンパスでおおってロープでくくっておけば格納に認めてくれ、こっちはさういうつもりで、ところが、向こうさんは漁船であつたら何となく理屈をつけて、無害通航権とは言っているけれども、現実には何となくさういふかまえて、とつかまえたついでにハッチを見て、ハッチの中にお魚があつたら、お前どこでやつた、おいてけというふうな話になって、實際上無害通航権をつくたのはかえつてトラブルのものになりはせぬか。これは私は非常に漁業家も心配されるし、船員も心配されると思います。しかも例の韓国側の政府の解説等を見ても、外務省からも例の三〇ページも韓国側がこんなことを言っているのですね。このような無害通航権は領海及び接続水域に関するジュネーブ条約等の要件を備え、沿岸国の利益に合致するときのみに認められる、これは韓国が例の調子の、国民に對しては大いに勝つたという宣伝もありましようけれども、ほんとうにそんなことでやられ

たんだら、沿岸国の利益にならないと思つたら、實際臨検検査、拿捕でもやられたんだら、無害通航権とつたつもりでやつたことがかえつてトラブルのものになりはせぬか、心配が非常に多いのです。そこで、私はだから全部いけないうのじゃない。さういふ心配があるので、現実にはさういふことのないようにするにはどうしたらいいか、これについて農林大臣のお考えを明確に伺いたいのではありません。

○國務大臣(坂田英一君) 格納した場合に、無害通航というところで國際慣行上さういふふうに進んでおられますが、実はいろいろ話し合ひがありまして、たとえば、これは漁業がでないという保証のできることが問題でござりまするので、たとえばまき網の場合は大きな網でござりますて、これは格納というわけにいきませんので、これは甲板においてカバーかけておけばいい、さういふふうなふうでいつておられます。だんだんとさういふことで具体的に、いまいろいろ民間の關係もありまして、いろいろさういふ方向に進んでいかなければならぬかと思つておられます。

○會務益君 あなたさういふふうには安易なことを言われまふけれども、これはだれが考へてもあそこの専管区域を、済州島の付近通つて行かなくや、これは最短距離ですから絶対通りたいわけですね。通るたびにトラブルが起こつちやいけないうので、民間のいまの漁業の話し合ひもありまふけれども、これはもう少し政府も腰を入れて、さらに韓国側とトラブルを起こさぬように見届ける責任はあります。こつちのだけの期待だけでは済まない。これは非常に向こうの領海侵犯、専管区域の侵犯といふことと関連しますから、よほどこの点は十分にお考えを願ひたいと思つて、それを関連いたしますが、似たような問題ですが、私は今度の共同規制区域で、あるいは公海で旗國主義を貫いたことはこれは事実で、韓国側が、あとで言うように、李ラインが残っている残つていないといひましても、これは漁業協定のほうに優先しますから、だから日本漁船に對して

は、いわゆる旗國主義が原則として貫かれてゐることは認めます。ところが現実には、領海または専管区域からそれを侵したものを追跡してきた場合にはさういふふうになりますか、これは日本の漁船が向こうの専管区域に不幸に入つた、それでその侵犯があつたといふので追つかけてきた、それが共同規制区域あるいは公海に來たときには、これはだれが考へても追跡権があるでしよう。その限りにおいては旗國主義といふものはそのときに例外的に破られるといふことは認めなければならぬ、その点どうなります、外務大臣どうですか。

○政府委員(藤崎萬里君) 追跡権につきましては、領土、領海内において法令を侵したものに對する処罰取り締まりのために公海にまで追跡することができるといふわけでござりますが、漁業水域につきましては、さういふ規定は設けられておりませんので、領海を侵さない限りは追跡権が公海にまで及ぶといふことはないわけでございます。

○會務益君 それはだれいふんですか、そんなことを断言して。

第一に、領海と専管区域と分けて、だから専管区域でやつた場合に絶対に追跡権はないといふことは断言できませんか。

第二に、これは協定では、なるほど原則ですが、領海なり専管区域を侵したやつを韓国側が追つかけてきた場合には、これは國際法の原則が生きて追跡権があるといふ主張を向こうがしませんか。絶対に断言できますか。日本がそれを断わる議事録が何かつくとおられますか。私はそんなことを言えないと思つてます。

○政府委員(藤崎萬里君) 法律論としては、私が申し上げてゐることは確かに言えると思つてございまして、領海内に取り締まりのために、追跡権といふものは公海に及ぶことが認められておるのでござります。その原則、今度の協定で公海自由の原則に對する例外的な制限を設けておらない限りは、公海自由といふ國際法の原則に立ち返るはずでございまして、漁業専管水域内の取り締まり

りのために追跡権を設けるといふ規定がない以上は、私が申し上げたように、法律論としてはならざるを得ないはずである、かように考へております。

○會務益君 それは、漁業専管区域の違反は別として、トラブルが起こらないとは断言できません。あなたの法律論だけでは、じゃ、かりに、領海で侵犯をやつた場合には、これは公海であらうが、共同規制区域であらうが、向こうの追跡権があるわけでしょう。これは議論の余地はないでしよう。そこで両大臣、特に農林さん、ちよつと頼みますよ。声ばかり大きくてもしょうがない。大切なことですから。ほんとうにばくは、いま——外務大臣もよく聞いてください。藤崎君の法律論はさうかもしれないけれども、韓国側がそんなものを認めると思へたら甘いと思ひます。ですから、領海であらうが専管——かなり広い専管区域であらうが、そこにほんとうに侵した者があつて、それで追跡されてくるなら、これは共同規制区域に向かうの船が臨検検査、拿捕をやるといふのは、これはやむを得ないかもしれない。しかし、さういふ理由で、なにも海上に白いテープを張つてゐるわけじゃないのですから、そこを侵したという理由で實際上に旗國主義が貫かれないトラブルが起こる危険といふものが非常にあります。それを、どういふようにしてさういふことのないようにするか。それは危険な地域に、なるべく専管区域のどこか離れたところにおればいいというが、しかし、漁業するほうからいふと、さうはいかないでしよう。ですから、さういふときの領海なり、あるいは専管区域を侵したかどうかといふすれすれのところで、そこで旗國主義に反する韓国の警備艇が出てきて、せつかく漁業協定ができてしまふといふと思つたところが、また韓国船が出てきて日本船がつかまつたという事態は、断じて避けなければならぬ。日本側の自制も必要だろし、韓国側にさういふトラブルを起こさせないような、また両者の民間の漁業協力の取りきめも、さういふ点に非常に私は重点があると思ふ。それをどう

いうふうにして、そういう不祥な事態を起こさないように、つまりさっきの無害通航権といわゆる追跡権の問題というところから、せつかくの旗国主義が貫かれないようなトラブルを起こさないように、どういふように運用をしていくのか。これは私非常に重要だと思ふ。協定そのものの欠陥もありました。しかし、運用上の心配をわれわれは考えなければならぬと思ふ。どうですか。

○國務大臣(坂田英一君) もろろん、これはよくやらなければならぬので、いろいろ問題を、これは別の点もありますけれども、いま民間同士で操業の問題、操業の安全等について、協定をもう始めるべく出発しているのです。この点を、漁場においていろいろ接する漁民間の気持でよく協定したほうが、政府で直接やるよりもいろいろな点においてよくその間の実情に通ずるだろうし、また気持が通ずるであろうということ、そういうふうに出発してやっているのでございます。

その点においてももちろん考えられるのでございすし、また、重要な問題でありますから。

それから、私、政府といたしまして、いろいろの解釈上の問題は、もちろんそののみならずいろいろ起こるかと思ひます。したがって、御存じのとおり第九条において、紛争に関する条項を特にこの九条におきまして十分その点を外交、もちろん外交ルートもありましようし、そういうことで一ぺんにいいルートの、慣行ができていくことを希望するわけでございすますが、そういうことがあります際においては、それらの紛争解決の道を通じて完成させていきたい。またその必要もなかりと思ひますけれども、そういう道も立てていきたい、こういうふうに出ておられます。

○會務益君 まず、民間の業者間の話し合いをさせてそういう問題を取り上げて、事前にわかることなんでしょうから、なるべくトラブルが起こらぬようにしていくと、もし不幸にして起こったような場合に、両国間の協議でやるのもけっこうですけれども、そういう点はもう少し慎重にかつ真剣に

お考えになつて対処していただきたいと思ひます。次に、これは皆さんが言われた点で恐縮ですが、私も、私は、やはり政府もこれを言つておられますが、いわゆる李ライン問題ですね、大統領宣言と、それから資源保護法というこの国内法を全部やめちまへというのは多少無理かもしれぬ。自分の国の漁民を取り締まる、あるいはたとえば漁業資源法を一定の海域のものには許可制をしうといふのは、これは自分の国民についてはいけないとは言えないわけですね、これは、これらの法律なり宣言が明確に今度の漁業協定に抵触する分はあるわけですね。そういう点については、これは外務大臣もどこかの機会に言われたと思ひけれども、適当な機会にすね改定あるいは廃棄、廃棄ができれば悪いところだけ改定でもいいけれども、これはさせるというのがやはりほんとうだと思ふ。この点はどうかお考えですか。外務大臣で

けつこうですか。

○國務大臣(権名悦三郎君) 国内問題でありますからあまり立ち入った追及はできないと思ひます。しかし、そういう問題を適当な機会に提起して向こうの善処を促したい、こう考えております。

○會務益君 私のほうの議員団から政府に対して、いわゆる五年後の漁業協定の期限到来後、一年間の予告で廃棄通告して、その無協定事態がかりにできたとした場合にどうするんだと、この質問に対して政府の答弁書の中では、期限がきても輕々にそのような行動に出ようとは思はれな

い——韓国側が、さらに韓国政府首脳部も同様の趣旨を述べていると、こう言つておられます。さらに日本政府は将来いかなる事態においても安全操業を確保するために万全を尽す心がまえを有しておる、いかにそのことばだけはけつこうのようですけれども、しかば万全の場合に万全な措置とは、万全を尽す心がまえといひますか、万全な措置とは言つておられぬが、どういふことをお考えなのか。たとえば、われわれはそういう事態はあまり希望しないし、期待したくないけれども、万

一、せつかく五年やつてみたのに、不合理にもそういうものを、無協約で再び紛争が起こるといふときには、政府としても腹をくくつてやはり経済的なこれに対する対抗手段、ぐらひは私は考えてもいふと思ふのです。そういうことを予想していまから、政府からそういうことを言うのはいやかもしれないけれども、万全の心がまえを有しておるというのには、もう少し説明ができるものなら説明をしてもらいたい、こう思ひます。

○國務大臣(坂田英一君) お答えしますが、この前、韓国の李外務長官が、おそろくあれはちよつと記憶は、日は間違ふかもしれないが、十月の十三日ごろだったと思ひますが、記者会見において、重大な侵犯がない、違反がない以上は、この漁業協定に永続的に持続していききたいといふことを、またそうであらうといふことを述べておるわけでございます。その重大なとはどうかという問題は、いろいろございませう。これは、何です、私もどしどしでは、できる限り、したがって、日本側といたしまして、また韓国も同様でございませうが、この協定が十分順守できることに努力をいたしたい。で、したがって、私もどしどしといたしまして、いわゆる政府としては、この点について極力努力をいたしておるわけでございます。取り締まりの問題についても、民間に対しては十分、いろいろ、了解をするいろいろな会合をいたしておられます。それからまた、民間としても、非常にまあそれを了解しておる多数が——中には例外がありましようが、多数了解して努力を払ふことになっております。先ほど申しましたように、民間の協定もまあやう、こういうことで進んでおります。それらの点はいろいろ進んでおります。なお、これに關して必要な法令ですね、法令なんかも、それぞれの法令はどしどし進んでいふたやうなことで、いませつかく検討中であり、まあそれが実行できるやうにいたしてまいりたい。なお、いまお話しのとおり、民間供与の問題は、これはもう先ほど来

いろいろ申し上げておりましたとおり、その特別のものというわけにはいきませうけれども、できる限りの好意をもつてこれやつていこうというやうなことで進めておるやうなわけでございます。で、まず、そういう意味、そういうやうなことで、できる限りの努力をいま進めつております。結局において、やはり条約は、相互の信頼がやつぱり基礎であらうと思ひます。これは言うまでもございせんので、そういうことであれば、部分的に、また場合によつて、若干の違反があることを、期待するわけじゃありませんが、そのときにはこれは話し合ひで進むだろうと、こう私はよく思ふのでございすが、できる限りさういふことのないやうにづとめておる、こういうわけでございます。

○會務益君 ちよつと話がずれて、私は無協約状態のときに対する対策はどうかといふことを伺つたのですが、まあ平和ムードだからそれ以上追及しません。われわれはそういう最悪のときには、経済協力がストップするくらいな決意を持つておるべきだと思ひますけれども、政府からあえて答弁を求めません。

それから、一体、日本の漁業者に対する実績がどうかといふことについて、渡辺委員から非常にりっぱな御質問があつたので、私はそれに触れませんが、ほんとうにこの漁業協力がうまいければ、三年半か五年ぐらひすれば、ほんとうはもう乱獲状態がくるのではないかと、こう思ふわけですが。私はそれが、日韓の協力の点からいへば望ましいが、しかし、日本としては、それはなかなか大きな頭痛だろつと思ふ。したがって、円満にいは、あの狭いところで韓国がほとんど有効適切な漁業をやつて能率がよくなれば、これはもう完全に乱獲で、一人当たりの漁獲量が減つて困る。ことに零細な沿岸のいわゆる千七百隻に押えられた漁民とか、あるいはいまき網以下の小さいものは困るのじゃないか。それらに対して、いまは確かに李ライン——これは実質的撤廃ですよ。何と言

から除外される。よろしゅうございますか、外国人の財産取得に関する政令、ところが、そうでない者には適用されるというようなことがあるようにございます。そのほかの問題は、いろいろ永住することができるようになりますれば、何かと永住者としての便宜は非常に多いかと思うのでございすが、さればといつて、永住権を得なかつた者がどうなるかと申しますと、いままでより悪くなることはない、よくなることはあつても、悪くなることはないといふことは言えるだらうと思ひます。

○會務益君 法務大臣が私の次々に伺うことを一括も予定して答弁いただいたので、それでいいやうなんですが、私は、初めはどことが違ひの、それから、結局社会保障がどが具体的にどこまで違ひのと同じかといふことを一つ一つ伺ひたかつたのですけれども、大体わかりましたが、教育のほうは事実上、權利義務は別です、事実上の取り扱ひで、まあ小中学には入れてやる、上のやつも考へてやる、入れるようにしてやるということは、永住権者と非永住権者と変わりません。中村さん、それだけの質問でたいへん恐縮ですけれども、済んだらお歸りになつてけつこうですけれども。

○國務大臣(中村梅吉君) 永住権を持った者も持たない者も、現実には差異がないと、かように考へております。

○會務益君 そりすると、次が生活保護と、いまの一番やつかいな、やつかいといひますか、や、や、つかいな国民健康保険、で、生活保護について、いまも法務大臣言われましたが、今度は厚生大臣からお答えいただきたい。これは変わらぬでせう。

そこで、国民健康保険のほうは、ある市町村はやつておつて、やつておつたところは従来どおりですか。今度あなたのは厚生省令かなんかで新たに均一にやらせるわけでしょう。そのときに、今度新たなやつとの差をつけるのですかつかないのですか。つけるのはまずいと思ひます

が、どうなんでしょうか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 今回の取りきめによりまして、生活保護につきましては、永住権を取得いたしました者につきましては、当分の間、従前のとおりとする、こういうことに相なつておるのではありませんが、北朝鮮系朝鮮人その他の外国人におきましては、現実にやむを得ない生活の困難者につきましては、これまでと同じように生活保護をやつてまいらる方針でございますが、国民健康保険につきましては、御承知のように、外国人につきましては、各市町村におきまして条例によつてこれを適用するといふことに相なつておつたわけでございます。しかし、今回の永住権取得者につきましては、省令によりまして当然加入できるやうに措置する、こういう取りきめに相なつた次第でございます。したがつて、永住権を取得した者と取得せざる者との間に差別が生ずるやうでございしますけれども、これは国民健康保険は地域社会の相互扶助、連帯性といふことを基調にしてできしております關係から、その市町村において適當と認めたる者を条例でもつて加入をさせる、こういう道が従前どおり行なわれるわけでございますから、私はトラブルはないものと思ひております。

○會務益君 これは總理に伺ひますが、大体これは今度永住権者と、そうでない、つまり韓国以外の法律上の違いはできますけれども、これはやむを得ないので、永住権を与えろといつてもできない。また、こういうことを契機といたしまして、日本におるいわば少数民族といひますか、特別の外国人である朝鮮系、これは韓国人も含めて、その社会に、韓国からいへば、今度は韓国人になつたほうが得だからいふしやいふしやといふ奨励するでせうし、また、北朝鮮系は、韓国側が徴兵するぞてなことをいふて、一ぺん外国に行つた者を北朝鮮系に帰するといふやうに盛んに運動をやる。そういうふうな取り合ひみたいな状態が起つておる。これはやむを得ないかもしれなけれども、日本側としては、実をいへば迷惑になるのではなからうか。したがつて、永住権者韓

国人と法律上の間違ひはあるし、それはそれとして、いま大体各大臣からいわれたやうな實際上的な社会保障的な方面等については、人道的といつてもいいですけれども、日本側はまあきつ立つてそういう紛争に巻き込まれないといふか、なるべく差別待遇をしない、そういうことによつてよけいなトラブルを起してほしくないといふのがほんとうの日本側の気持ちぢやないかと思ひます。そういう意味で法律上の差はある、これはもう何もあれすることはない。しかし、極力待遇が實際的に同じやうに、まあ仲よく暮らしてくれと、こういう方針でいくべきだと思ひますが、總理のお考えをお示し願ひたい。

○國務大臣(佐藤榮作君) 先ほどもお答へいたしたのでございしますが、この国籍取得は、自分の欲する国とその人との問題でございまして、日本政府自身がこれに關与するやうなものではない。これはもう會務君はその道の方だから十分御承知のことだと思ひます。で、したがひまして、ただいまの永住権を認める、そうでない者、こういうことで処遇等において相當差ができてゐる。それをもう北朝鮮、あるいは大韓民国がどういふやうに扱われるかは、これは別で、日本政府としてそういう中に巻き込まれることは、これは迷惑な立場である。それから、同時に、日本はそういう点については法務省あたりの取り扱ひにおきましてもはつきりしてゐる。いわゆる国籍取得問題に政府自身がタッチしないといふまあ態度ははつきりしておきます。しかし、在日朝鮮人と申しまして、これは長く日本におり、しかも、われわれと雜居し、かつては日本人であつた、こういう關係もありまして、今回の協定ができることによつて在来の処遇に非常な変更を与える、こういうことはおもしろくないと思ひます。韓国人としからざる者と、この區別はこれはやむを得ない。しかし、一般外国人よりも、かつて日本人であつたと、また、雜居しておると、こういう意味で、私もどうしてもこれらの諸君に対しても、非常なきつしい思いをさせないやうにしたいと、かやう

に思ひます。そういう意味でしばしば申ししますのは、今回のことができたとしても、在来の待遇、それに變化を来たさないやうに注意はいたしますと、かやうに申したやうな次第でございします。

○會務益君 これは法的地位の直接關係がございせんから、入国の管理と日本の労働との關係について、これは労働大臣にも伺ひたいんですが、実は、この間、私の同僚の議員の方で、ある関西の大学におけるいわゆる各党立ち会い演説会で質問を受けた。それは、日本のある会社が韓国人の安い労働を入れて、それでやつてゐると、具體的の会社の名前までも言つたので、さつそくその方が東京に歸つて來られてから、会社を調べたと、それから、法務省のほうにも、入管のほうにも聞きまして、そんな簡単に外国人労働をどんどん入れられちゃ困るんで、韓国側には実は人手が余つてゐるんでしやうし、教育の程度も高い、優秀な労働力であることは認めますけれども、日本の労働市場からいへば、來られちゃ困るといふほうが、私は、少なくとも労働組合の立場としまつて正しいと思ひます。特にへんてこりんな資本家がそんなことを悪くみしてやられちゃ困るといふんで調べてみたら、どうもそういうことはなくて、よほど見習いとか技術を見習うとかいふので、それもインテキで来るんじゃない、ほんとに訓練のために來るとかいふ、何かよほどのはつきりした証拠でもなければ、そんなものは非常にケースも少ない。年に一件か二件ぐらいだといふお話でありましたが、さうであらうし、これは韓国側の期待にはそむくかもしれないけれども、やはり日本の労働市場を守るという意味からいへば、そういうチープ・レーバがやむやみに來られちゃ困る、まことに迷惑千萬なんです。日本の国内にいる朝鮮系の人とは別ですよ、新たないわゆるレーバとして。そういうことはむしろ労働対策としても考へておられたいだらうし、法務省のほうでも、日韓の国交が調整ができたから、どんどこんどこそういうレーバを入れるとい

りようなことは毛頭考えておられないだろうと思
いますけれども、これは非常に重大なことですか
ら、明らかに両大臣からお示し願いたい。

○国務大臣(石井光次郎君) ただいま外国から勞
働者が入ってくる道はないのでございまして、そ
れは入国管理令に規定があるわけでございます。
それで相当嚴重にやっておるわけでございませ
ん。いまお話のような、技術を見習うために短期間
やつてくるという者等は私もよくよくよくよく
聞くのでございまして。それから、一つ規定とし
ては、労働者が入ってくるのはこういう条件があ
る、「本邦でもつばら熱帯労働に従事しようとし
る者」——熱帯労働者を特に入れるというよう
な場合には、こういう条件によつて特にする、その
ほか一般の者は入れないということになっておりま
す。なおお氣をつけることにいたします。

○国務大臣(小平久雄君) 労働者の立場からいた
しまして、現在のわが国の雇用情勢からいたし
まして、韓国人労働者を一般の労働者としてわが
国に入れるというようなことは、目下全然考えて
おりません。ただいま法務大臣から御説明があり
ましたとおり、きわめて特殊な場合にだけ、これ
は法務大臣の認可のもとに若干入つてまいつて
いる、これだけでございまして。

○會務益君 外務大臣にお伺いいたします。私は
お許しを得て、竹島の問題と、もう一つ、主とし
て経済協力の問題について質問させていただきます
終わりたいと思ひます。

まず、竹島問題ですが、私は、この紛争解決に
関する交換公文の中を讀んで見ると、「別段の合
意がある場合を除くほか」、要するにこの交換公
文によつて紛争を解決するのだと、こういうこと
になつてゐると思ひます。私は、したがつて、
韓国側が、竹島の自分の権利は絶対正しいのだ
と、そういう意味では紛争にすらなつていないの
だと言つてみたり、日本側がその主張を認めて
ないという意味で、紛争が客観的になつてゐると
いうことは認めると言つてみたり、多少この言
方は時によつて違つてゐるようでありますが、少

なくとも日本側は、別段の合意によつて、この竹
島問題はこの交換公文から除くという合意をして
いるはずはないと思ひます。ただ、問題は、こ
の交換公文は、ほんとうは竹島のためにつくられ
たに違ひないと思ひます。推定するだけでも、
証拠としての竹島というものは明書してないとい
ふところに、そこにつけ込まれたと言つては語弊があるかもしれ
ませんが、だから、この交換公文で竹島の
問題を処理するということを、どうしても韓国側
は国民の手前、メンツでも承認しない、あるい
はしたくないものではつきり言わない。紛争であ
ることは認めるにしても、この交換公文でやるの
だと言つて、何か自分の主権の主張
が強い。こういうことに私は問題があるのではな
いかと思ひます。まずその点、別の合意をしたこ
とはないと思ひます。すなわち、この交換公文に
竹島を入れたかたのだからうけれども、入れられ
なかつたことの経緯等について外務大臣からお答
え願ひたい。

○国務大臣(椎名悦三郎君) まず、別段の合意は
ないのであります。竹島に関して別段の合意とい
うのは、たとえば漁業紛争等については、これは
別段の合意がございまして、漁業紛争はそつちの
ほうの方法によつて解決する。竹島については紛
争問題ではあるというところを、御指摘のとおり、
認めないような認めような、結局は認めておる
のであります。とにかくわれわれの間では、竹
島問題は紛争問題であつて、この交換公文によつ
て解決されるというところについては、明瞭な合意
をみて、こういうものができ上つたのでございま
す。

○會務益君 そこで、私は、一政府は率直に、とに
かく懸案の一括解決と言つてきたのに、この一括解
決にならなかつたことはきわめて残念である。こ
れは国民におおびしきやいふかと思ひます。同
時に、解決に若干時間はかかる。まあ国交調整
ができて友好的な雰囲気さがさらに醸成されてから

でない、事実上向うは占據してゐるのだから、
それだけ強いわけですから、なかなか話し合
ひに出てこない。だから解決はいささか時間がか
かります。国民の前に、しかし、絶対的な上げに
するつもりはございせん、こういうことを明
確に、かつ、その点を韓国側に何らかの形でやは
り私は認めさせるのが必要ではないか、こう思
ひます。いまさら合意事項つくれというのでもや
ほかもいけません、何らかの機会に、条約がも
ういやおうなしに——いやおうなしにということ
ははいいか知りませんが、十一日には自然成立す
ることになるのですから、だから、その前にと
言つても、それは事実上無理かもしれぬ。しか
し、だからといって、これだけの問題をほうつて
おいていいことはない。まあ調印の儀式にも行か
れるようです、何らかの方法で、双方がこの問
題については、両方の主張は主張だと、しかし、
平和的に解決するんだ。要するに交換公文が動く
のだということを何とかして両方の合意で明らか
にすることはできないものでしょうか。私は、そ
れはやはり努力するのがほんとうだと思ひますが
ね、これこそすぐに解決できないですよ、これ
は。だから一括解決できなかった、申しわけござ
いせん、それからやつぱり時期がこないとなか
な空気がよくならないから、すぐに解決はでき
ない。しかし、これはそのことはたな上げじゃな
いんだと、それにはやつぱり韓国側も同意だと、
これだけのやはり形式はいまからでも決しておそ
くない、整えるほうが、国民を満足させるだけで
なくて、兩國のためにいいんじゃないかと思ひま
す。向うのメンツがあつたのことはよくわか
りますけれども、そういうような兩國の何か合意
をして、適当な機会になるべくすみやかにこれを
発表するということをお考えを伺わしていただ
きたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいまたいへんいい
御注意がございました。私は率直に申しまして、
たびたび国民に「一括解決」ということを約束してき
た。しかしながら、その大事な領土問題について
解決を見なかつたことは残念に思ひます
が、しかし、この解決の方向と申しますか、めど
がついてゐる、そこで国民の皆さまにもお許し
が得られるんじゃないかと、かような説明をしばし
ばしてまいりました。さらにただいまの御意見も
ございまして、お尋ねもありません、この一括解
決というものをいつきり申してまいりましただけ
に、与野党の諸君はじめ、国民の皆さまの御了解
を得なければならぬことだと、かように私は思
ひます。同時に、また、この領土問題につきま
してしばしばお尋ねをうけておりますが、私ど
もが竹島の問題について領土権を放棄したことも
なければ、また、韓国側の主張を了解したことも
ない。したがつて、これはわれわれの領土である
ということをしばしば申し上げてまいりましたの
で、一括解決のできなかったことは残念だが、こ
のわが政府の考え方が国民の期待に反するよう
なものでないことも、これはおわかりだと、かよう
に私は思ひます。ただ、この解決をすることに
して今後とも最善の努力を払うのでございませ
ん、いままでのところ、適当な機会に交渉を持
つ、ということを外務大臣にも申しております。な
かなかこれだけの大きな問題で、両国民の関心事であ
りますだけに、その簡単な事態——その話し合
いがつくとも思ひませんが、とにかくこの問題は國
民の期待に沿うように最善を尽くしてまいりたい
と、かように思ひます。したがつて、ただいま
言われることが、これは適当な時期か、あるい
は適当な方法か等は、なお考慮を要することでご
ざいます。また、権名外務大臣が批准交換にも出か
けると、こういう機会があれば接合する機会がある
のでございまして、十分こういう点についても
忌憚のない話し合いをしていく、こういうことに
いたしたいと思ひます。

○會務益君 これは日ソ共同宣言のときも、御承
知のように、参議院では領土問題について附帯決
議までしているということがあるのです。こう
いうこともありますから、まあ議院のあれは別

ですけれども、政府のほうでも、ぜひ両国の合意を何らかのすみやかな機会にあらわす方法を講じていただきたい。少なくとも真剣に考究していただきたいと思ひます。

最後に、国交調整の正常化に伴う、特に経済協力、貿易等に關連してお尋ねいたすのであります。すでに御承知のように、過去においては四十億ドル近い援助がアメリカから注入されましたけれども、それがむだづかいに終わつたり、あまつさへ、汚職や腐敗の種をまいた、こういう苦い経験もあるわけでありました。したがつて、今回の日本の経済協力と民間経済提携が、一方では韓国側が危惧するような経済侵略とならないように、また、他方では、いま申し上げましたような浪費や腐敗の原因とならないように、嚴重に措置すべきことは両国の当局として当然だと思ひます。また、韓国側もこの点については留意をしてい

るべきであります。対日請求権資金管理委員会には特に野党側も加へ、そうして公正な運営を期すると言つていふようでございます。これらの、大體どういふことを考へていふかといふことについて、十一月二十七日に公表されたいわゆる基金の使用計画等を見ますと、總額で外貨は五億三千八百二十万ドル、内資のほうは七百三十八億五千万ウォンといひまして、大體その内容は、社会間接資本拡充部門、まあ主として鉄道車両、船舶等の製造、港湾、多目的ダム、通信施設等、それから肥料、農薬等の原材料の輸入、それから、主として農業、水産業、中小企業、機械工業等の改善に向けられるようであります。比較的われわれ感ずるところでは、何か重工業のモデルプラントだけをやるといふ方向でなく、この計画にあつたところを見ると比較的しめだが、まじめな方向ではないかといふふうに考へるのでございます。ところが、そこで、韓国はああいう国柄ですから、日本側から内政干渉だといふようなことを、極度に神経質な国でありますから、その点は十分にわれわれは考慮しなければいけませんけれども、真に正しい経済協力と有効な協力をするため

には、むしろアジア平和問題懇談会等が提唱しておりますように、日韓あくまで平等な立場から、両国間の経済技術の交流と協力を円滑に調整するために、官民の合同委員会といふようなものを設置してやつていくほうがいいのじゃないか。むしろそこで相談したものを——これは任意に向こうが相談してくれることを期待するわけですが、韓国は韓国の主権のもとに實際運用されると思ひますけれども、そういうことが必要ではないか。民間の中には、これは当然のことである、さういふような考慮があつてしかるべきではないかと思ひます。この点は若干デリケートではあるかも知れませんが、この点に關する總理大臣のお考えをお示し願ひたいと思ひるのであります。

○國務大臣(佐藤榮作君) このたびの経済協力、これは韓国の経済の成長にこれが役立つといふこと、さういふことに使われることを心から望んでおります。しかし、この種の事柄は、しばしば御指摘になりましたように、誤解を招きやすい、また、いろいろな弊害にもおちいりやすい、さういふことが指摘されるのであります。双方が、韓国、日本いずれもが平等な立場でこの問題と取り組むことは、これは当然のことであると思ひます。また、韓国の国内におきましても、ただいま御指摘のように、野党も含めての資産管理委員会を設けるとか、あるいは入札の方法で公正を期するとか、等々のことが計画されているようでございますが、これは韓国側特に留意しておられることだと思ひます。私どものこの日本側におきましても、この韓国の意図に十分沿ひように、当方もむだな競争などはこれは排撃いたしまして、さうして政府がこれらの問題についても、真に韓国の経済の発展に寄与するよう積極的に協力すべきだと思ひます。特にさういふ場合に注意すべきことは、いま言われまじやうに、経済侵略といふやうなことの誤解を受けてもこれはたいへんでござ

いますから、一切の誤解を受けないように、また同時に、これが利権化されないように、さういふことも考へていかなければなりませんし、汚職といふやうな問題もとかく起りやすい問題でありますから、十分注意してまいりたいと思ひます。私どもは多額の賠償事務を処理してまいりました、これがこれらの問題も、一部においてもいろいろな批判がございましたけれども、十分注意した結果が、ただいま申し上げるやうな弊害をかもし出さないで済んだかと思ひますので、これらの経験を生かして、今回ののもちろん賠償ではございせんが、経済協力、さういふ意味で多額の資金が使われるのでありますから、さういふやうな誤解を招かないやうに最善を尽くしてまいりたい、かように思ひます。

○會務益君 そこで、日本側といひましては、特に韓国側が豊富で知識水準も高い労働力をたくさん持つていられるわけですから、これを活用して国際市場で日本と公正な競争をすることをとおされるのではございせん。しかし、同時に、韓国がいわゆるソシアル・ダンピングの基地となるといふことにやつぱりわれわれは注意を払つていく、なす得る限りさういふことがないようにしていくのは当然きまわるほど当然のことだと思ひわけでございます。このことは、私どもは、だから日韓関係はほつておいていいといふのではなくて、私は、やはり国交は正常化し、経済協力を受当な線に進め、さらには、現に芽ばえつつある民主的な労働運動などを、いわゆる育成といふことはことばが過ぎるかも知れませんが、これにまた側面から協力する等の方法によつて、また、韓国がほんとうに土地改革なんかをやつて、ほんとうの基礎から民主主義を育てることを期待しながら、やはり国交調整と協力をあえてすることによつて積極的に取り組んでいくのが正しいと思ひます。しかし、同時に、日本側に不心得の資本家がおります。韓国のチープ・レーバ―ばかりに目を向けて、先ほど直接に日本にその労働力を入れるといふこと、これはもうちゃんと押えることはできま

するが、ただ、チープ・レーバ―を利用して、韓国をほんとうに助ける経済協力といふよりも、日本の競争産業を韓国に安いから導入するといふことに狂奔したり、日本の原料を輸出して、韓国で保税確保の上再輸入いたしまする、いわゆる逆委託加工といふやうなものであります。これは通産省から教わつたんですが、さういふ制度を悪用して、さうしてわが国の中小企業、あるいは労働市場を攪乱する、あるいは困らせる、さういふことをやはり防止していくのが私は当然だと思ひます。そこで、私、先般通産当局から資料をもらつて、大體逆委託加工貿易といふのはどれくらいあるかといふことを調べてもらつたんですが、最近の一九六二年以来の統計から見れば、たとえば一九六四年で件数が二十三件で、原材料の輸出価格が二十二万三千ドル、まあたいした金額と数量ではない。これは通産大臣にあつて何うんですが、それから、この内容を見ますと、主として繊維製品ですね、しかも、中には韓国人が関与していて、自分の關係しているところの韓国の織り屋さんにやるといふやうなこともあるらしい。だから、現状においてはまださういふことが非常に大きく行なわれているんじゃないか。韓国側の希望からいへば、やはりさういふものを利用して何とか輸出をしたい、あるいは委託加工を、保税輸出をしたいと、むしろ大きな、過大の希望を持つていふのではないか。さういふことが私がさつき言う兩國間のズレである。日本側としては、当然にこれは内需を押えて、保護するために、現行制度においても、輸出申請の際に、審査基準の中に国内産業を圧迫しないことは、はっきり基準を書いておる。そこに向かう大きな期待とここの国内産業保護と完全にズレがある。さういふことをやはり埋めていかないと、せっかく経済協力だ貿易振興だと言つてみても、なあんたといふことになる。これでもないけない。向こう側にもわからせなければならぬし、日本側の正当な利益は、これはプロテクトしていかなければならぬ。現在の法令だけでいいのか。現状においてはまたこれは

非常にケースは小さいし、数は少ないけれども、將來の問題としてこれは非常に大きな問題になるんじゃないか。これらについてやはり通産大臣の三木さんの御見解を伺っておきたいと思うわけです。

○国務大臣(三木武夫君)　やはり各国産業発展の過程があるものですから、どうしても日本は産業を高度化して、産業発展のおくれておる国が軽工業が発達していくことをやはり助けるのでなければ、後進国の問題という経済の向上ははかられない。ですから、大きく見れば、日本の産業は、そういう新しい工業園が相当いろいろなものをつくってもやっていけるだけのやはり産業の構造を持たなければいかぬ、これが大きな方針だと、ただ、しかし、それまでの間に、中小企業として、あるいは中小企業ばかりではないかもしれないが、いろいろな打撃を受けるわけですから、その場合には外国為替管理法の規定によって、日本の企業の進出、向こうでいろいろなものをつくらうということに対しては許可を与えない場合があるし、また、保税加工の問題にしても、委託加工貿易に対して許可を与えないと、まあ法的な措置は現在の措置で、これ以上新しい措置を加えなくてもいけると思います。要は、そういう点で、方針としてはなるべくやはりそういうおくれしておる国の産業の発達育成、これを考えながら、その間、弊害があった場合には、現行の法規の範囲内において日本の産業を保護していきたい、法規は現在の法規で十分だと考えます。

○會務益君　確かに日本は公正な競争をおさるべきでない。ほうっておいたって、韓国が日本よりかおくれた市場で、しかも、優秀な労働力は豊富にあり余るほど持っているのですから、どんどん工業国として日本の現在やっているもののあるものと競争関係にあるのは、これは当然のことだ。それをおそれるのでなくて、いま通産大臣の言われたような、しかし、そのやはり過程において日本の中小企業が体質がまだ改善できていない、それに対する保護ということは、これはやはりおろそかにしてはいかぬ、こういう意味で言っている

るので、それから、その点は誤解のないようにしていただきますと思います。

私の質問はこれで終わります。(拍手)

○委員長(寺尾登君)　これにて會務益君の質疑は終了いたしました。

本日の質疑はこの程度にいたし、明日午前十時から委員会を開き、質疑を行います。

散会いたします。

午後九時二十二分散会

昭和四十年十二月六日印刷

昭和四十年十二月七日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局